

# 令和7年度 地域脱炭素の推進に関する状況調査

## 調査結果報告書 概要版

---

環境省 大臣官房 地域脱炭素政策調整担当参事官室

2026年3月



## 令和7年度推進状況調査結果報告書（概要版）

# 令和7年度推進状況調査結果報告書（概要版）目次

### 第1章 調査の概要

1. 調査対象・回答状況
2. 概要版の位置づけ
3. 分析結果についての留意点

### 第2章 推進状況調査結果の概要

#### 調査結果サマリ

#### 1. 事務事業に関する事項

##### （1）実行計画（事務事業編）の策定・改定状況

- ①令和7年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況
- ②事務事業編の策定・改定の障壁・課題
- ③事務事業編の実施状況の公表

##### （2）目標設定と対象

- ①温室効果ガス排出量
- ②政府実行計画に準じた目標設定

##### （3）措置の取組状況\*

- ①太陽光発電の最大限の導入
- ②建築物における省エネルギー対策の徹底
- ③電動車の導入
- ④再生可能エネルギー電力調達の推進

##### （4）推進にあたっての課題

\*設問構成の関係上、目次項目の順序とスライドの順序が必ずしも整合しない部分がある。

## 令和7年度推進状況調査結果報告書（概要版）

# 令和7年度推進状況調査結果報告書（概要版）目次

### 第2章 推進状況調査結果の概要

#### 2. 区域施策に関する事項

- (1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況
  - ①令和7年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況
  - ②区域施策編の公表状況
  - ③区域施策編の策定・改定の障壁・課題
- (2) 目標設定と対象
- (3) 施策の取組状況
- (4) 推進にあたっての課題
- (5) 地域脱炭素化促進事業制度の検討状況
  - ①都道府県基準の策定状況
  - ②都道府県基準の策定に係る障壁・課題
  - ③市区町村が促進区域を設定するための取組支援
  - ④市区町村における検討状況
  - ⑤設定に係る障壁・課題

## 令和7年度推進状況調査結果報告書（概要版）

# 令和7年度推進状況調査結果報告書（概要版） 目次

### 第2章 推進状況調査結果の概要

#### 3. その他地球温暖化対策に関する事項

- (1) 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況
- (2) 気候変動適応に関する取組状況
- (3) 「地域循環共生圏」に関する取組状況

# 第1章 調査の概要

---

## 第1章 調査の概要

## 1. 調査対象・回答状況

## ■ 調査対象

- 都道府県及び市区町村1,788団体及び地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）1,513団体の合計3,301団体\*を調査の対象とした。

## ■ 回答状況

- 本年度調査では、調査対象3,301団体のうち3,139団体（回答率95.1%）から回答を得た。都道府県及び市区町村については全1,788団体中1,714団体（回答率95.3%）から回答を得た。うち、LAPSSによる回答ができず、電子メール又は郵送により調査票を回収した団体数は10団体（電子メール：9団体、郵送：1団体）であった。

	対象団体数	回答団体数	回答率
都道府県	47	47	100.0%
政令指定都市	20	20	100.0%
中核市	62	62	100.0%
施行時特例市	23	23	100.0%
その他人口10万人以上の市区町村	175	175	100.0%
人口3万人以上10万人未満の市区町村	470	464	98.7%
人口1万人以上3万人未満の市町村	458	439	95.9%
人口1万人未満の市町村	533	474	88.9%
地方公共団体の組合	1,513	1,435	94.8%
<b>地方公共団体 計</b>	<b>3,301</b>	<b>3,139</b>	<b>95.1%</b>

\*令和6年度調査実施時点と比較し、地方公共団体の組合数が1団体増加。

## 第1章 調査の概要

### 2. 概要版の位置づけ

- **報告書（概要版）**では、事務事業編及び区域施策編のPDCAサイクルにおける取組内容や各団体が抱える課題傾向を簡潔に整理し、今後必要となる支援策を検討することを目的に、特に「令和7年度地域脱炭素の推進に関する状況調査」設問の中でも、PDCAサイクル推進のポイントとなる設問、また今後の政府支援策の検討に資する設問に係る調査結果概要を掲載している。
- **報告書（本編）**では、「令和7年度地域脱炭素の推進に関する状況調査」の全設問の調査結果を掲載している。本編では、事務事業編及び区域施策編のPDCAサイクルにおける取組、課題の実態やその他地球温暖化対策に関する取組実態に係る詳細について整理している。設問別の集計・分析結果詳細については報告書（本編）を参照されたい。
- なお、本報告書中では以下の略称を用いる。

#### 報告書内で用いる略称

用語	略称
地域脱炭素の推進に関する状況調査	推進状況調査 ※年度間で回答を比較する際には「令和●年度調査」と表記。
地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査	施行状況調査 ※年度間で回答を比較する際には「令和●年度調査」と表記。
地方独立行政法人	地方独法
地方公共団体実行計画（事務事業編）	事務事業編
地方公共団体実行計画（区域施策編）	区域施策編
市区町村による促進区域の設定に関する都道府県基準	都道府県基準
地域脱炭素化促進事業の対象となる区域	促進区域
再生可能エネルギー	再エネ

## 第1章 調査の概要

### 3. 分析結果についての留意点

- 本調査結果の図表は、回答数又は団体数の構成比及び割合（百分率）で表すこととした。
- なお、設問ごとに回答対象団体が異なる、もしくは記入漏れ等による未回答団体があるため、設問によって回答団体数が異なる点留意されたい。
- 構成比及び割合は、小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までの値で表記しているため、全ての値の合計が100%にならないことがある。
- 人口規模については、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和7年1月1日現在）を参照した。
- 地域区分は環境省地方環境事務所の管轄地域に基づき設定した。（福島地方環境事務所が管轄する福島県は東北地方に包含。）

#### 環境省地方環境事務所管轄地域区分

区分	都道府県
北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県
中部	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県
近畿	滋賀県、奈良県、和歌山県、京都府、大阪府、兵庫県
中国・四国	岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

## 第2章 推進状況調査結果の概要

---

調査結果サマリ

## 地方公共団体実行計画制度の施行状況

### ■ 事務事業編

- 都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市は全て策定。その他市区町村は95.5%、地方公共団体の組合は45.4%が策定済。

### ■ 区域施策編

- 策定義務のある団体（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市）は全て策定。策定義務のない団体も含む地方公共団体全体の策定率は62.5%。

### 令和7年10月1日現在の地方公共団体実行計画制度の施行状況

団体区分	対象団体数	事務事業編		区域施策編	
		策定団体数	策定率	策定団体数	策定率
都道府県	47	47	100.0%	47	100.0%
政令指定都市	20	20	100.0%	20	100.0%
中核市	62	62	100.0%	62	100.0%
施行時特例市	23	23	100.0%	23	100.0%
その他人口10万人以上の市区町村	175	175	100.0%	162	92.6%
人口3万人以上10万人未満の市区町村	470	470	100.0%	358	76.2%
人口1万人以上3万人未満の市町村	458	446	97.4%	233	50.9%
人口1万人未満の市町村	533	471	88.4%	212	39.8%
その他市区町村計 (政令指定都市、中核市、施行時特例市除く)	1,636	1,562	95.5%	965	59.0%
<b>計（都道府県＋市区町村）</b>	<b>1,788</b>	<b>1,714</b>	<b>95.9%</b>	<b>1,117</b>	<b>62.5%</b>
地方公共団体の組合	1,511	686	45.4%		
<b>計</b>	<b>3,299</b>	<b>2,400</b>	<b>72.7%</b>		

\*令和7年度調査で回答の無かった団体については、令和6年度調査における回答結果を元に集計。本調査の対象団体数は3,301団体であるが、令和6年度調査・令和7年度調査いずれにおいてもQ1-1(1)の回答がなかった場合は、無回答として扱っているため、本設問の回答団体数は3,299団体となっている。

**1. 事務事業に関する事項**

**2. 区域施策に関する事項**

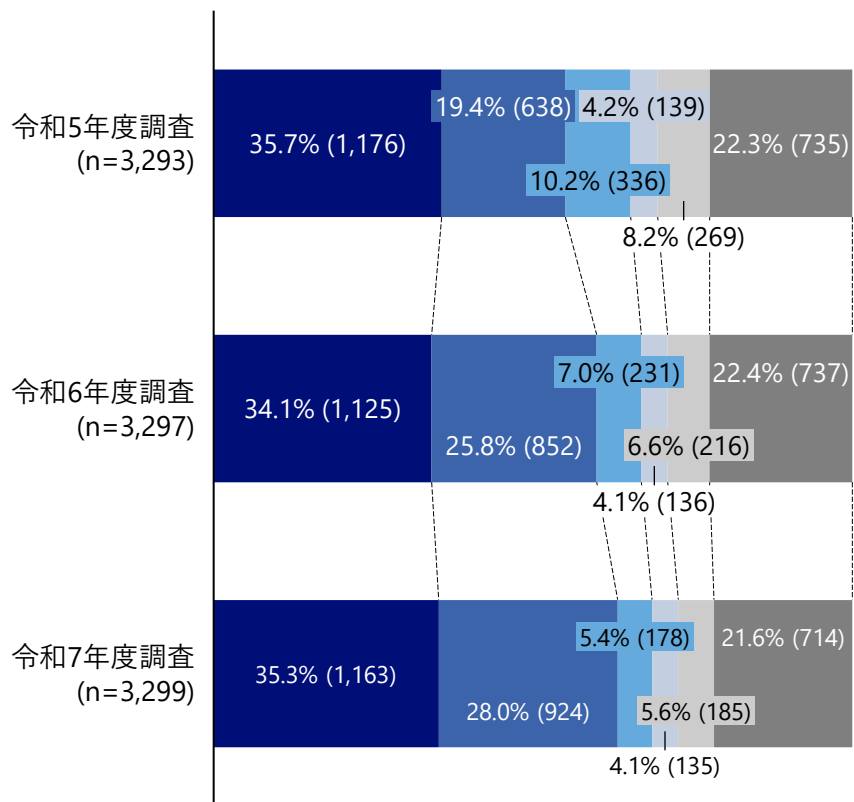
**3. その他地球温暖化対策に関する事項**

(1) 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況 ①令和7年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況

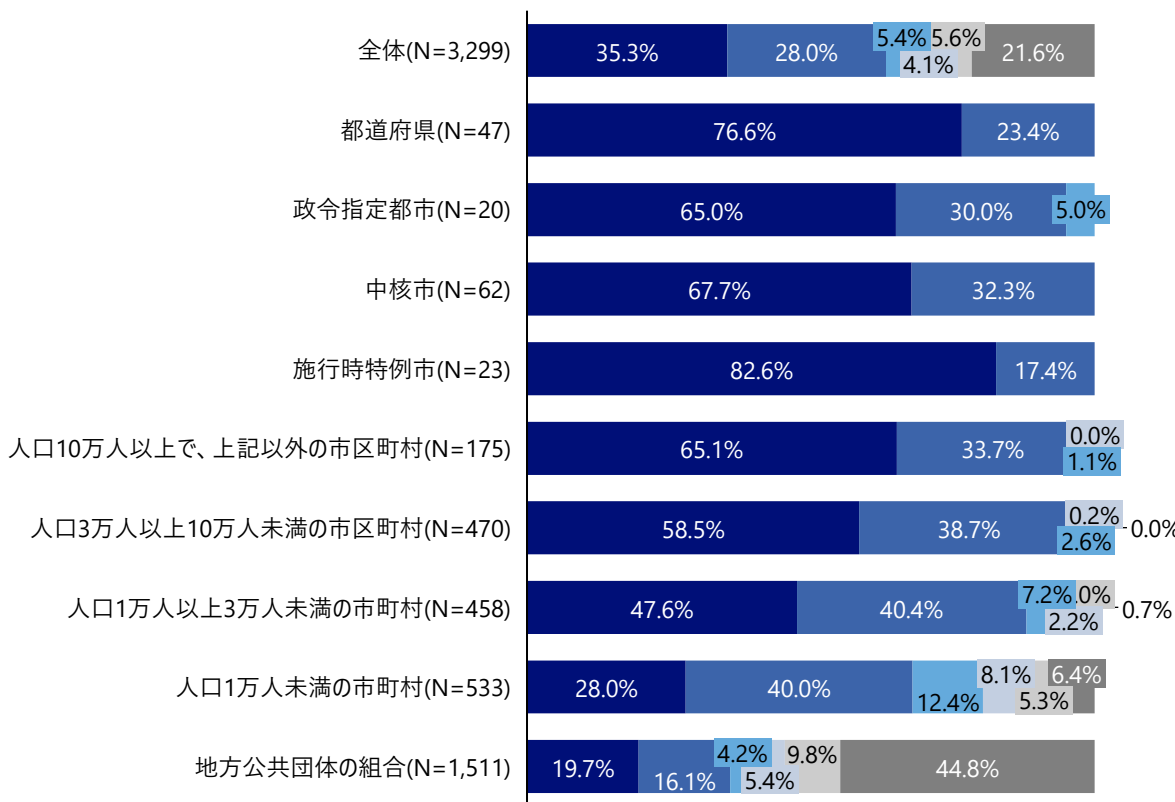
実行計画（事務事業編）の策定・改定状況【Q1-1(1)】

■ 実行計画（事務事業編）策定済団体数は、令和6年度調査での2,344団体から2,400団体に増加（+56団体）。

令和7年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況【経年比較】



令和7年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況【団体区分別】



■ 現在、計画期間中であり、2025年10月1日以降に改定する予定がある
 ■ 既に計画期間を経過しているが、2025年10月1日以降に改定する予定はない
 ■ 過去に一度も策定したことがないが、2025年10月1日以降に策定する予定がある
 ■ 過去に一度も策定したことがなく、2025年10月1日以降も策定する予定はない

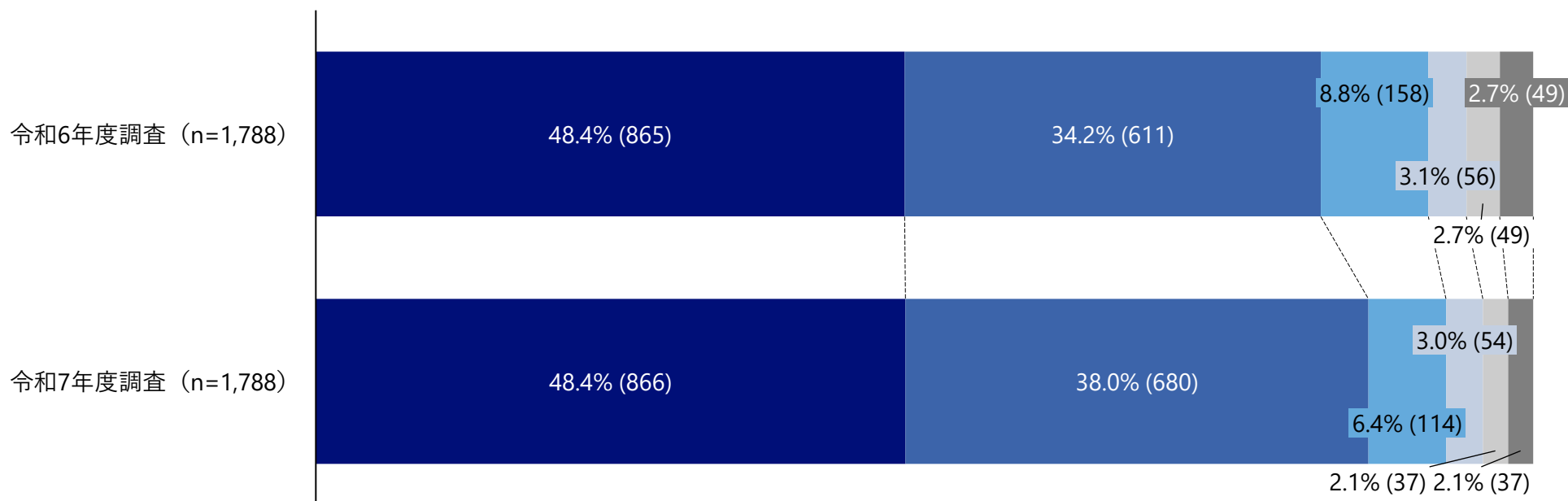
\*令和7年度調査において未回答の団体については、令和6年度調査の回答内容を反映、令和6年度調査において未回答の団体については、令和5年度調査の回答内容を反映

(1) 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況 ①令和7年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況

実行計画（事務事業編）の策定・改定状況 【Q1-1(1)】

- 都道府県・市区町村のみで見ると、実行計画（事務事業編）策定済団体数は令和6年度調査での1,690団体から1,714団体に増加（+24団体）。

令和7年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況(都道府県・市区町村のみ)

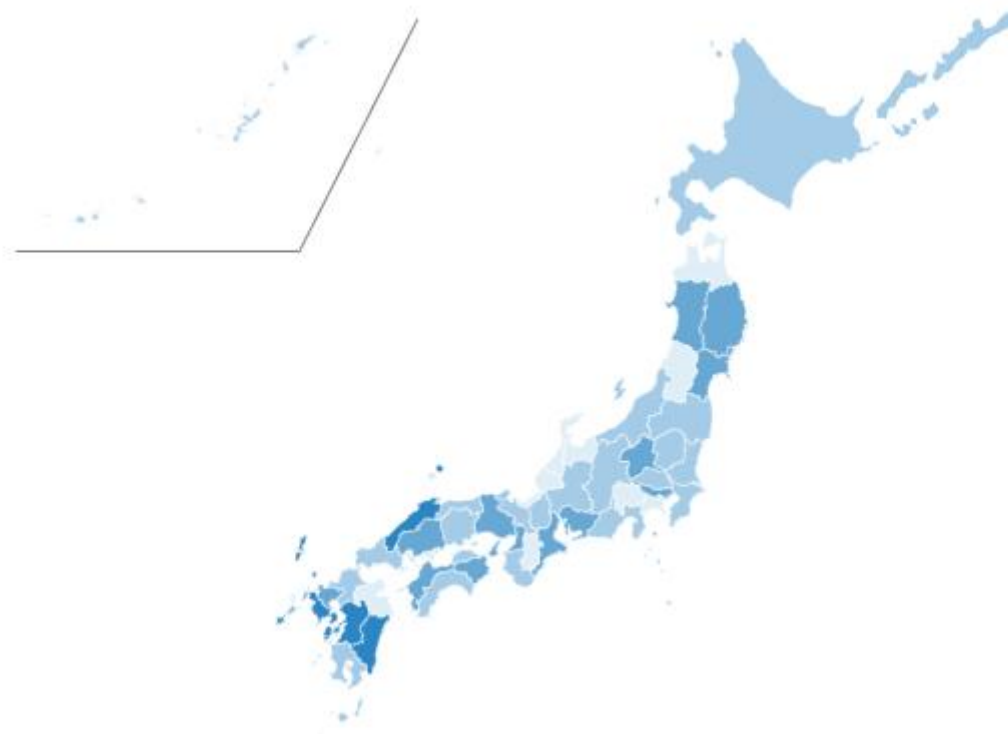


- 現在、計画期間中であり、2025年10月1日以降に改定する予定がある
- 現在、計画期間中であり、2025年10月1日以降に改定する予定はない
- 既に計画期間を超過しており、2025年10月1日以降に改定する予定がある
- 既に計画期間を超過しているが、2025年10月1日以降に改定する予定はない
- 過去に一度も策定したことがないが、2025年10月1日以降に策定する予定がある
- 過去に一度も策定したことがなく、2025年10月1日以降も策定する予定はない

## (1) 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況 ①令和7年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況 組合の事務事業編策定状況（都道府県別） 【Q1-1(1)】

- 組合の事務事業編策定率が75%を超えているのは、島根県・長崎県・熊本県・宮崎県の4県。
- 一方で、9県では策定率が25%以下に留まっている。

### 組合の事務事業編策定状況（都道府県別）



75%超100%以下

50%超75%以下

25%超50%以下

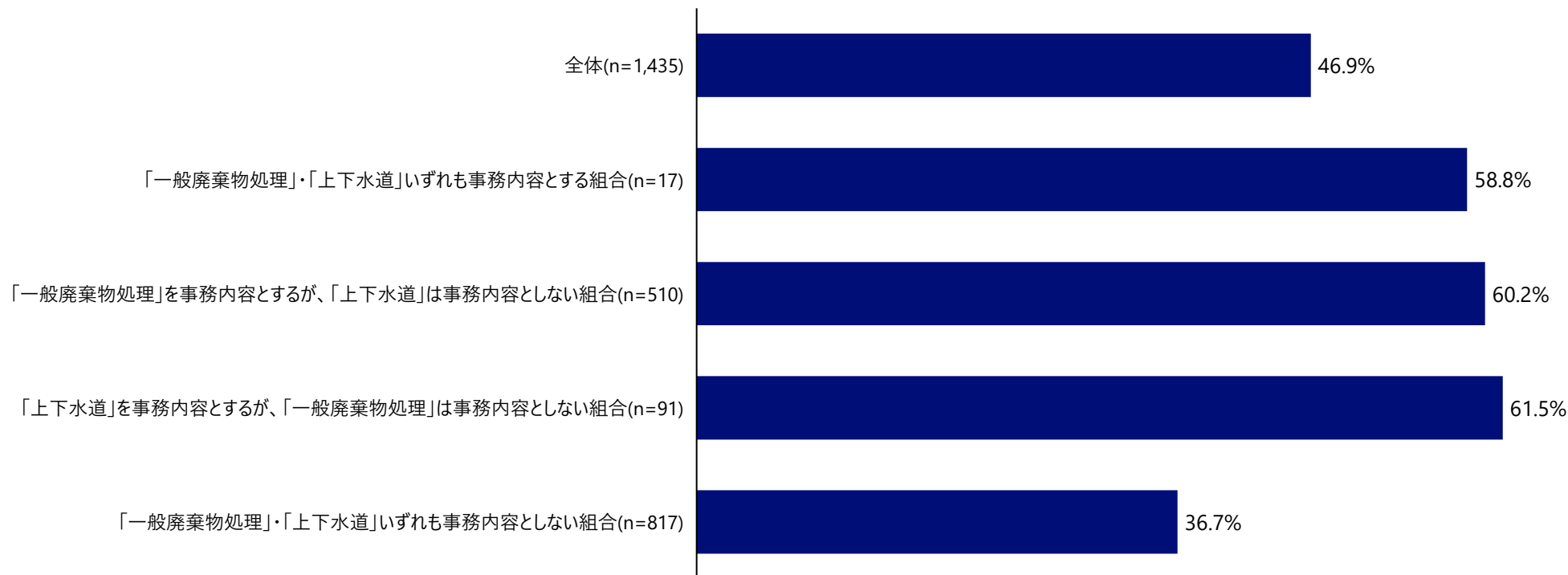
25%以下

(1) 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況 ①令和7年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況

組合の事務事業編策定状況（事務内容別） 【Q1-1(1)】

- 組合の事務内容のうち、温室効果ガス排出量が多いと想定される「一般廃棄物処理」・「上下水道」の両方又はいずれかを事務内容としている組合における事務事業編策定状況を見ると、両事業を事務内容としている組合の策定率は58.8%であり、いずれかを事務内容としている組合では60.4%であった。
- 組合全体の策定率が46.9%であったのに対して、「一般廃棄物処理」・「上下水道」を事務内容に含む団体の策定率は高いと言える。

組合の事務事業編策定状況（事務内容別）

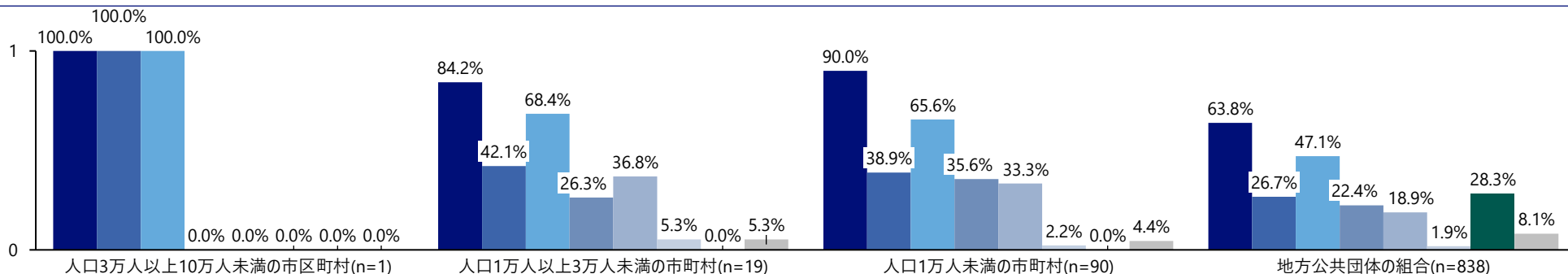


(1) 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況 ②事務事業編の策定・改定の障壁・課題

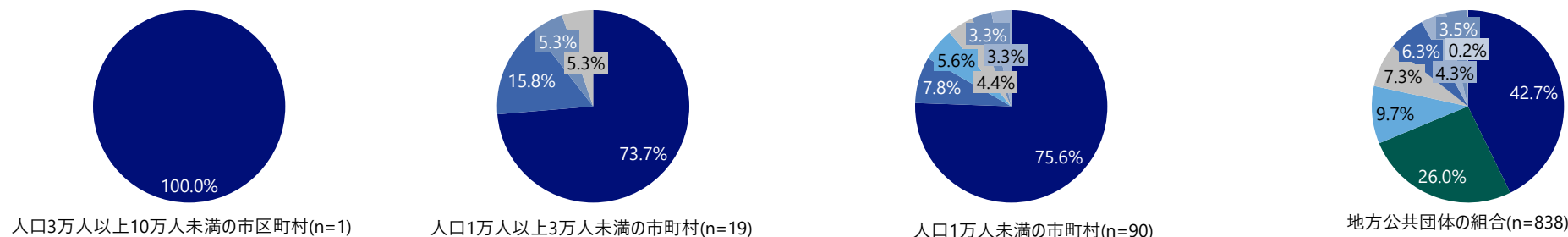
事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未策定・未改定の理由【Q1-1(3)】

- 未策定・未改定団体における主な課題は人員・体制不足、地球温暖化対策に関する専門知識の不足が挙げられ、最も大きな理由も全団体区分において人員・体制不足となっている。
  - 人員不足については、特に小規模団体において計画を策定・改定するための人員が不足しており、計画策定業務に手が回らない等の現状が想定される。雛型提供等による計画策定業務の簡素化支援、計画間で共通する要素の整理等が求められている。
  - 「構成団体の庁舎に入居しており、自ら管理・保有している施設・設備がないため（組合のみ）」については、構成団体等との共同策定の形が推奨される。

事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未策定・未改定の理由【団体区分別】（複数選択可）



事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未策定・未改定の理由のうち最も大きな理由【団体区分別】



- 計画を策定・改定するための人員・体制が不足しているため
- これまでの実績の検証・評価ができていないため
- 構成団体の庁舎に入居しており、自ら管理・保有している施設・設備がないため（組合のみ）
- 計画に盛り込む措置の予算等の確保が難しいため
- 他の業務と比較して優先度が低いため
- その他
- 地球温暖化対策に関する専門知識が不足しているため
- 他の部局・課室の協力が得られないため

(1) 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況 ③事務事業編の実施状況の公表

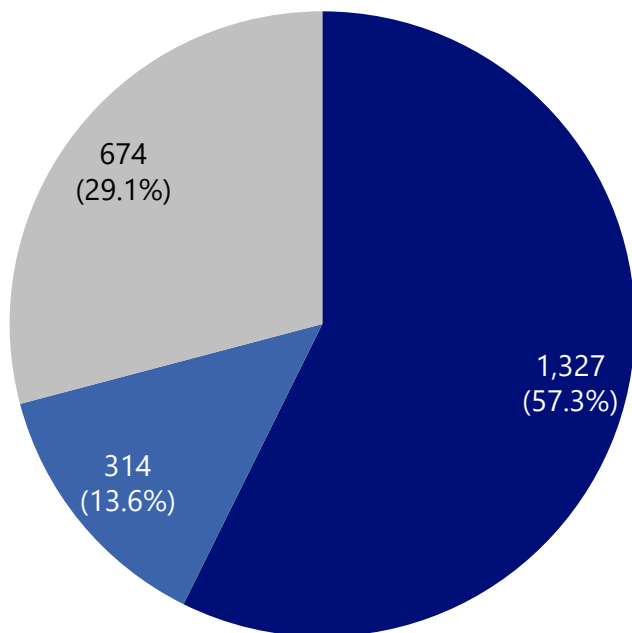
実行計画（事務事業編）の実施状況の公表 【Q1-1(5)】

■ 事務事業編を策定済みの団体における事務事業編の実施状況の公表について、毎年一回以上実施している団体は57.3%。未実施団体も29.1%確認される。

- 人口10万人以上の規模の団体では90%以上の団体が一年に一回以上のペースで実施している。

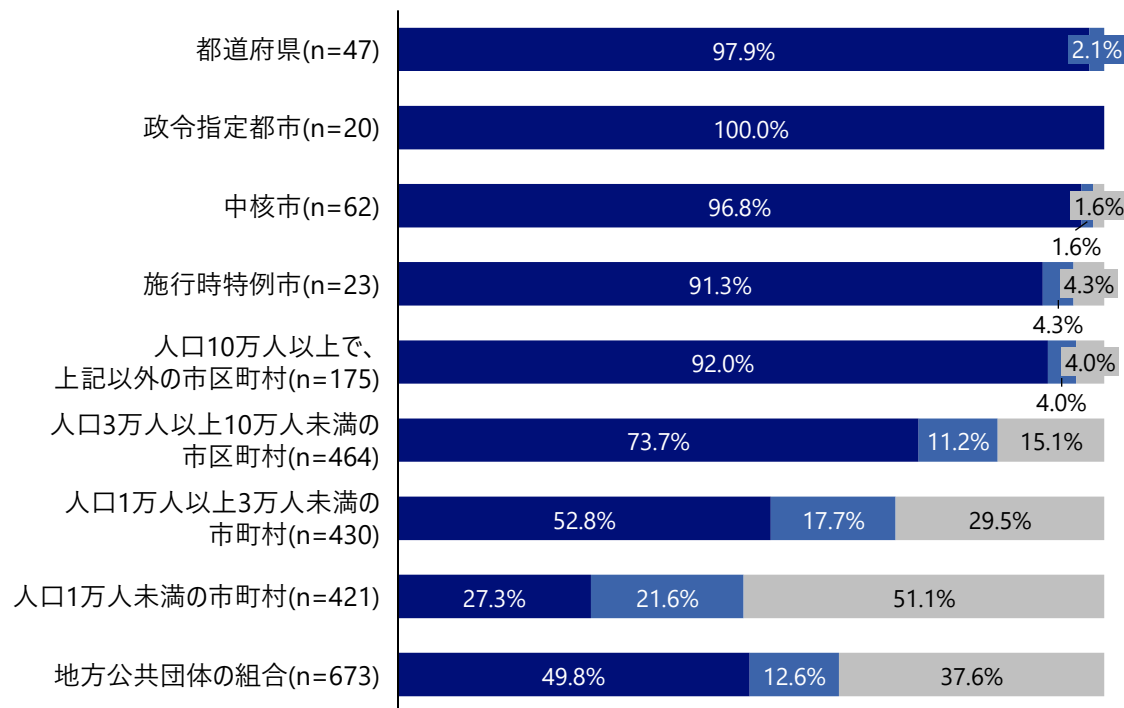
事務事業編に関する実施状況の公表

事務事業編に関する実施状況の公表 【団体区分別】



[n=2,315]

- 一年に一回以上のペースで実施している
- 毎年ではないが実施している
- 実施していない

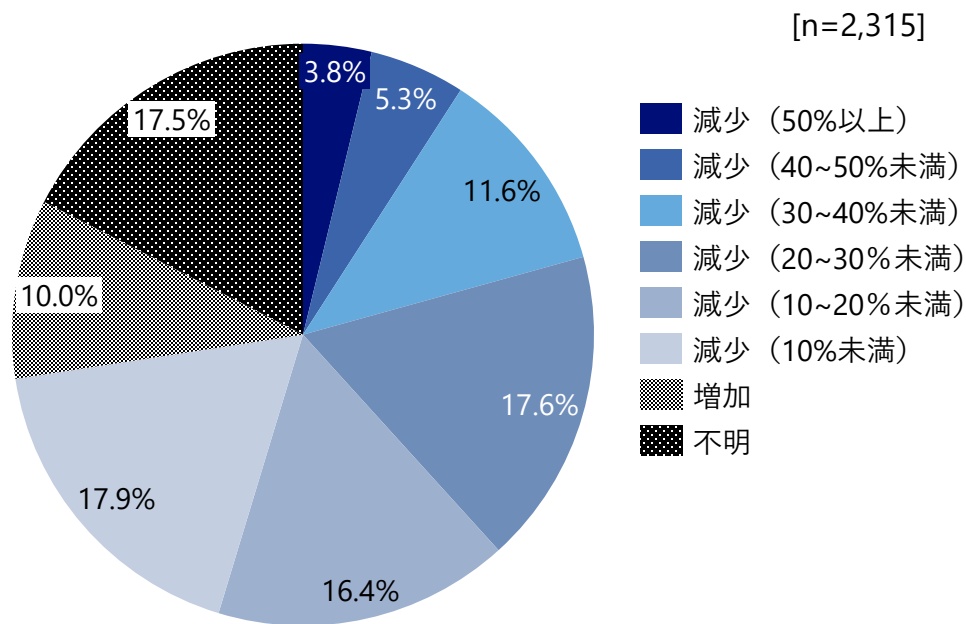


(2) 目標設定と対象 ①温室効果ガス排出量

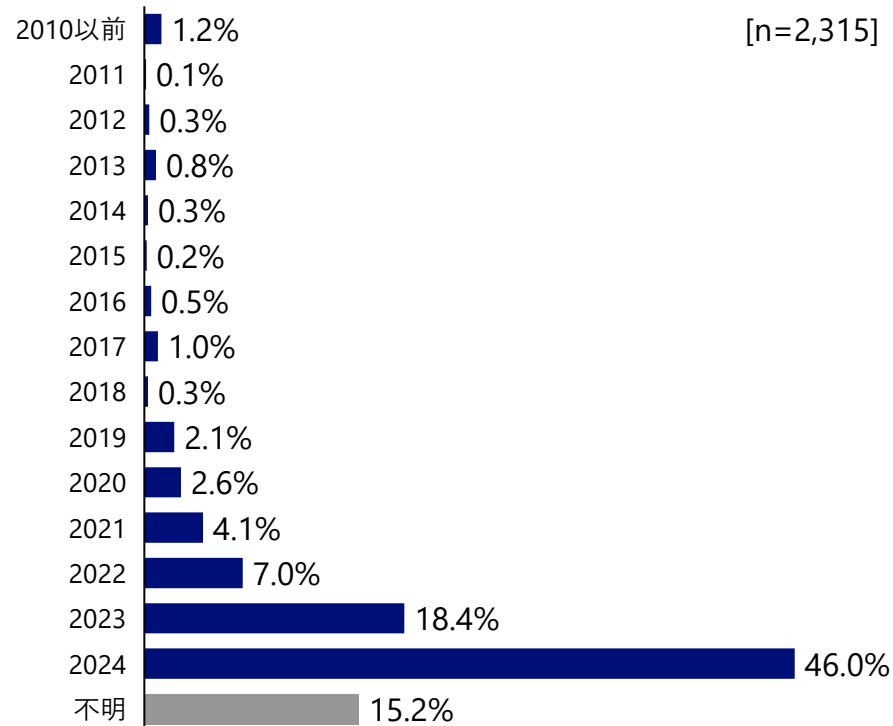
事務事業に係る温室効果ガス排出量 【Q1-2(1)】

- 直近の算定年度排出量の基準年度比について、10%以上の減少を達成している団体が54.7%と半数以上を占める。そのうち50%以上の減少を達成している団体は3.8%となっている。
- 直近の事務事業編算定年度は約半数（46.0%）が2024年度。

直近の算定年度排出量の基準年度比



直近の算定年度

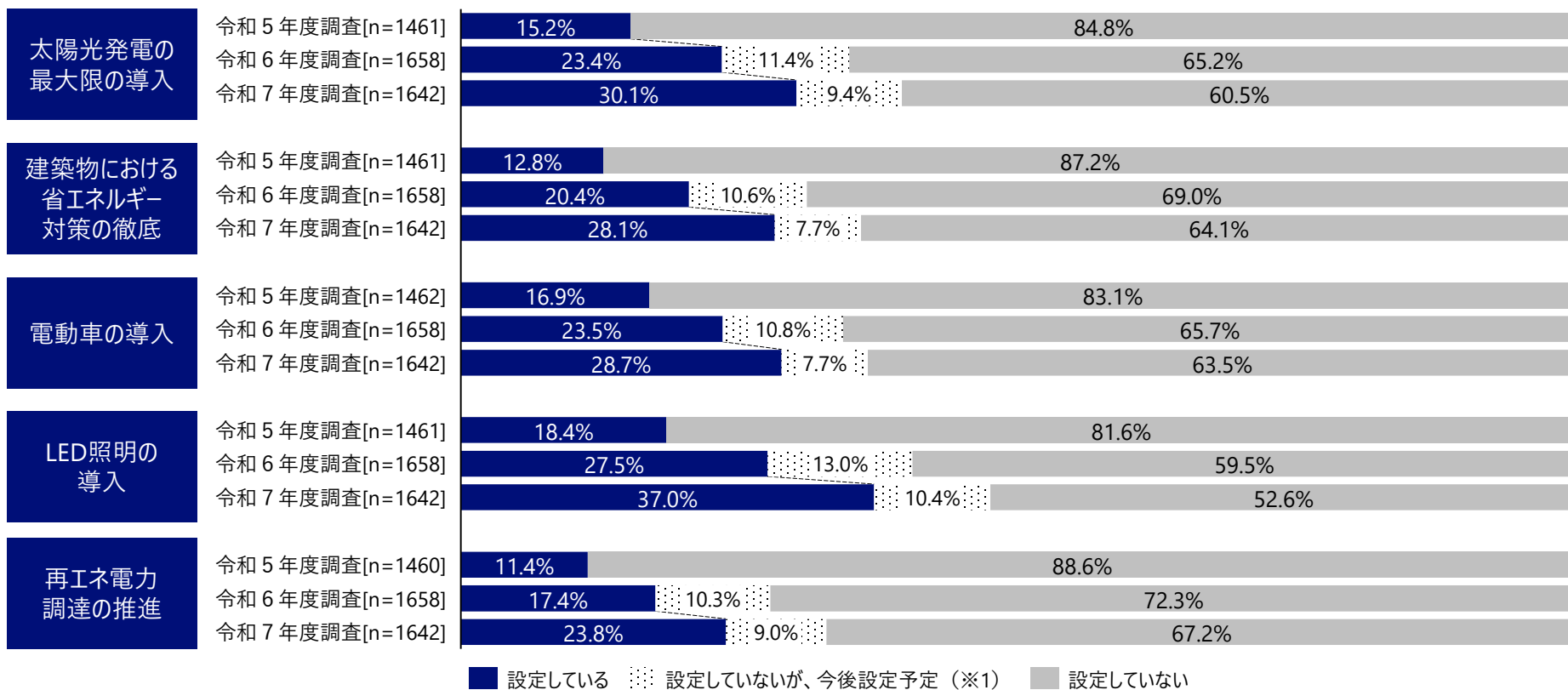


(2) 目標設定と対象 ②政府実行計画に準じた目標設定

政府実行計画に準じた目標設定 【Q1-2(2)】

- 都道府県・市区町村について、政府実行計画に準じた措置の目標設定については「LED照明の導入」が設定団体の割合が最も高く、令和7年度調査で37.0%。
- 令和6年度調査から令和7年度調査での差分でも「LED照明の導入」が+9.5ポイントと最も高い。

政府実行計画に準じた目標設定状況【都道府県・市区町村のみ】



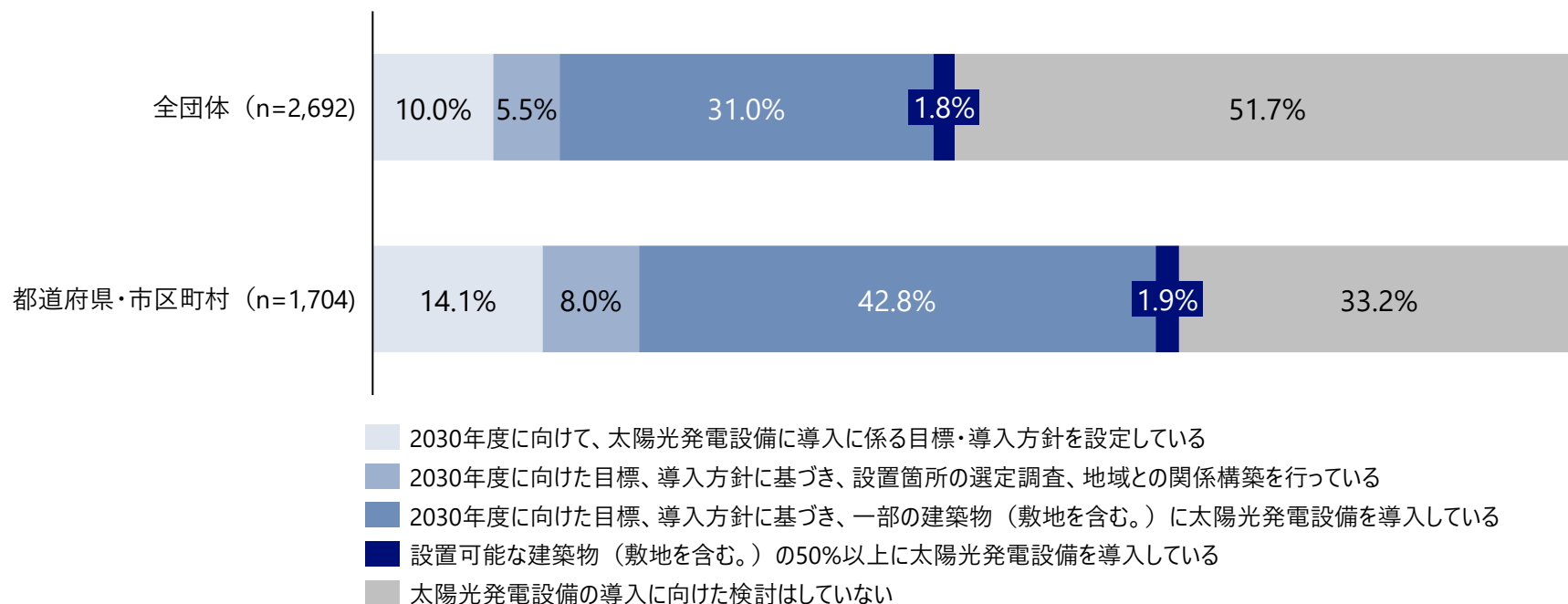
※1...令和6年度・令和7年度調査における選択肢

(3) 措置の取組状況 ①太陽光発電の最大限の導入

太陽光発電設備導入状況 【Q1-3(1)①】

- 太陽光発電設備の導入の取組状況としては、48.3%の団体が、太陽光発電設備を導入済みあるいは導入に向けた検討を進めている。
  - 都道府県・市区町村に限定すると、66.8%。

2030年度に向けた太陽光発電設備の導入・検討状況



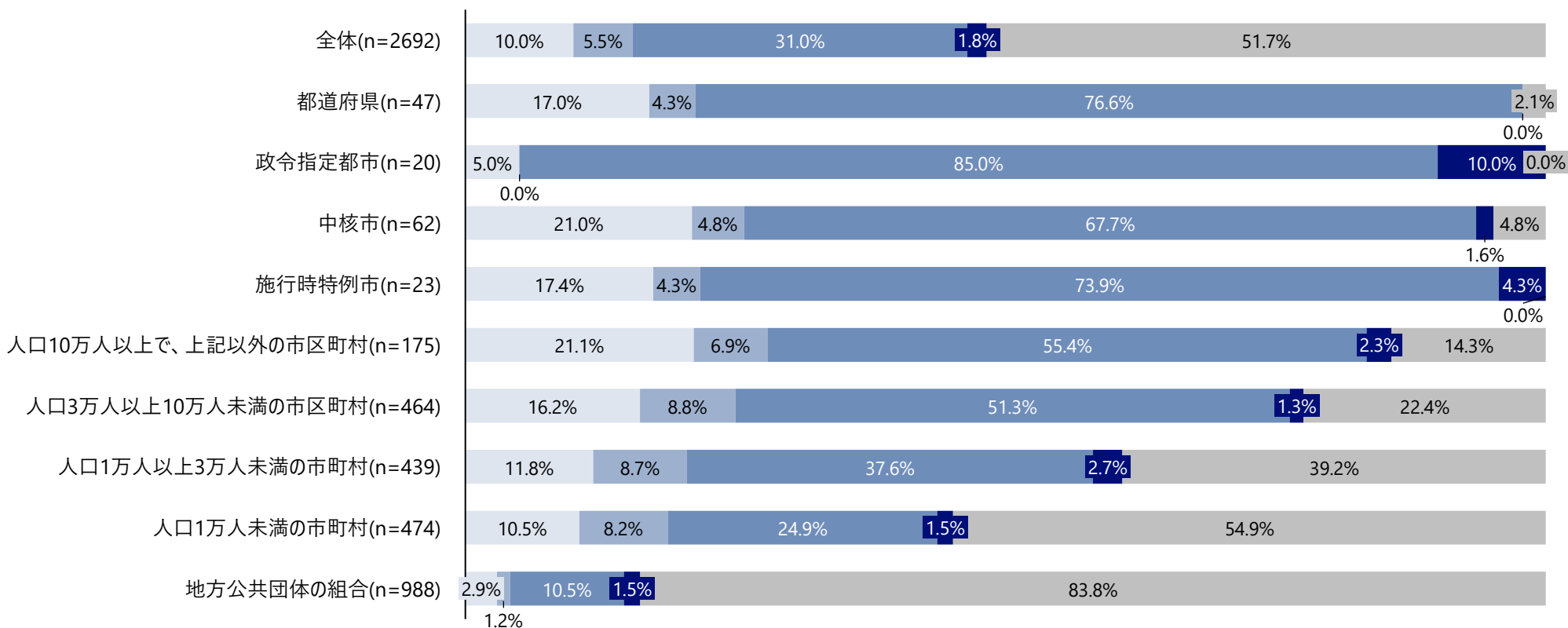
\*都道府県・市区町村に加え、Q0-2(2)（組合における施設の保有有無）において「有り」を選択した組合の数

(3) 措置の取組状況 ①太陽光発電の最大限の導入

太陽光発電設備導入状況（団体区分別） 【Q1-3(1)①】

- 団体区分別にみると、政令指定都市・施行時特例市は全団体が2030年に向けて太陽光発電設備を導入済みあるいは導入に向けた検討を進めている。
- 政令指定都市、中核市、施行時特例市を除く市区町村では、人口が少ない団体ほど太陽光発電設備の導入に向けた検討が進んでいない。また、組合においても80%以上で検討が進んでいない。

太陽光発電設備の導入状況【団体区分別】



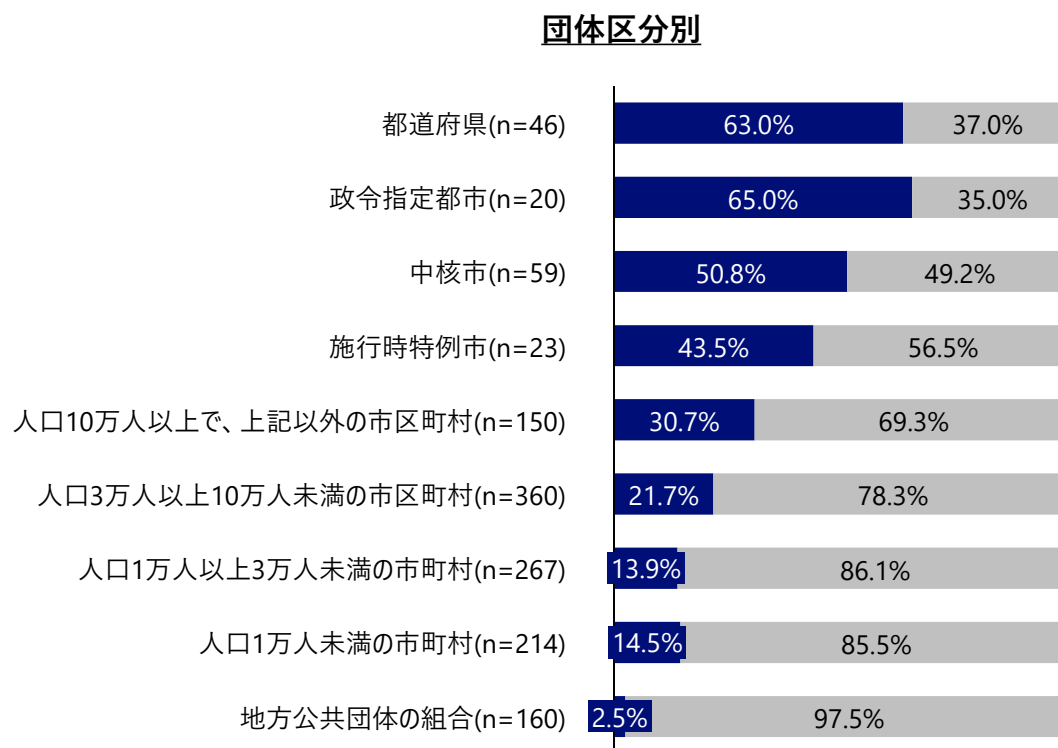
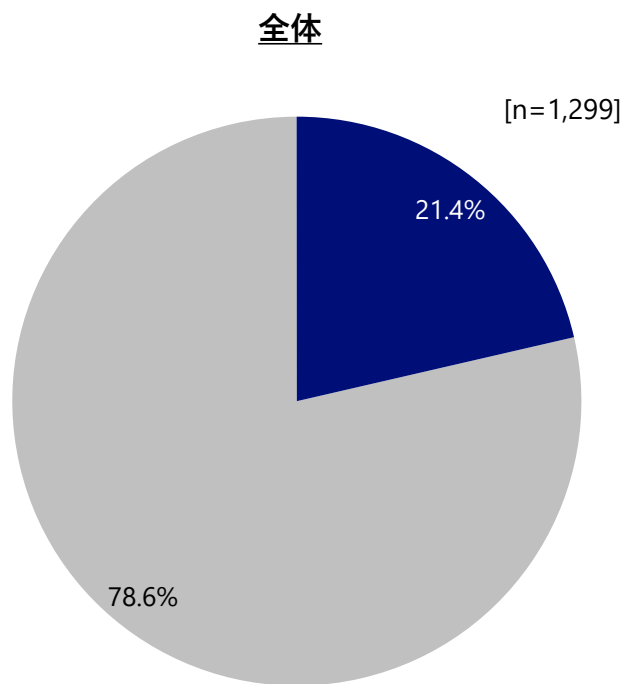
2030年度に向けて、太陽光発電設備に導入に係る目標・導入方針を設定している
  2030年度に向けた目標、導入方針に基づき、設置箇所の選定調査、地域との関係構築を行っている
  2030年度に向けた目標、導入方針に基づき、一部の建築物（敷地を含む。）に太陽光発電設備を導入している
  設置可能な建築物（敷地を含む。）の50%以上に太陽光発電設備を導入している
  太陽光発電設備の導入に向けた検討はしていない

(3) 措置の取組状況 ①太陽光発電の最大限の導入

太陽光発電設備導入に係る具体的な数値目標の策定状況 【Q1-3(1)②】

- 太陽光発電設備の導入に係る目標・導入方針を設定している団体で、具体的な数値目標を掲げているのは21.4%に留まる。
  - 団体区分別にみると、中核市以上では半数以上が数値目標を掲げているが、それ以外は概ね規模が小さくなるにつれ、数値目標を設定する団体が少なくなる傾向にある。

太陽光発電設備導入に係る具体的な数値目標の策定状況



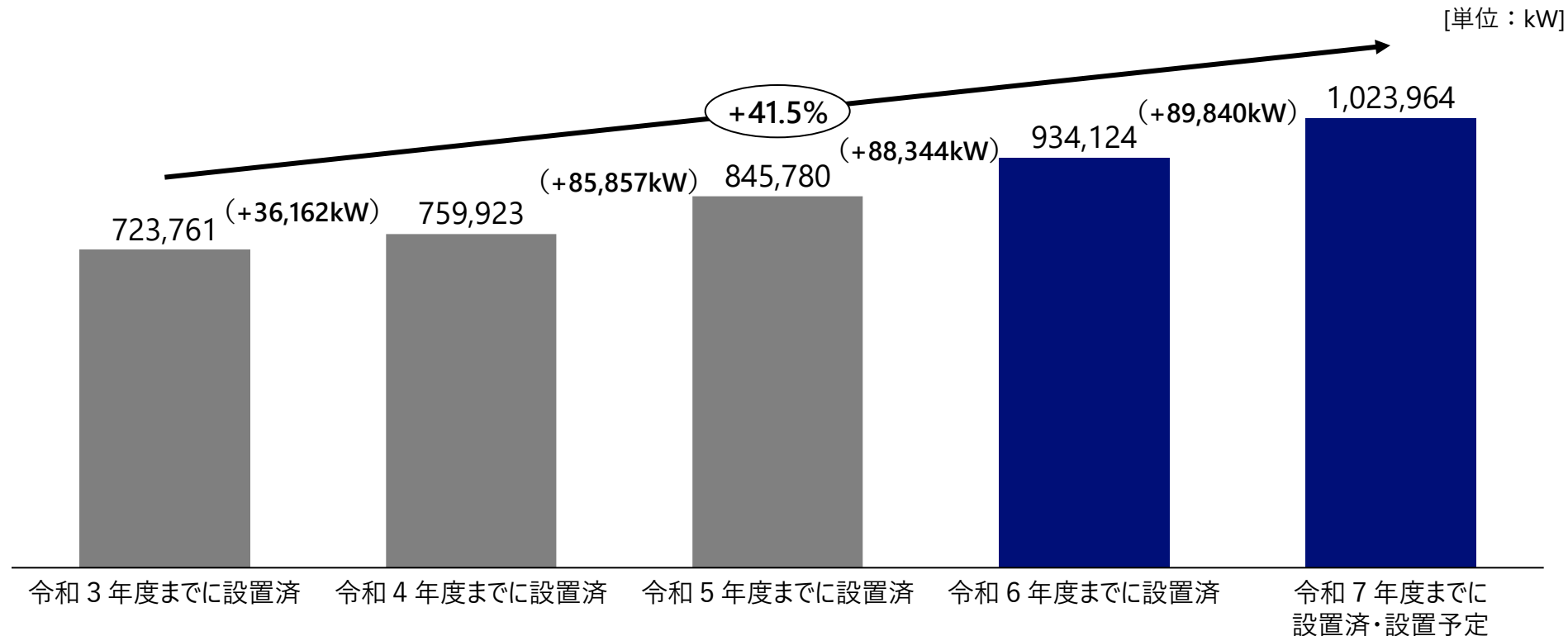
■ 数値目標を掲げている ■ 数値目標を掲げていない

(3) 措置の取組状況 ①太陽光発電の最大限の導入

公共施設における太陽光発電設備容量実績 【Q1-3(2)】

- 公共施設（建築物及び建築物に付属する敷地）における太陽光発電設備容量は継続して増加しており、令和7年度までに設置された設備容量（予定含む）は1,023,964kWとなっている。令和3年度までに設置済の設備容量比で300,203kW、41.5%の増加となった。

公共施設における太陽光発電設備設置実績（設備容量・累積値）



\*「令和3年度までに設置済」、「令和4年度までに設置済」は令和5年度調査結果を、「令和5年度までに設置済」は令和6年度調査結果を、それぞれ掲載

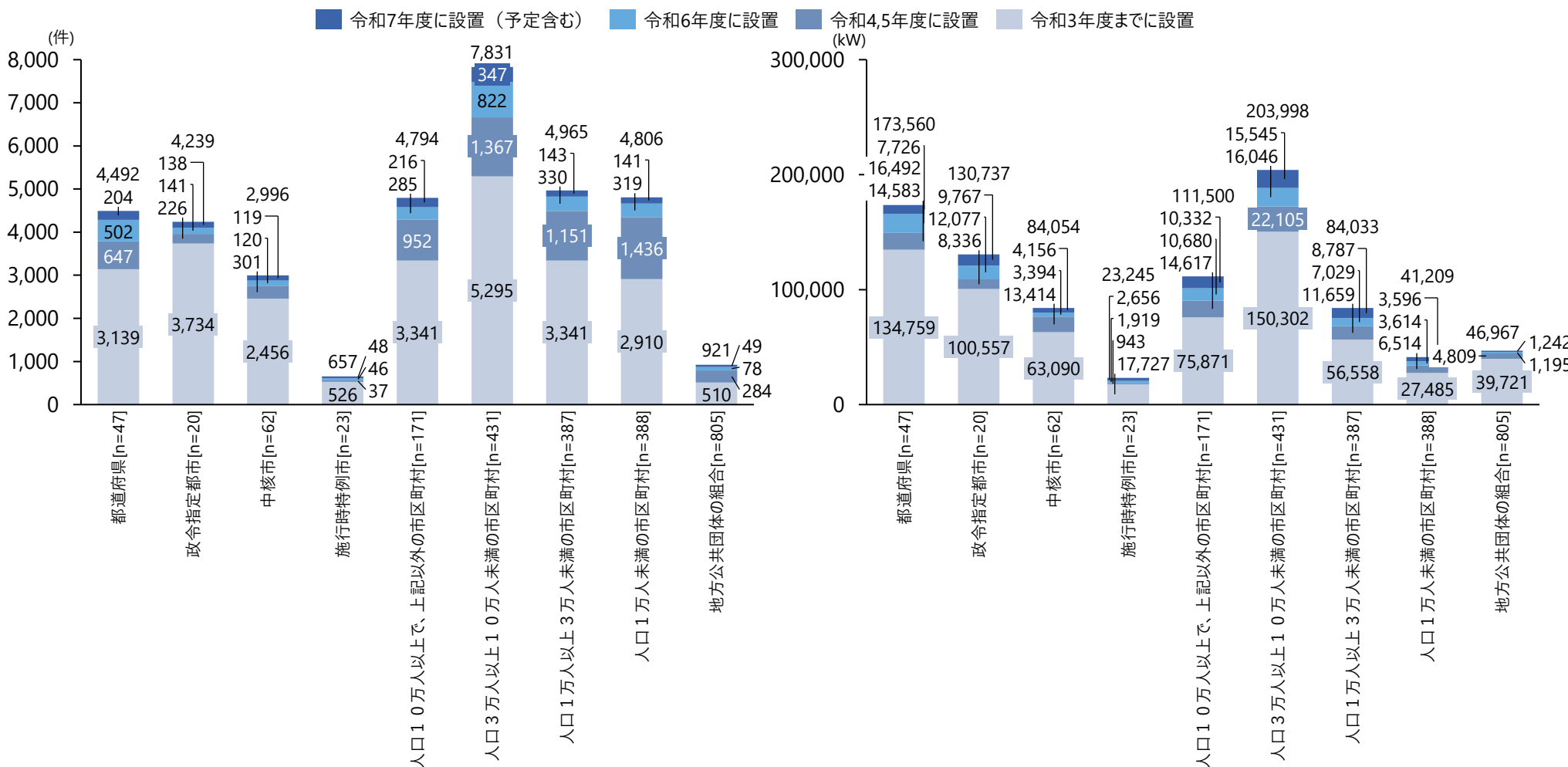
(3) 措置の取組状況 ①太陽光発電の最大限の導入

公共施設における太陽光発電設備容量実績（建築物）【Q1-3(2)】

■ 団体区分別の建築物における太陽光発電設備設置実績は次のとおり。

太陽光発電設備設置建築物数（合計：35,701件）

太陽光発電設備設置容量（建築物）（合計：899,292kW）



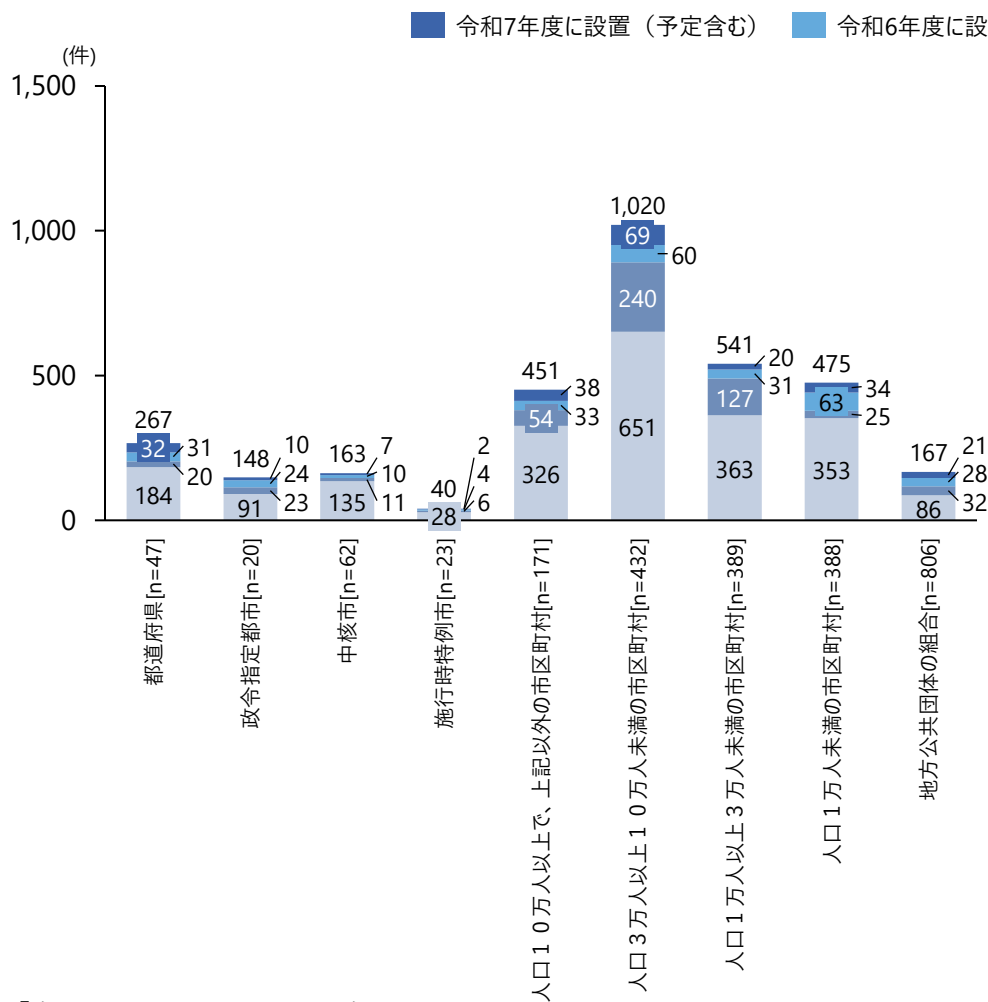
\*「令和5年度までに設置済」は令和6年度までの調査結果を掲載

(3) 措置の取組状況 ①太陽光発電の最大限の導入

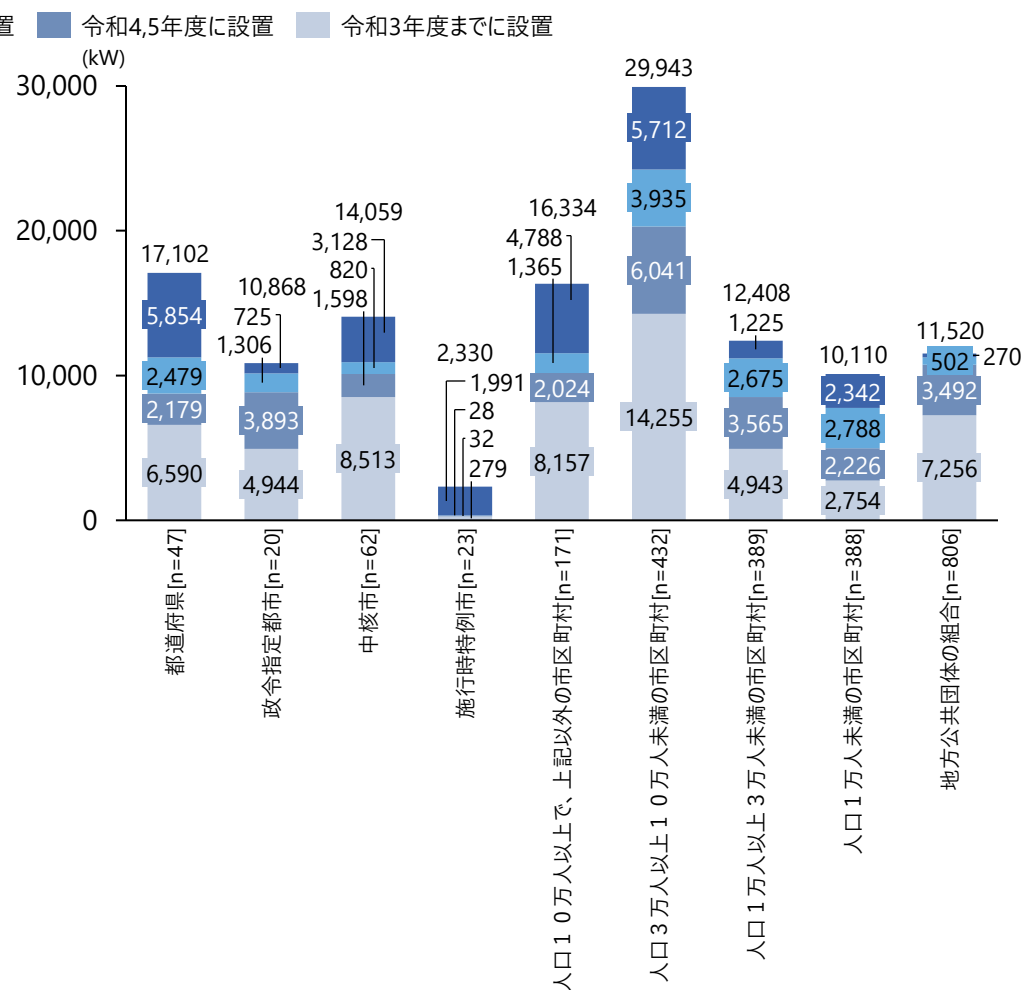
公共施設における太陽光発電設備容量実績 (敷地) 【Q1-3(2)】

■ 団体区分別の敷地における太陽光発電設備設置実績は次のとおり。

太陽光発電設備設置敷地数 (合計: 3,272件)



太陽光発電設備設置容量 (敷地) (合計: 124,672kW)



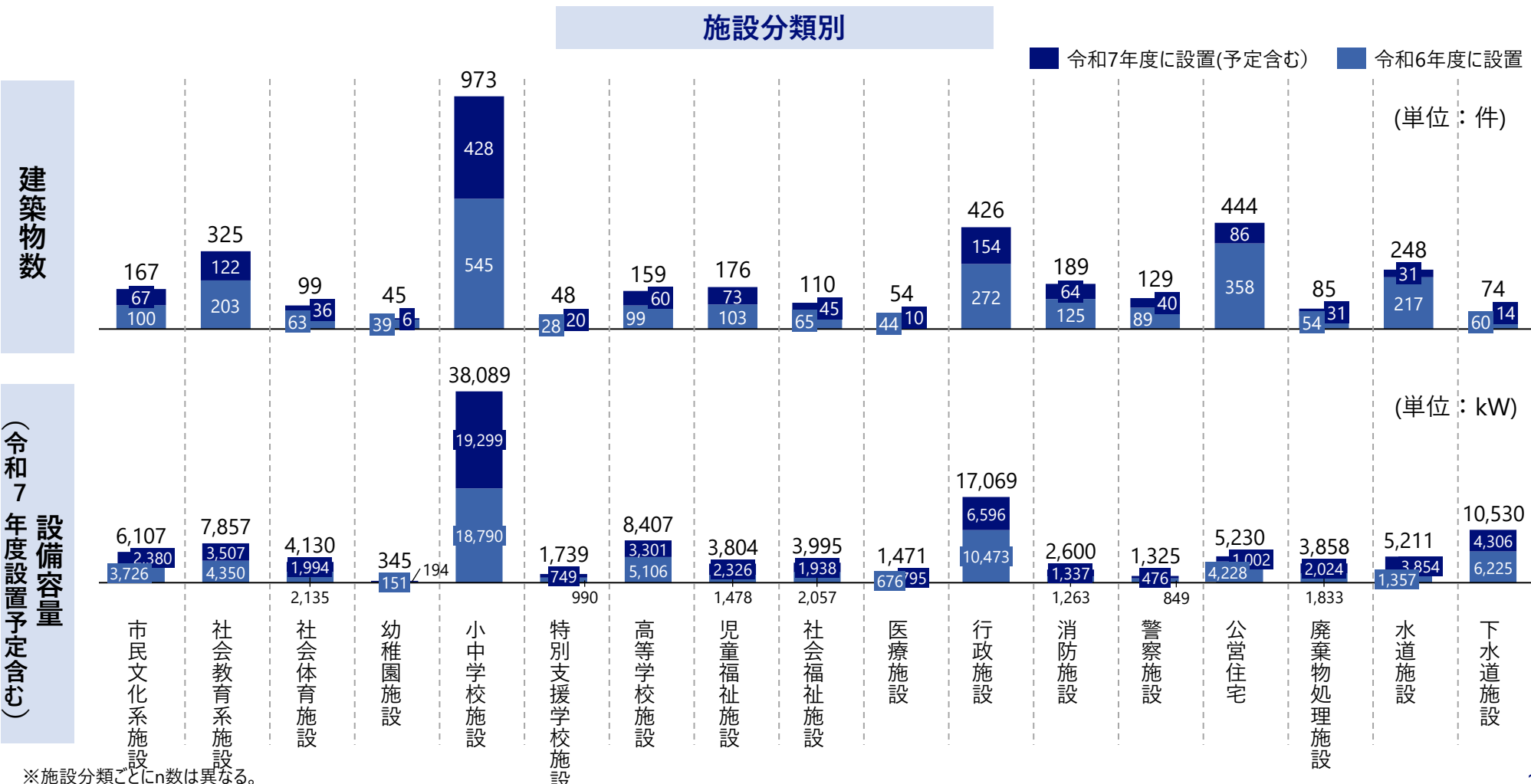
\*「令和5年度までに設置済」は令和6年度調査結果を掲載

(3) 措置の取組状況 ①太陽光発電の最大限の導入

公共施設における太陽光発電設備容量実績（建築物）【Q1-3(2)】

■ 建築物についてみると、令和7年度に設置（予定含む）の設備容量が大きいのは小中学校施設、行政施設。

公共施設（建築物）における太陽光発電設備容量実績

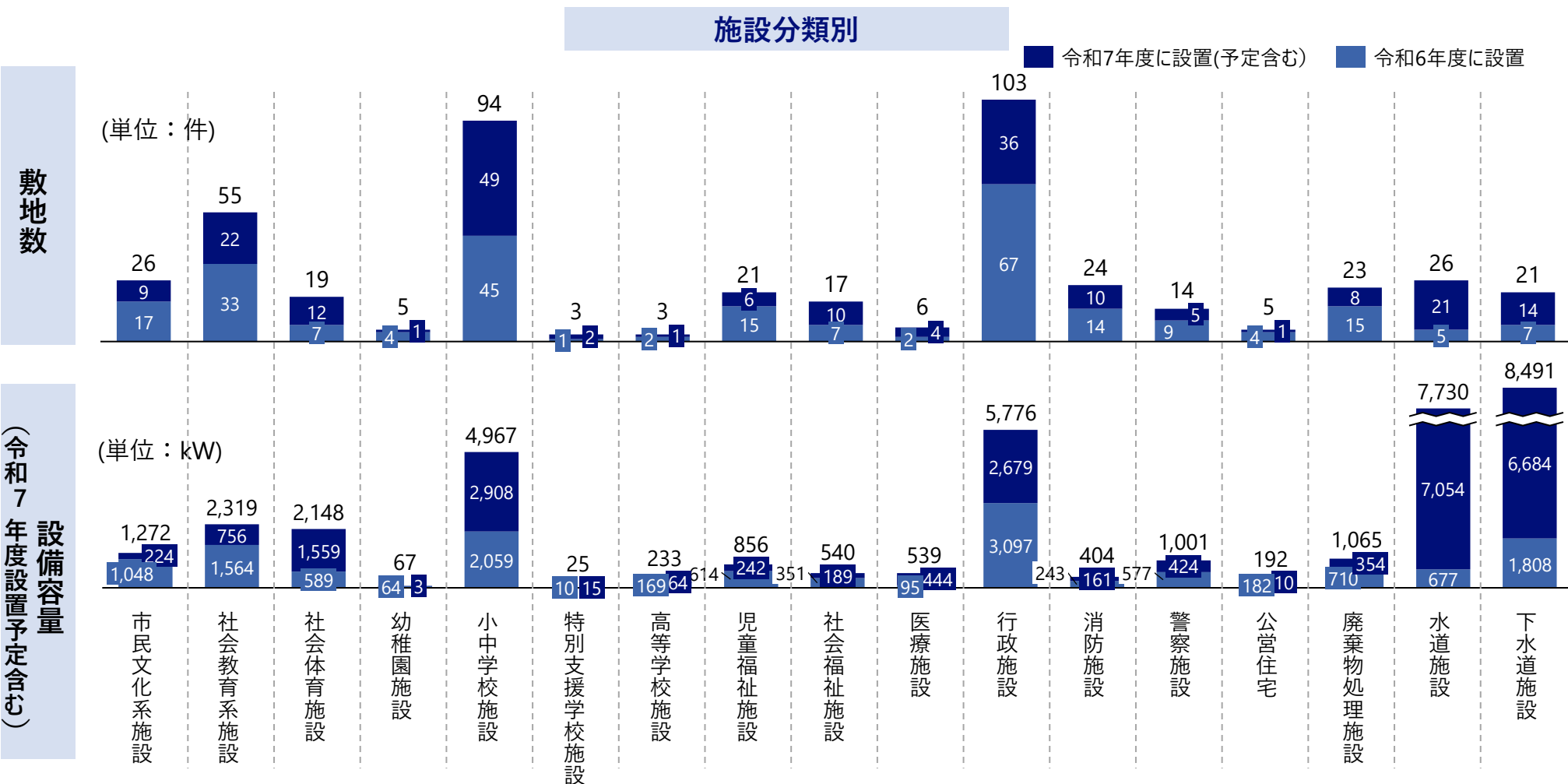


(3) 措置の取組状況 ①太陽光発電の最大限の導入

公共施設における太陽光発電設備容量実績 (敷地) 【Q1-3(2)】

■ 敷地についてみると、令和7年度に設置 (予定含む) の設備容量が大きいのは水道施設、下水道施設。

公共施設 (敷地) における太陽光発電設備容量実績

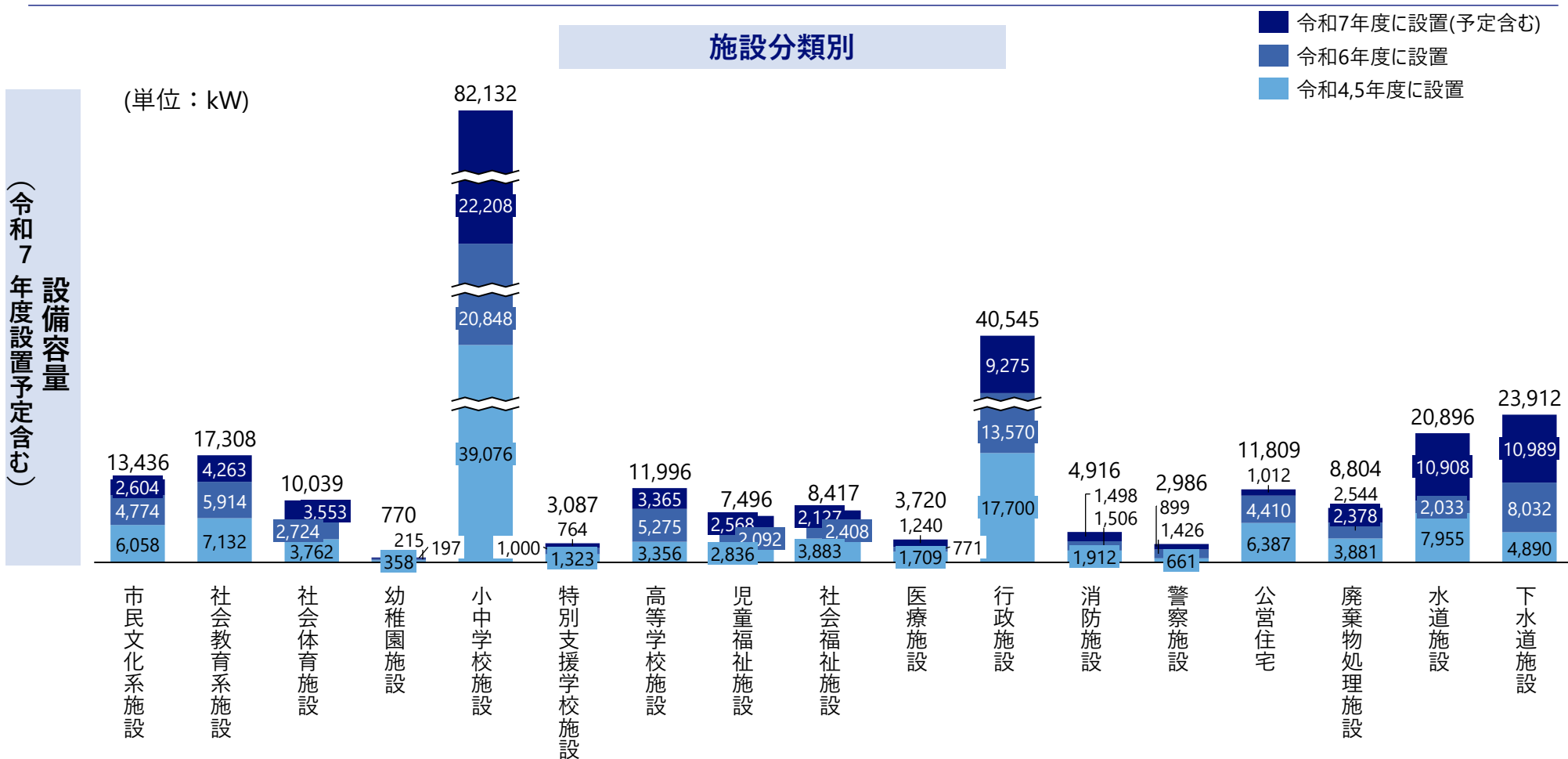


(3) 措置の取組状況 ①太陽光発電の最大限の導入

公共施設における太陽光発電設備容量実績（建築物＋敷地）【Q1-3(2)】

■ 建築物および敷地についてみると、小中学校施設、行政施設において設備容量が大きい。

公共施設（建築物＋敷地）における太陽光発電設備容量実績



※施設分類ごとにn数は異なる。

\*「令和4,5年度設置」は令和6年度調査結果を掲載

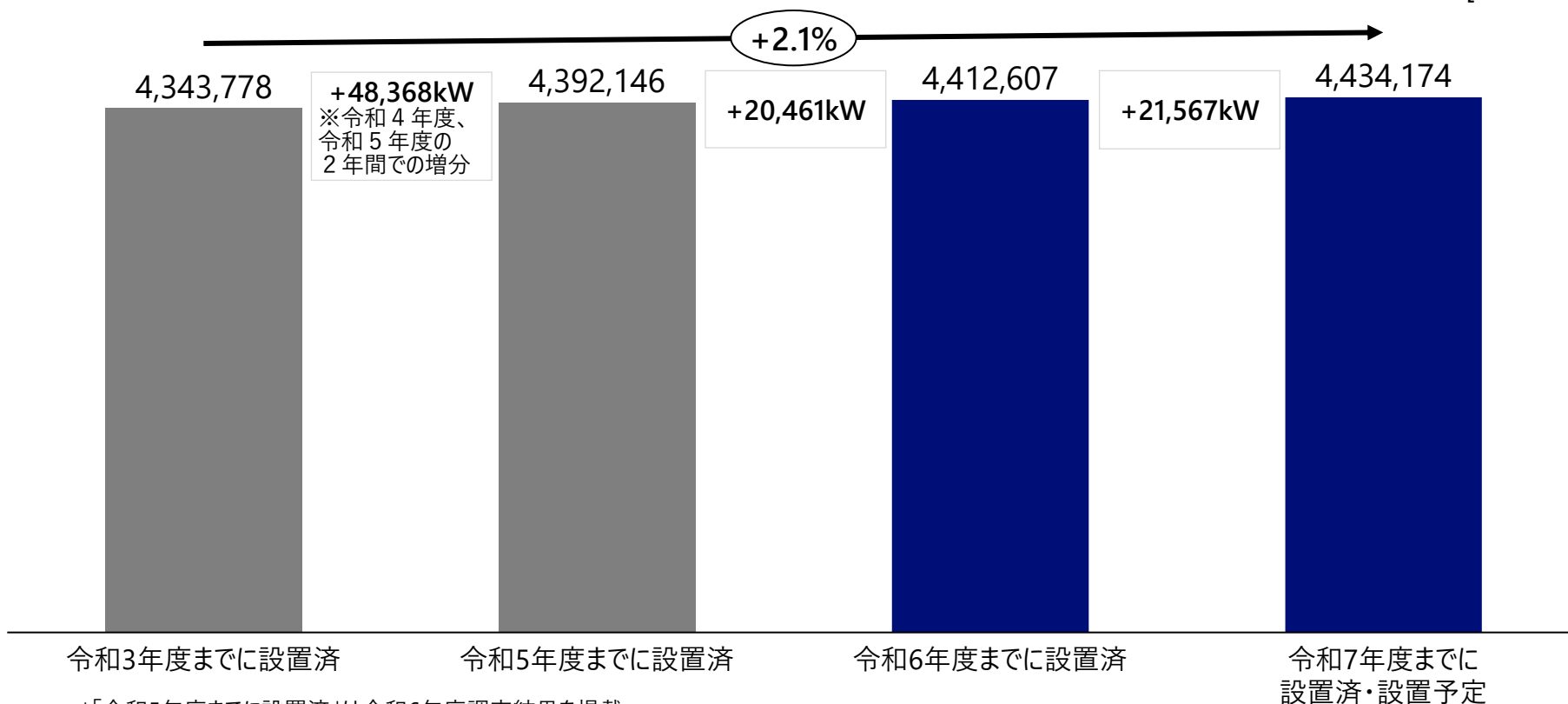
(3) 措置の取組状況 ①太陽光発電の最大限の導入

公有地における太陽光発電設備設置状況 【Q1-3(2)】

- 令和7年度に公有地に設置された太陽光発電設備は68件、21,567kW。公有地における太陽光発電設備容量は継続して増加しており、令和6年度比で0.5%、令和3年度比では2.1%の増加となった。

公有地における太陽光発電設備容量（累積値）

[単位：kW]



\*「令和5年度までに設置済」は令和6年度調査結果を掲載

## (3) 措置の取組状況 ①太陽光発電の最大限の導入

## 太陽光発電設備導入進捗状況 【Q1-3(2)】

	設備容量ベース（令和4年度以降に追加的に導入された実績）			【参考値】設置件数ベース（これまでの全ての実績）		
	令和4～6年度の実績 + 令和7年度に導入済・導 入見込み	導入目標（※1）	導入割合	令和3年度までの実績 + 令和4～6年度の実績 + 令和7年度に導入済・導 入見込み	設置可能な建築物等の 合計値×50%（※2）	導入割合
	(kW) 【①】	(kW) 【②】	(%) 【③=①/②】	(kW) 【④】	(kW) 【⑤】	(%) 【⑥=④/⑤】
市民文化系施設	13,436	192,000	7.0%	1,482	4,614	32.1%
社会教育系施設	17,309	285,000	6.1%	2,351	6,113	38.5%
社会体育施設	10,039	327,000	3.1%	775	3,382	22.9%
幼稚園施設	770	47,000	1.6%	302	1,207	25.0%
小中学校施設	82,132	1,331,000	6.2%	10,124	22,808	44.4%
特別支援学校施設	3,087	56,000	5.5%	350	1,111	31.5%
高等学校施設	11,996	299,000	4.0%	1,155	5,282	21.9%
児童福祉施設	7,496	172,000	4.4%	1,384	5,071	27.3%
社会福祉施設	8,418	139,000	6.1%	827	3,201	25.8%
医療施設	3,720	76,000	4.9%	291	830	35.1%
行政施設	40,545	188,000	21.6%	2,646	4,335	61.0%
消防施設	4,916	61,000	8.1%	1,012	3,674	27.5%
警察施設	2,986	26,000	11.5%	518	1,770	29.3%
公営住宅	11,809	440,000	2.7%	3,712	15,928	23.3%
廃棄物処理施設	8,803	106,000	8.3%	614	1,711	35.9%
水道施設	20,896	107,000	19.5%	856	3,174	27.0%
下水道施設	23,911	160,000	14.9%	349	3,437	10.2%
その他施設	27,935	812,000	3.4%	14,012	21,753	64.4%
地方公共団体施設の 施設種別合計	300,203	4,824,000	6.2%	42,760	109,402	39.1%

※1 地方公共団体施設における設備容量ベースの「導入目標」は、令和6年3月25日に開催した第2回「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」（以下「連絡会議」という。）において、各行政分野の施設を所管する関係省庁において、施設種別にkWベースで設定した努力目標値（第2回連絡会議【資料2-4】別紙を参照）

※2 【政府目標に準じた参考値】として記載した設置件数ベースの値における「設置可能な建築物等の合計値」は、令和5年度施行状況調査により把握した地方公共団体施設の太陽光発電設備の導入ポテンシャル（簡易判定基準で○判定（設置可能性が高い）、△判定（設置可能性は高いが、懸念事項あり）となったもの）をもとに推計して算出したもの。

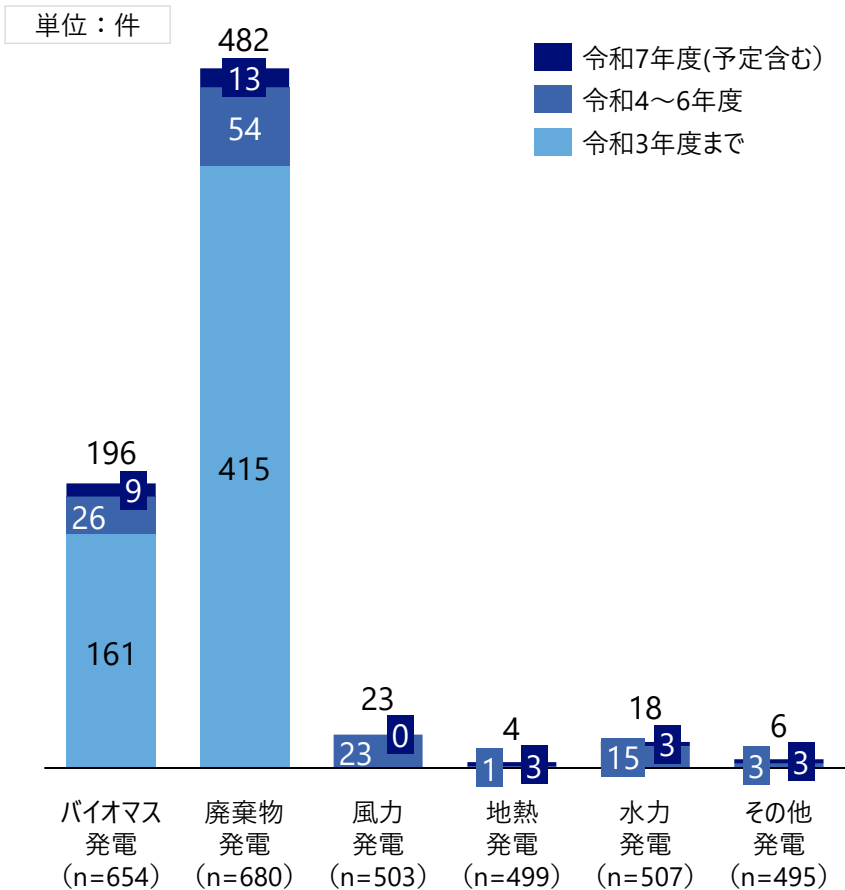
※3 施設種別合計値は、小数点以下の数字を四捨五入している関係で、施設種別ごとの数値を足上げた場合の数値と一致しない場合がある。

(3) 措置の取組状況 ④再生可能エネルギー電力調達の推進

太陽光発電以外の再生可能エネルギー導入状況（電気系） 【Q1-3(4)】

- 廃棄物発電を導入している建築物が最も多く、次いでバイオマス発電が多い。
- 設備容量・設備性能も廃棄物発電が最も大きく、バイオマス発電、風力発電と続く。

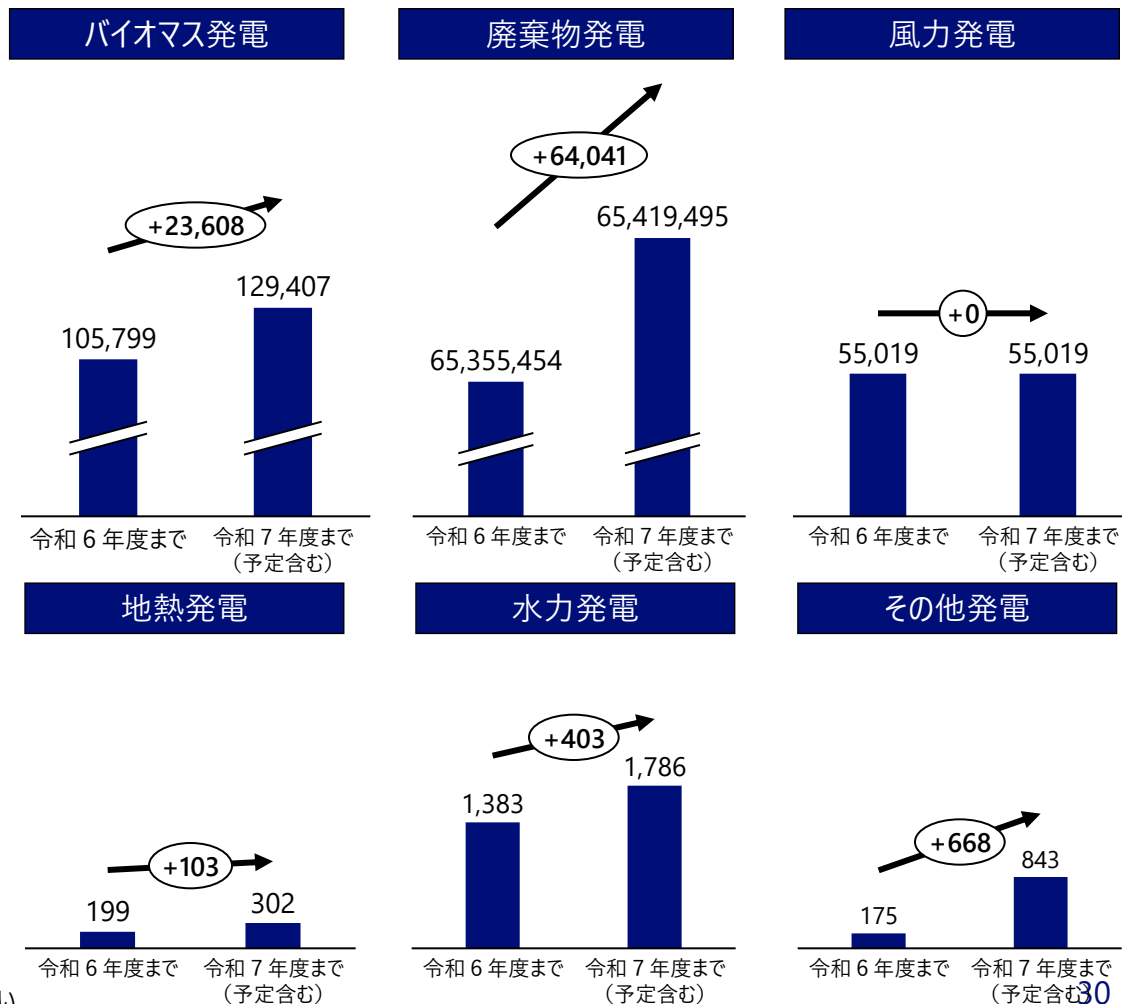
再エネ設備を設置済・予定の建築物数（電気系）



※n数は令和7年度調査において本設問に回答のあった団体数  
 ※風力発電・地熱発電・水力発電・その他発電については、令和3年度までの実績を含まない

再エネの設備容量・設備性能（電気系・累積値）

単位：kW

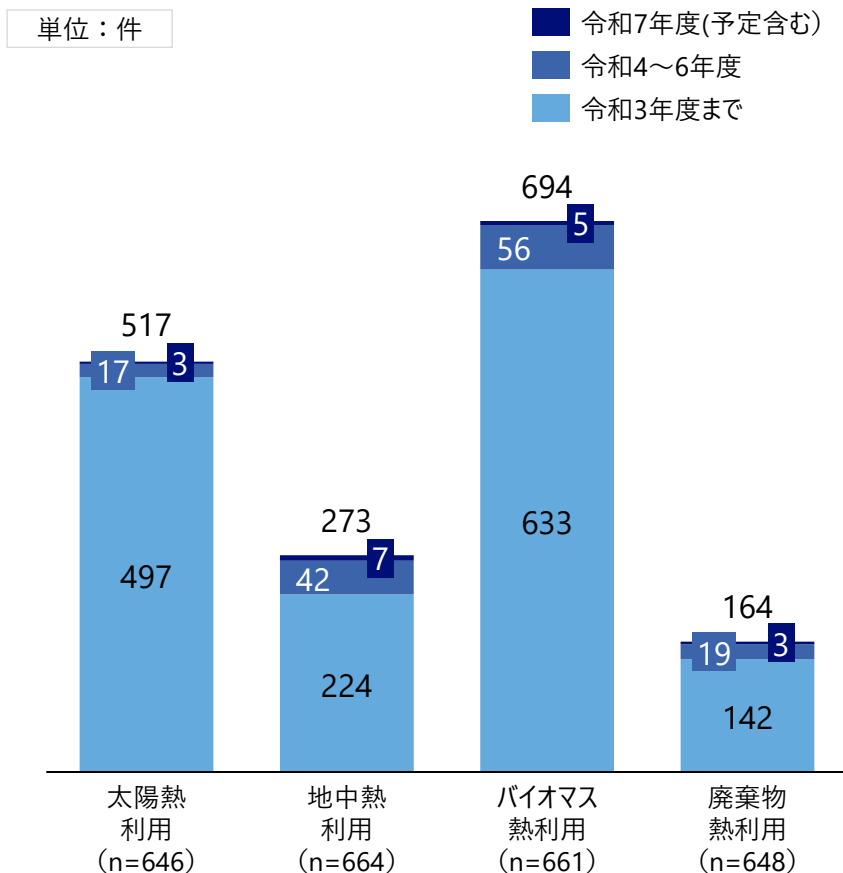


(3) 措置の取組状況 ④再生可能エネルギー電力調達の推進

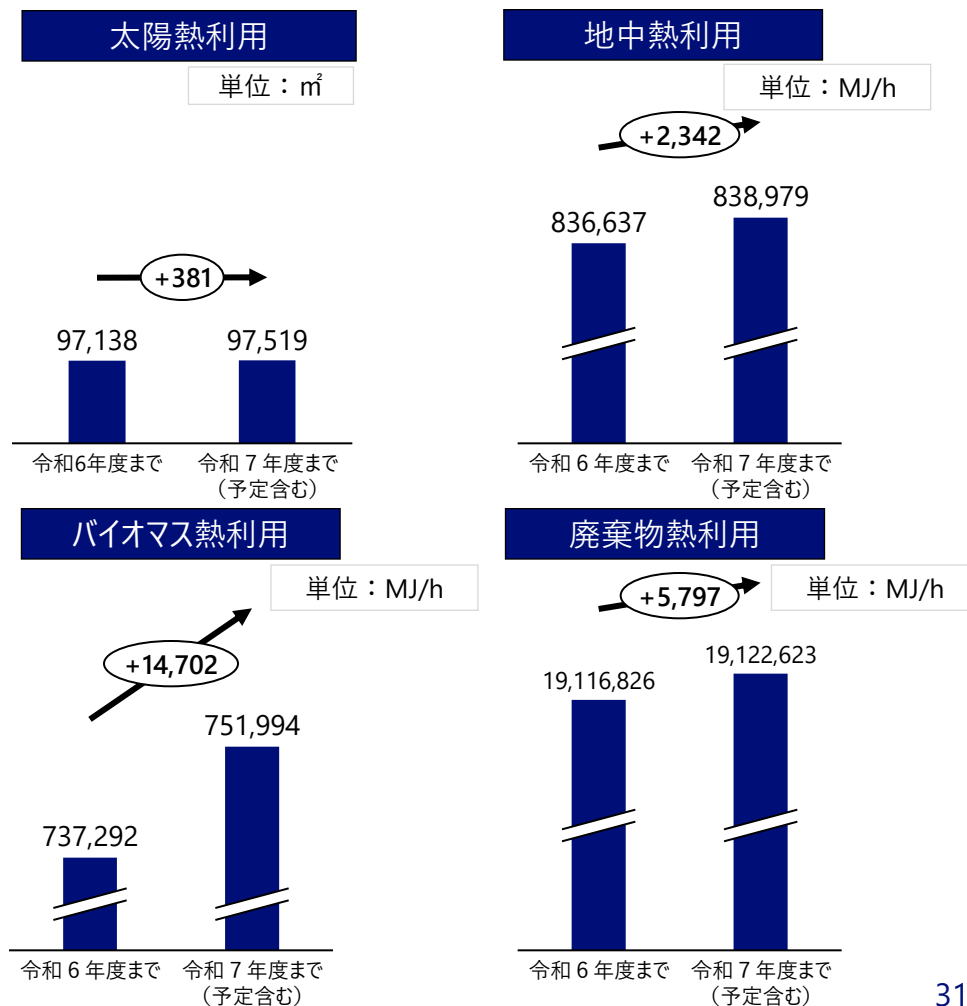
太陽光発電以外の再生可能エネルギー導入状況（熱系） 【Q1-3(4)】

- バイオマス熱利用を導入している建築物が多く、太陽熱利用、地中熱利用、廃棄物熱利用と続く。
- 令和6年度から令和7年度における設備容量・設備性能は、いずれも微増に留まっている。

再エネ設備を設置済・予定の建築物数（熱系）



再エネの設備容量・設備性能（熱系・累積値）



※n数は令和7年度調査において本設問に回答のあった団体数

(3) 措置の取組状況 ④再生可能エネルギー電力調達の推進

太陽光発電以外の再生可能エネルギー導入状況 【Q1-3(4)】

- バイオマス発電は政令指定都市が占める割合が最も高い一方、それ以外の発電は小規模な団体が占める割合が高くなっており、廃棄物発電・風力発電・水力発電は人口1万人未満の市町村、水力発電は人口3万人以上10万人未満の市区町村、その他発電は地方公共団体の組合が占める割合が最も高い。
- 太陽熱利用・地中熱利用は人口3万人以上10万人未満の市区町村が占める割合が最も高く、バイオマス熱利用は中核市、廃棄物熱利用は地方公共団体の組合が占める割合が最も高い。

再エネ導入済設備容量\_団体区分別内訳 ※令和4年度以降の設置分（令和7年度設置予定含む）

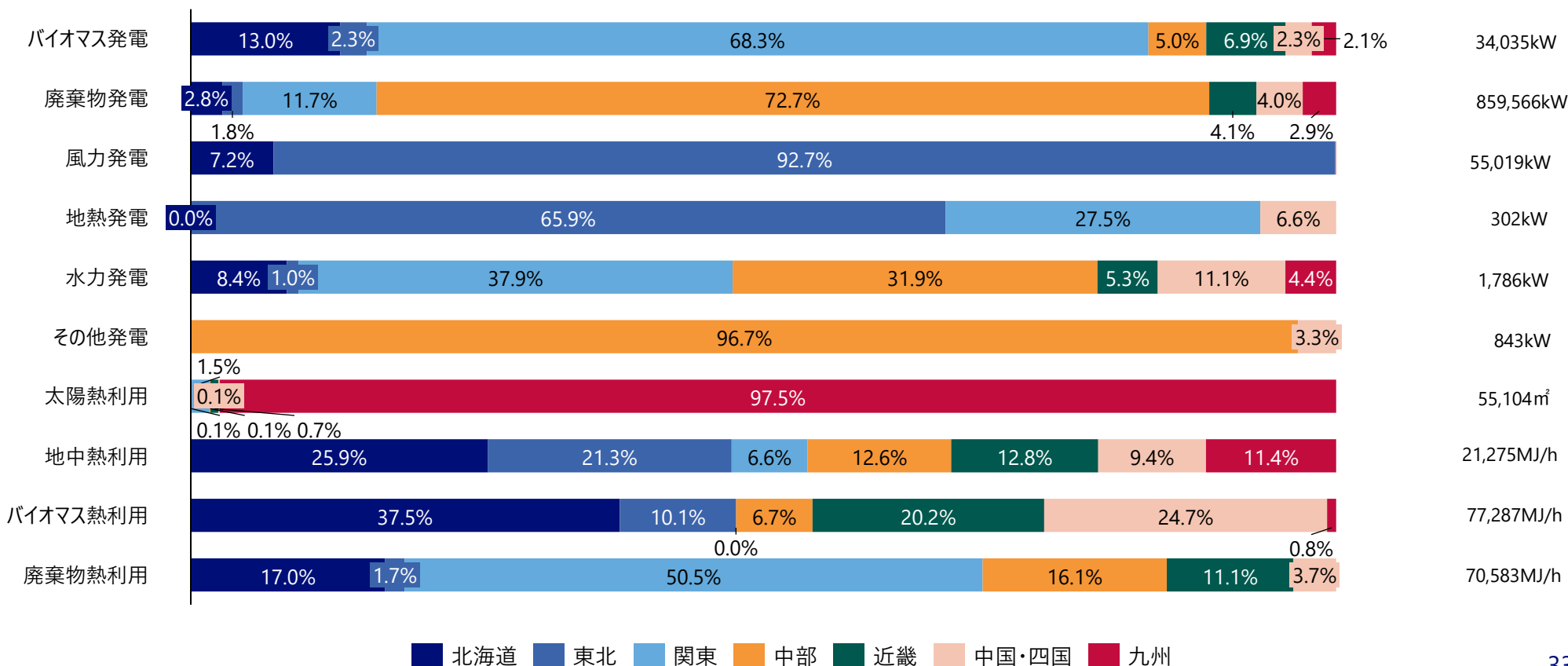
		バイオマス発電 (kW)	廃棄物発電 (kW)	風力発電 (kW)	地熱発電 (kW)	水力発電 (kW)	その他発電 (kW)	太陽熱利用 (m2)	地中熱利用 (MJ/h)	バイオマス熱利用 (MJ/h)	廃棄物熱利用 (MJ/h)
回答数	全体	34,035	859,566	55,019	302	1,786	843	55,104	21,275	77,287	70,583
	都道府県	440	375	20	0	25	0	10	28	12,506	0
	政令指定都市	18,744	56,685	0	0	50	0	0	0	4,670	2,628
	中核市	1,870	57,825	0	20	69	0	0	1,543	26,225	7,560
	施行時特例市	0	6,800	0	0	95	0	70	1,627	0	0
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1,182	30,020	0	63	0	0	766	1,630	0	15,829
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	549	11,510	3	0	655	160	53,405	6,911	7,229	5,967
	人口1万人以上3万人未満の市町村	130	0	3,200	0	4	28	436	4,268	18,769	0
	人口1万人未満の市町村	3,360	581,000	51,796	219	513	0	417	4,511	7,493	0
地方公共団体の組合	7,760	115,351	0	0	375	655	0	758	396	38,599	
比率 (%)	全体	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	都道府県	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	0.1%	16.2%	0.0%
	政令指定都市	55.1%	6.6%	0.0%	0.0%	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%	6.0%	3.7%
	中核市	5.5%	6.7%	0.0%	6.6%	3.9%	0.0%	0.0%	7.3%	33.9%	10.7%
	施行時特例市	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%	5.3%	0.0%	0.1%	7.6%	0.0%	0.0%
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	3.5%	3.5%	0.0%	20.9%	0.0%	0.0%	1.4%	7.7%	0.0%	22.4%
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	1.6%	1.3%	0.0%	0.0%	36.7%	19.0%	96.9%	32.5%	9.4%	8.5%
	人口1万人以上3万人未満の市町村	0.4%	0.0%	5.8%	0.0%	0.2%	3.3%	0.8%	20.1%	24.3%	0.0%
	人口1万人未満の市町村	9.9%	67.6%	94.1%	72.5%	28.7%	0.0%	0.8%	21.2%	9.7%	0.0%
地方公共団体の組合	22.8%	13.4%	0.0%	0.0%	21.0%	77.7%	0.0%	3.6%	0.5%	54.7%	

(3) 措置の取組状況 ④再生可能エネルギー電力調達の推進

太陽光発電以外の再生可能エネルギー導入状況 【Q1-3(4)】

- バイオマス発電・水力発電は関東、廃棄物発電・その他発電は中部、風力発電・地熱発電は東北における設備容量割合が最も大きい。
- 太陽熱利用は九州、地中熱利用・バイオマス熱利用は北海道、廃棄物熱利用は関東の設備容量割合が最も大きい。

導入している再エネ別の設備容量・設備性能割合【地域区分別】 ※令和4年度以降の設置分（令和7年度設置予定含む）

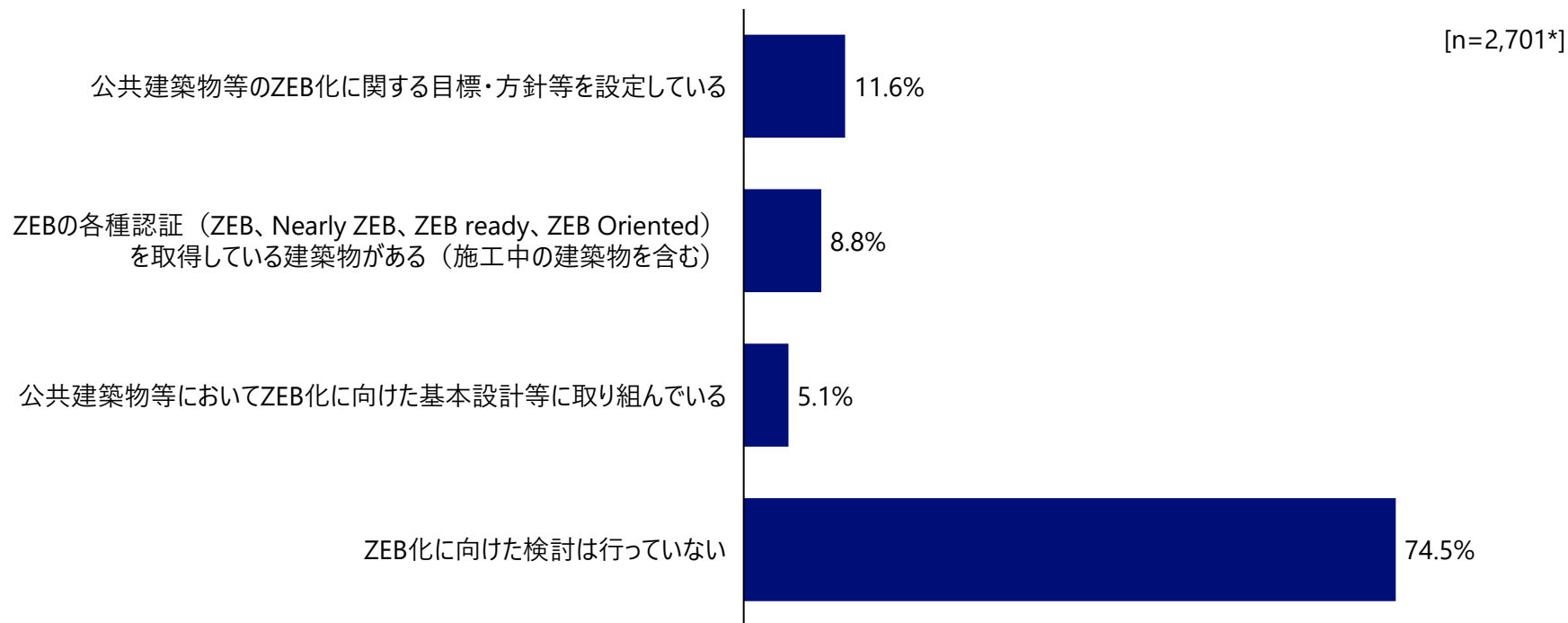


(3) 措置の取組状況 ②建築物における省エネルギー対策の徹底

ZEBの検討状況 【Q1-3(5)①】

- 都道府県・市区町村および、施設を保有している組合においては、ZEB化に向けた検討・取組（目標・方針設定、各種認証取得、ZEB化に向けた基本設計等）を実施している団体は25.5%。

ZEBの各種認証を取得済の団体数・建築物数



\*都道府県、市区町村、施設を保有している組合

(3) 措置の取組状況 ②建築物における省エネルギー対策の徹底

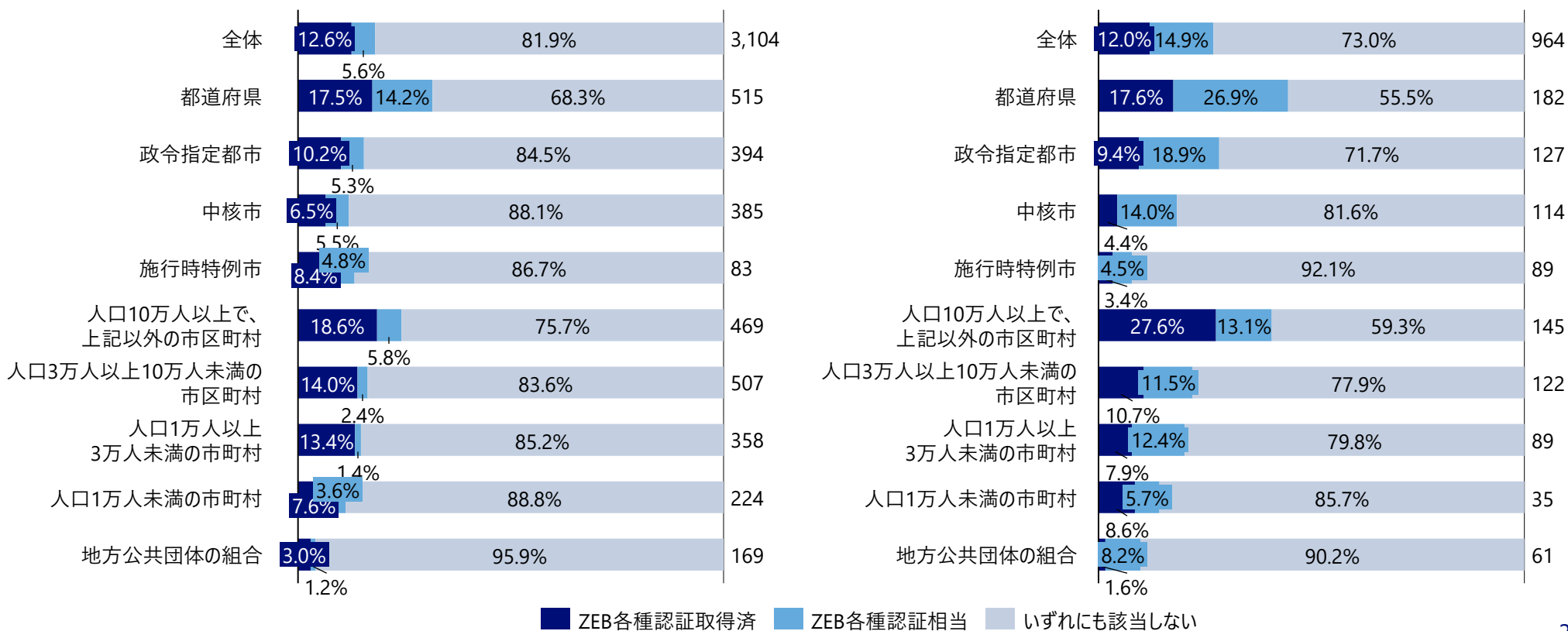
ZEBの実現状況 【Q1-3(5)②】

- ZEB認証取得済または認証相当の建築物の新築建築物数に占める割合について、令和4年度から令和6年度までに設計された建築物の18.1%から令和7年度に設計された建築物の27.0%に増加しており、ZEB化が進んでいる。
- 令和4年度から令和6年度までに設計された建築物、令和7年度に設計された建築物のいずれにおいても都道府県が最も高い。

ZEBの各種認証を取得済または認証相当の建築物数の新築建築物数に占める割合

令和4年度～令和6年度に設計された新築建築物

令和7年度に設計された新築建築物



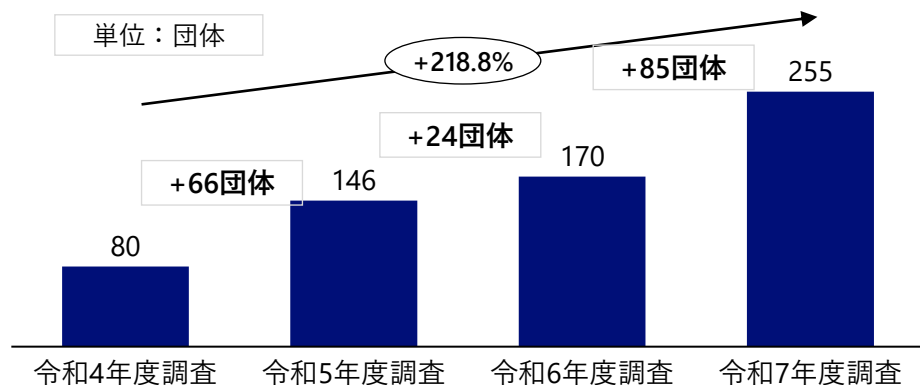
## (3) 措置の取組状況 ②建築物における省エネルギー対策の徹底

## ZEBの実現状況 【Q1-3(5)②】

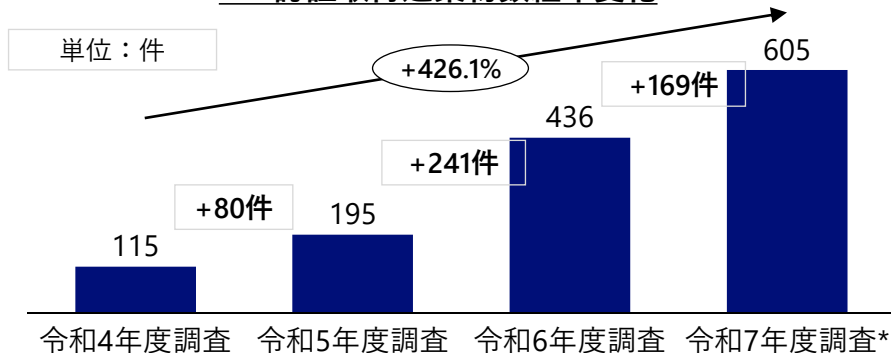
- ZEBの各種認証を取得済の団体数は前年度調査の170団体から255団体へと85団体増加。
- ZEBの各種認証を取得済の建築物数は前年度調査の436件から605件へと169件増加。
- 令和4年度から令和7年度にかけて設計（令和7年度中に設計予定を含む）された建築物における認証取得建築物数を認証種別に見ると、ZEB Readyが336件と最も多い。

## ZEBの各種認証を取得済の団体数・建築物数（累積値）

## ZEBの各種認証を取得済の団体数



## ZEB認証取得建築物数経年変化



## ZEBの各種認証別建築物数

※令和4年度から令和7年度にかけて設計（令和7年度中に設計予定を含む）された建築物

認証区分	建築物数
『ZEB』	50
Nearly ZEB	90
ZEB Ready	336
ZEB Oriented	30

## ZEBの各種認証を取得済の団体数・回答団体における割合

※令和4年度から令和7年度にかけて設計（令和7年度中に設計予定を含む）された建築物

団体区分	団体数	%
都道府県	27	65.9%
政令指定都市	14	77.8%
中核市	17	30.4%
施行時特例市	6	28.6%
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	56	39.7%
人口3万人以上10万人未満の市区町村	68	21.5%
人口1万人以上3万人未満の市町村	42	16.0%
人口1万人未満の市町村	19	7.5%
地方公共団体の組合	6	1.1%

\*令和7年度調査においては令和4年度から令和7年度にかけて設計（令和7年度中に設計予定を含む）された建築物のみが対象のため、ZEB認証取得建築物数については令和5年度調査結果から、令和3年度までに設計された建築物における認証取得建築物数を足し上げて集計

(3) 措置の取組状況 ②建築物における省エネルギー対策の徹底

ZEBの実現状況 【Q1-3(5)②】

- ZEBの各種認証を取得済または認証相当の建築物数は826件であった。
- ZEBの各種認証を取得済または認証相当の団体数は338団体であり、都道府県・政令指定都市では85%超となっている。

ZEBの各種認証を取得済・認証相当の建築物数（認証区分別） ※令和4年度から令和7年度にかけて設計（令和7年度中に設計予定を含む）された建築物

認証区分	認証取得済の建築物数	認証取得済または認証相当の建築物数
『ZEB』	50	60
Nearly ZEB	90	109
ZEB Ready	336	523
ZEB Oriented	30	131
合計	506	823

ZEBの各種認証を取得済・認証相当の団体数・回答団体における割合 ※令和4年度から令和7年度にかけて設計（令和7年度中に設計予定を含む）された建築物

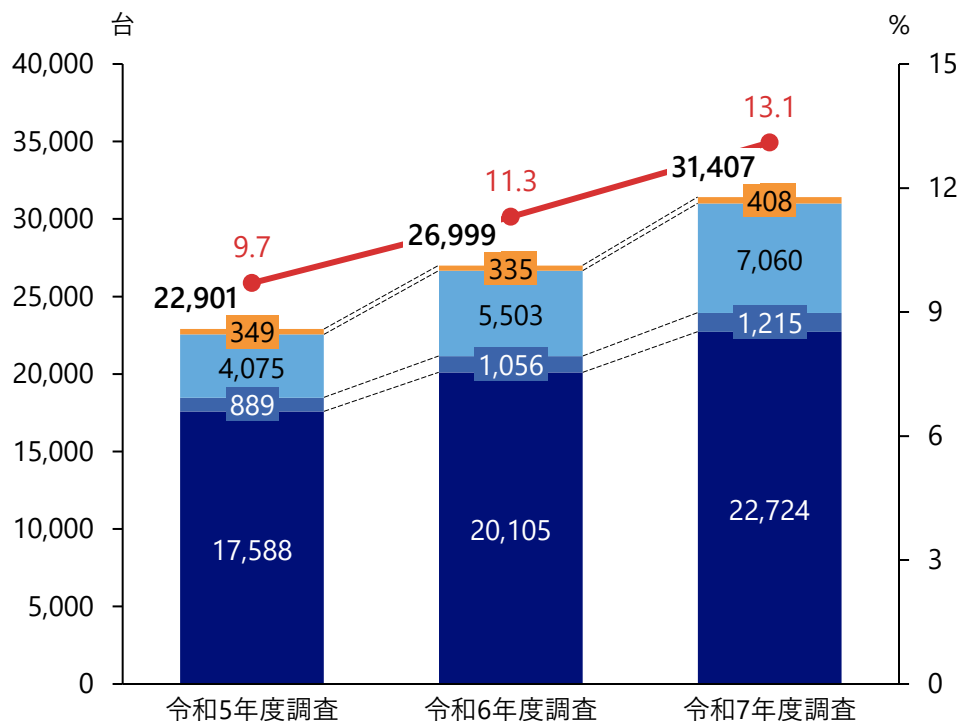
団体区分	認証取得済の団体数	認証取得済の団体の割合	認証取得済または 認証相当の団体数	認証取得済または 認証相当の団体の割合
都道府県	27	65.9%	36	85.7%
政令指定都市	14	77.8%	17	89.5%
中核市	17	30.4%	27	48.2%
施行時特例市	6	28.6%	9	40.9%
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	56	39.7%	66	46.2%
人口3万人以上10万人未満の市区町村	68	21.5%	87	26.9%
人口1万人以上3万人未満の市町村	42	16.0%	56	20.7%
人口1万人未満の市町村	19	7.5%	24	9.3%
地方公共団体の組合	6	1.3%	13	2.9%
合計	255	16.4%	335	21.2%

(3) 措置の取組状況 ③電動車の導入

# 一般公用車の電動車導入状況 【Q1-3(6)】

- 一般公用車\*における電動車\*\*導入割合は13.1%で、令和6年度調査の11.3%から1.8ポイント増加。台数ベースでは31,407台で、同26,999台から4,408台（16.3%）増加。
  - 種類別内訳をみると、ハイブリッド自動車（HV）が9.5%、電気自動車（EV）が2.9%となっている。

一般公用車における電動車等の導入台数及び導入割合（台数は累積値）



■ 燃料電池自動車(FCV)   
 ■ プラグインハイブリッド自動車 (PHEV)   
 ● 公用車における電動車割合  
■ 電気自動車(EV)   
 ■ ハイブリッド自動車 (HV)

一般公用車における電動車導入割合【種類別】 ※令和7年度調査実施時点

種類	台数	割合
<b>全公用車</b>	<b>239,842</b>	
<b>電動車計</b>	<b>31,407</b>	<b>13.1%</b>
電気自動車 (EV)	7,060	2.9%
燃料電池自動車 (FCV)	408	0.2%
プラグインハイブリッド自動車 (PHV・PHEV)	1,215	0.5%
ハイブリッド自動車 (HV)	22,724	9.5%
その他 (ガソリン車、ディーゼル車等)	208,435	86.9%

\*通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員10名以下のものに限る。）であって、普通自動車・小型自動車および軽自動車であるものをいう。消防車、救急車、パトカー等の特種用途車は対象外とする。

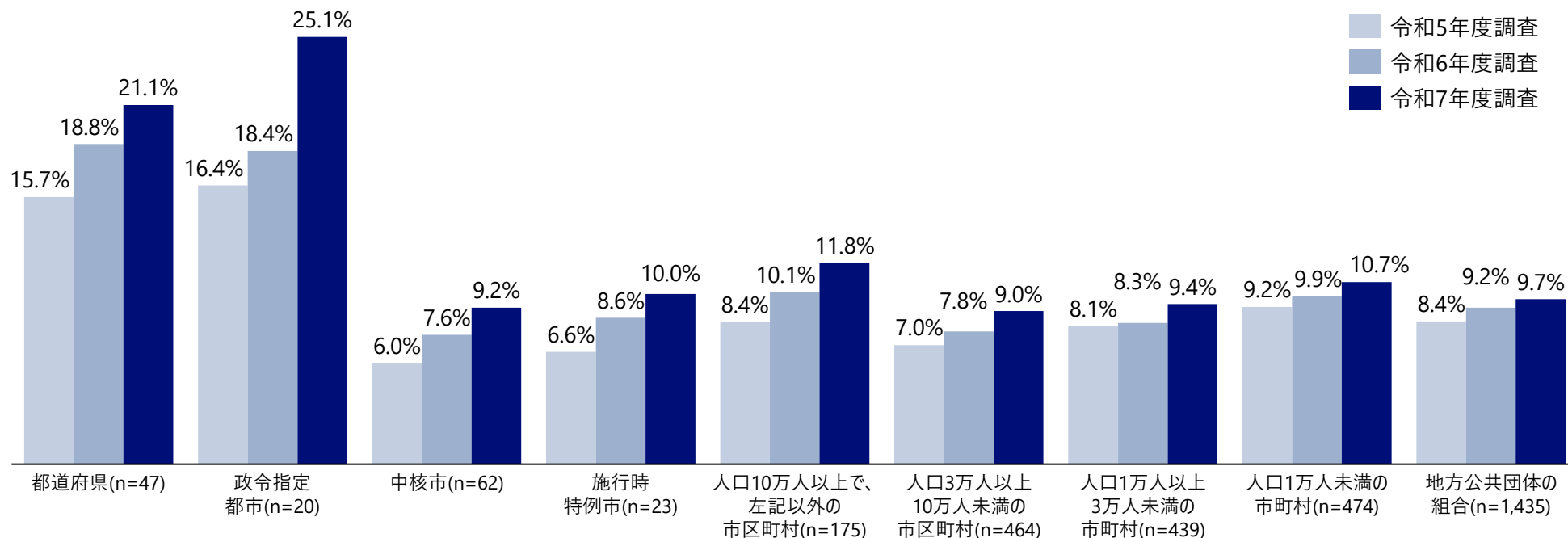
\*\*電気自動車 (EV)、燃料電池自動車 (FCV)、プラグインハイブリッド自動車 (PHEV)、ハイブリッド自動車 (HV) を対象とする。

(3) 措置の取組状況 ③電動車の導入

一般公用車の電動車導入状況 【Q1-3(6)】

- 団体区分別に見ると、政令指定都市では令和6年度比6.7ポイント増と特に電動車の導入が進んでおり、都道府県とともに20%を超えている。
  - 前年度と比較すると、全団体区分において増加がみられる。

一般公用車における電動車の導入台数割合（団体区分別・年度比較）

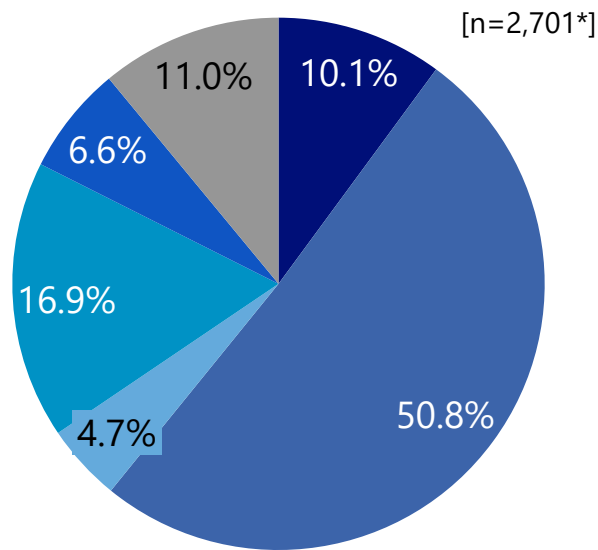


(3) 措置の取組状況 ④再生可能エネルギー・電力調達の推進

公共施設におけるLED照明の導入状況 【Q1-3(7)①】

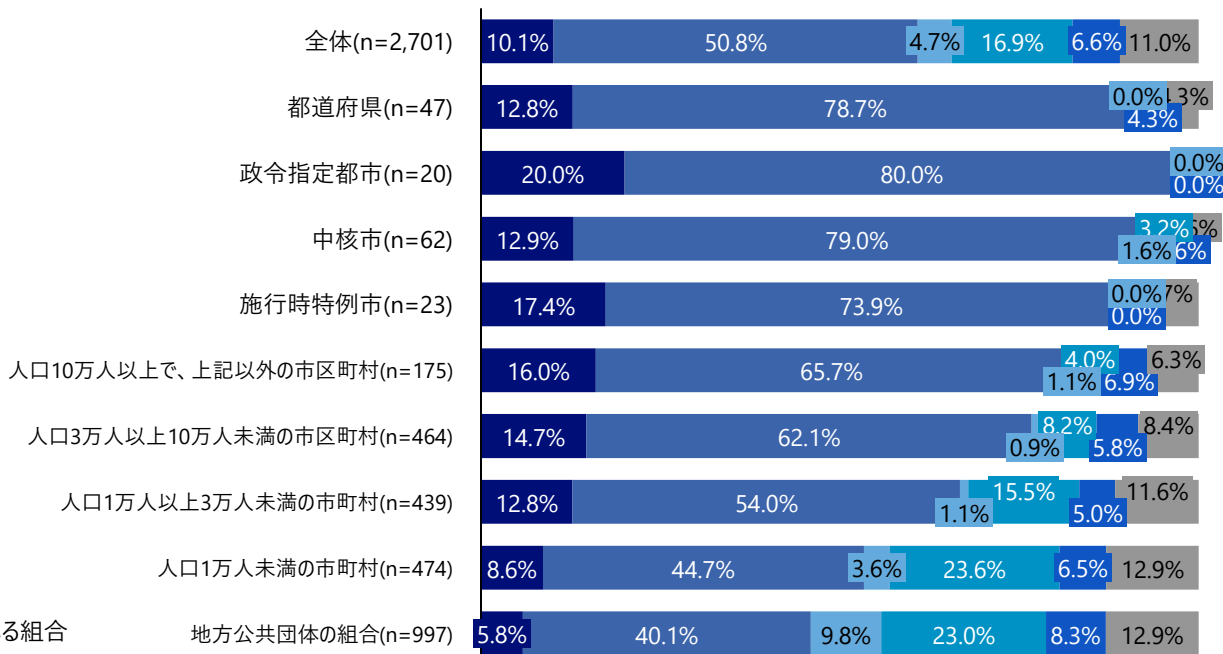
- 2030年に向けた目標に基づき、公共施設におけるLED照明の導入に向けて目標設定、導入を進めている団体は60.9%。
- すべての公共施設等の建築物・設備で100%LED照明化を実現している団体も6.6%確認される。
- 大規模な自治体では、2030年度に向けて取組を進めている団体が多い一方、小規模な自治体や組合ではそれより前の2027年度に向けた取組を行っている団体の割合が高い。

公共施設におけるLED照明の導入状況



\*都道府県、市区町村、施設を保有している組合

公共施設におけるLED照明の導入状況【団体区分別】



- 2030年度に向けて、公共施設等のLED照明の導入に向けた目標設定を行っている
- 2030年度に向けた目標に基づき、公共施設等の一部にLED照明を導入している
- 蛍光灯が2027年末までに製造中止・輸出入禁止される（※）ことを受け、2027年度までに公共施設等へのLED照明導入完了に向けた目標設定を行っている
- 2027年度に向けた目標に基づき、公共施設等の一部にLED証明を導入している
- すべての公共施設等の建築物・設備で100%LED照明化を実現している
- 公共施設等のLED照明の導入に向けた検討はしていない

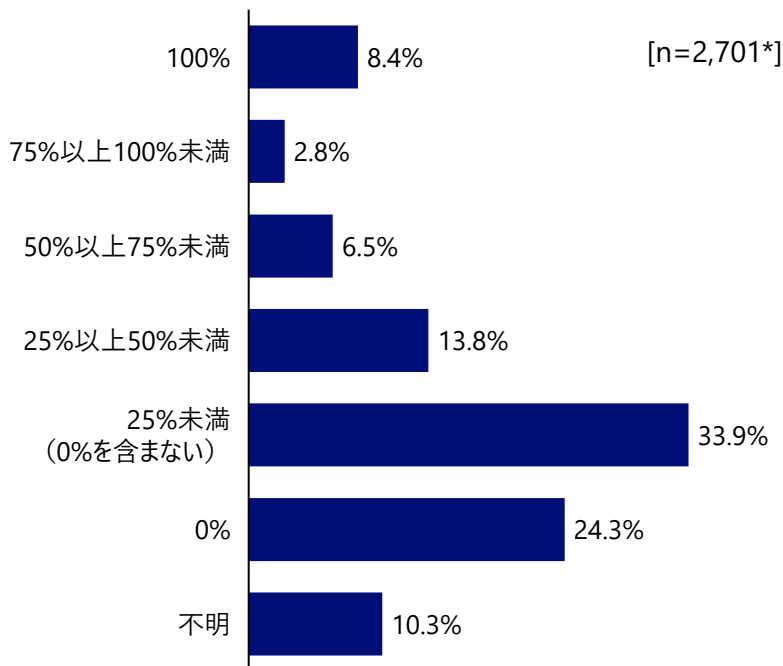
(3) 措置の取組状況 ④再生可能エネルギー電力調達の推進

公共施設におけるLED照明の導入状況 【Q1-3(7)②】

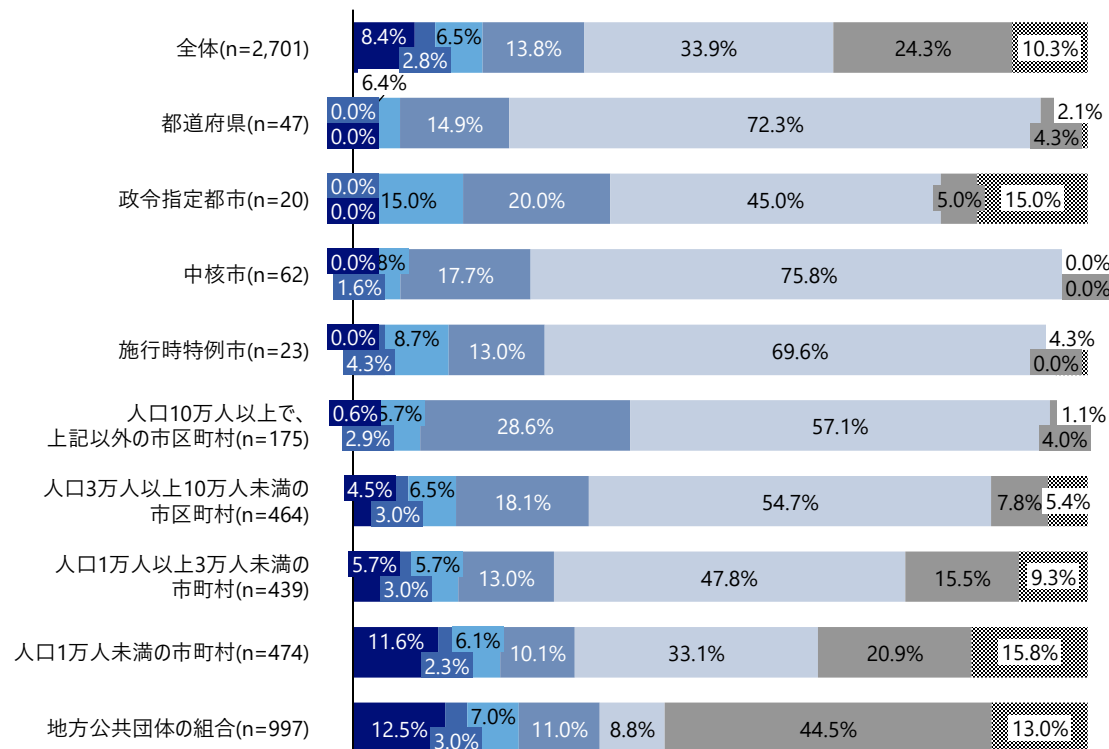
- LED化率については「25%未満（0%を含まない）」がもっとも多く33.9%である一方で、既に「100%」に達した団体も8.4%存在する。
- 人口が少なくなればなるほど、LED化率100%の団体の割合が増え、LED化率100%の地方公共団体の組合は12.5%存在する。

LED化率

全体



団体区別



\*都道府県、市区町村、施設を保有している組合

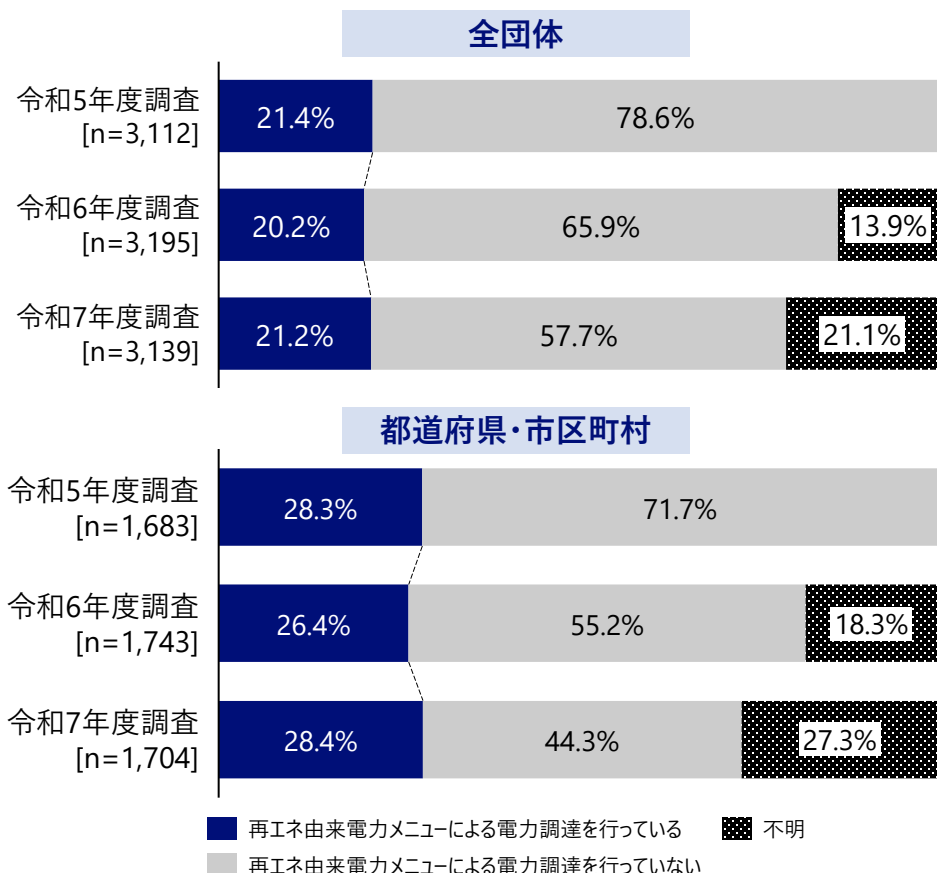
100% 75%以上100%未満 50%以上75%未満 25%以上50%未満 25%未満 (0%を含まない) 0% 不明

(3) 措置の取組状況 ④再生可能エネルギー電力調達の推進

公共施設における再エネ由来電力メニューによる調達電力量 【Q1-3(8)】

- 公共施設における調達電力量割合について、再エネ由来電力メニューによる調達を「60%以上」と回答している団体は、令和6年度調査と比較して令和7年度調査において増加。

公共施設において再エネ由来電力メニューによる電力調達を行っている団体割合



公共施設における再エネ由来電力メニューによる調達電力量割合

調達電力量割合	団体割合		団体数	
	R6調査	R7調査	R6調査	R7調査
100%	0.6%	0.6%	18	19
60%以上100%未満	1.5%	2.4%	48	75
30%以上60%未満	2.7%	3.4%	85	107
20%以上30%未満	2.2%	2.9%	69	91
10%以上20%未満	3.3%	3.7%	107	115
10%未満 (0%を含まない)	10.0%	8.3%	319	260
0%	65.9%	57.7%	2,104	1,811
不明	13.9%	21.1%	445	661

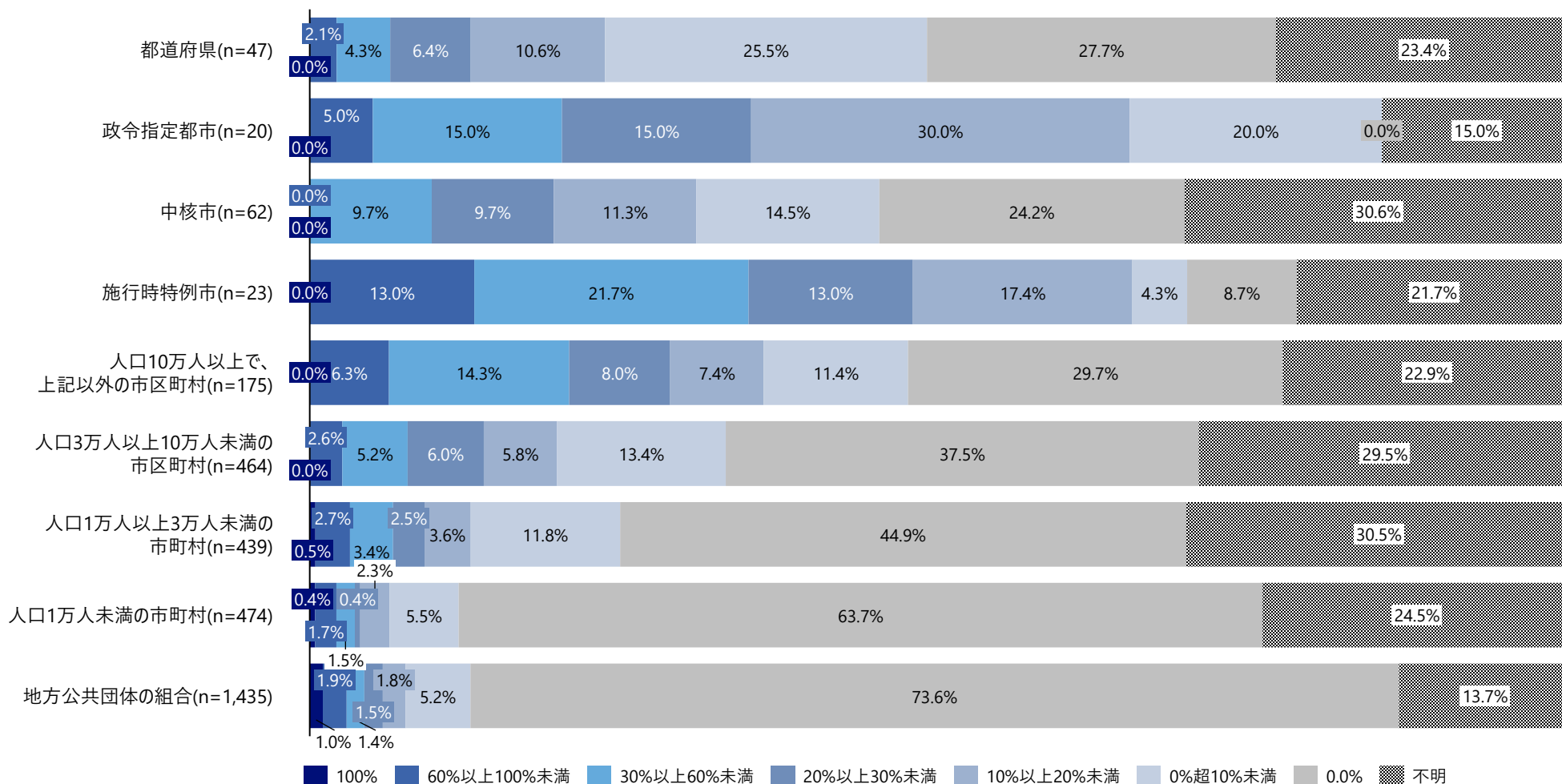
\*令和6年度・令和7年度調査は「不明」の回答を認めている。

(3) 措置の取組状況 ④再生可能エネルギー電力調達の推進

公共施設における再エネ由来電力メニューによる調達電力量 【Q1-3(8)】

■ 政令指定都市の85%、施行時特例市の69.6%の団体が再エネ由来電力メニューによる電力調達を実施しているが、その他の団体区分では半数に達していない。特に、人口が3万人未満の市町村及び組合においては、25%を下回っている。

公共施設における再エネ由来電力メニューによる調達電力量割合【団体区分別】



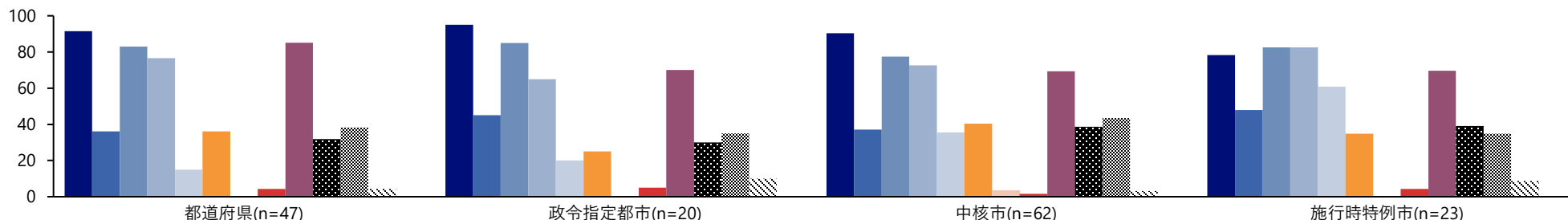
(4) 推進にあたっての課題

実行計画（事務事業編）の推進過程における課題【Q1-4】

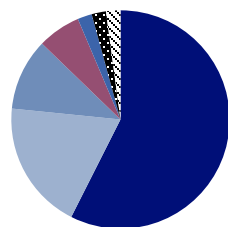
- 実行計画推進過程における課題を地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市以上の団体では「財源が不足している」「人員が不足している」「他の部局・課室の協力が得られにくい」「温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報の集計に手間・時間がかかる」の割合が高い。
- 施行時特例市以上の団体では、推進過程における課題のうち最も大きなものとして「財源が不足している」の割合が多い。

実行計画（事務事業編）の推進過程における課題【団体区分別】（複数選択可）

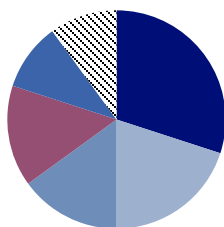
[単位：%]



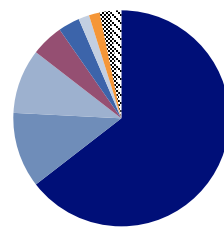
実行計画（事務事業編）の推進過程における課題のうち最も大きなもの【団体区分別】



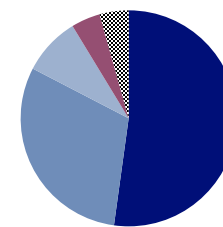
都道府県(n=47)



政令指定都市(n=20)



中核市(n=62)



施行時特例市(n=23)

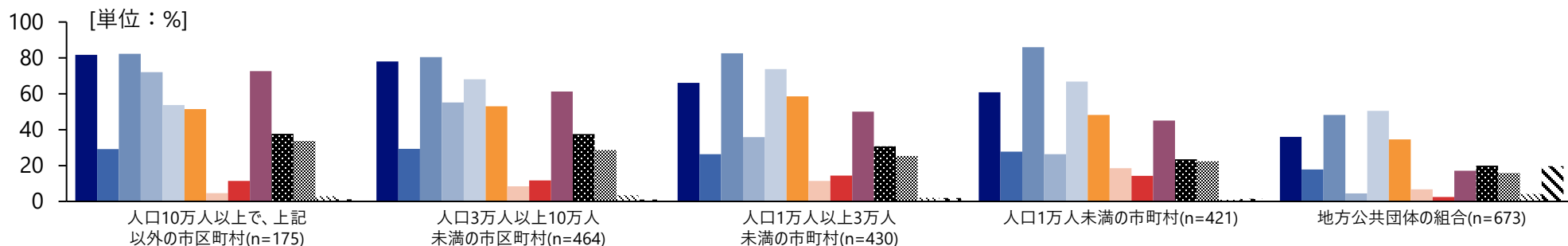
- 財源が不足している
- 最新の技術情報や知見が不足している
- 温室効果ガス排出量の算定方法が分からない
- 温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）が集まらない
- 温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）の集計に手間・時間がかかる
- 有望な措置が見つからない
- 措置の効果を計れない（難しい）
- その他
- 特に困っていることはない
- 対策・施策の費用対効果が低い
- 人員が不足している
- 他の部局・課室の協力が得られにくい
- 地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している

(4) 推進にあたっての課題

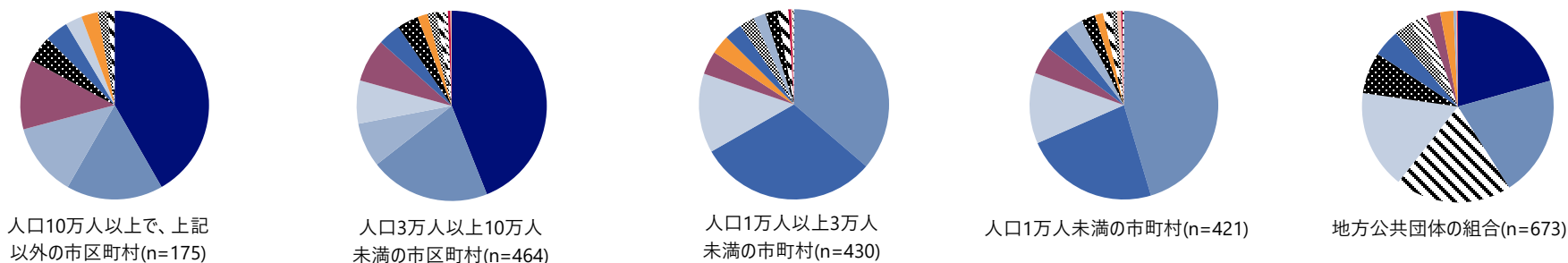
実行計画（事務事業編）の推進過程における課題【Q1-4】

- 実行計画推進過程における課題を地方公共団体の区分別に見ると、小規模な団体や地方公共団体の組合では「財源が不足している」「人員が不足している」「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している」の割合が高い。
- 推進過程における課題のうち最も大きなものについては、人口3万人以上の市区町村では「財源が不足している」となっている一方、人口3万人未満の市町村では「人員が不足している」となっている。

実行計画（事務事業編）の推進過程における課題【団体区分別】（複数選択可）



実行計画（事務事業編）の推進過程における課題のうち最も大きなもの【団体区分別】



- 財源が不足している
- 最新の技術情報や知見が不足している
- 措置の効果を計れない（難しい）
- 対策・施策の費用対効果が低い
- 温室効果ガス排出量の算定方法が分からない
- その他
- 人員が不足している
- 温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）が集まらない
- 特に困っていることはない
- 他の部局・課室の協力が得られにくい
- 温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）の集計に手間・時間がかかる
- 地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している
- 有望な措置が見つからない

1. 事務事業に関する事項

2. 区域施策に関する事項

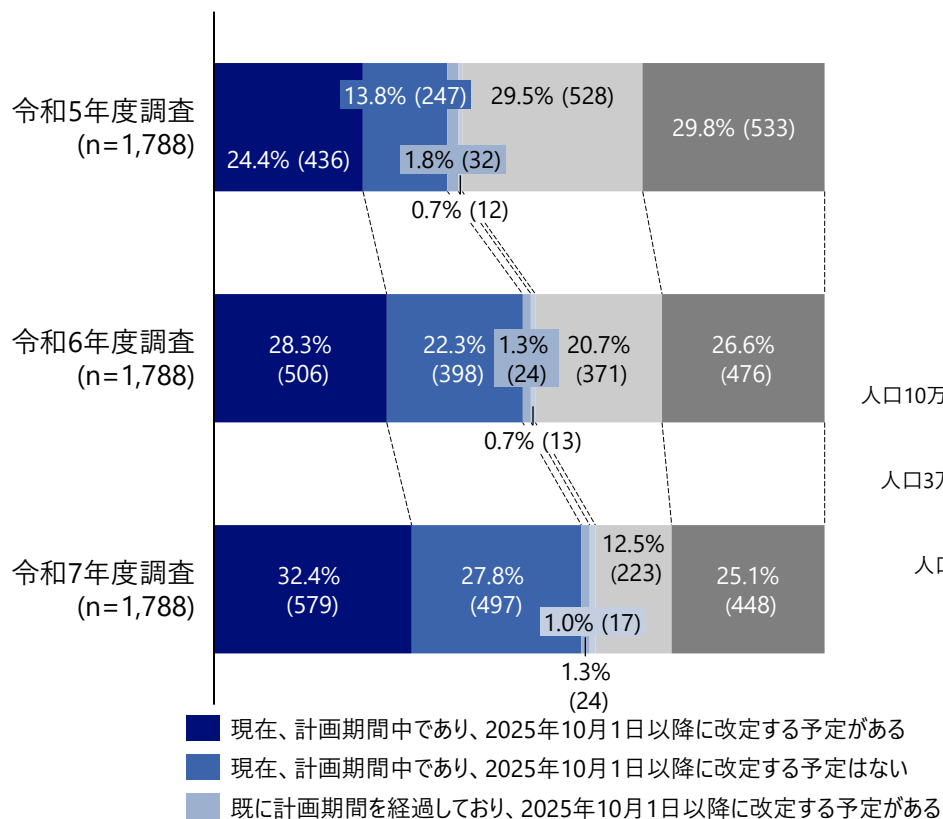
3. その他地球温暖化対策に関する事項

(1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況 ①令和7年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況

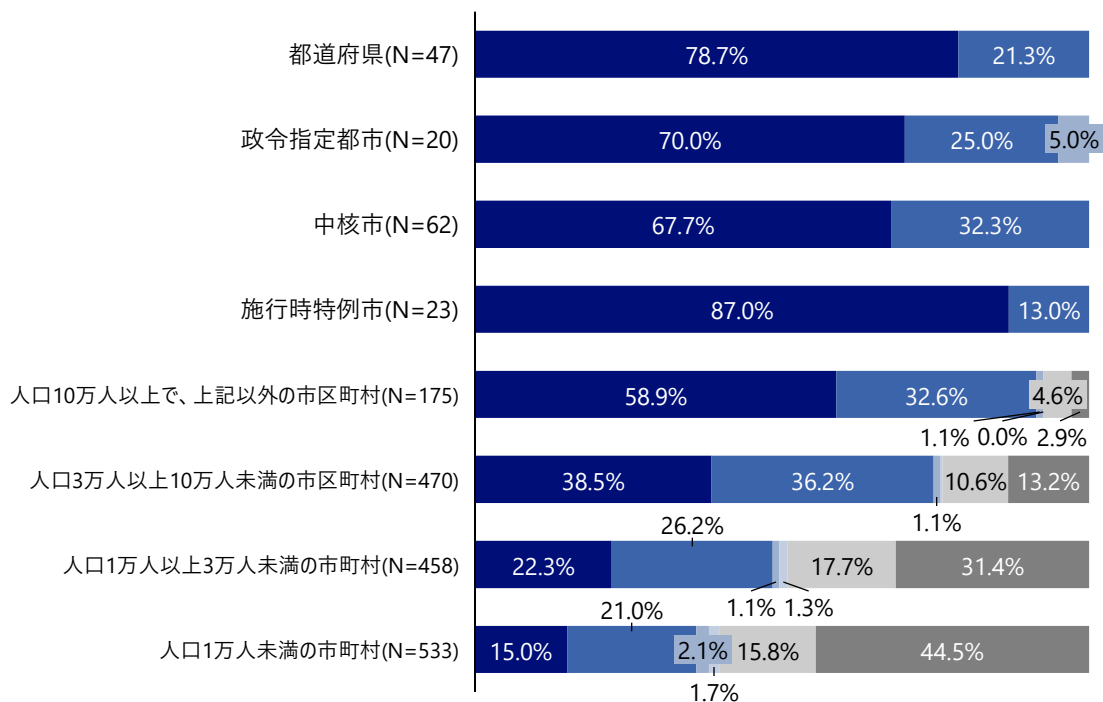
実行計画（区域施策編）の策定・改定状況【Q2-1(1)】

- 都道府県・市区町村において、区域施策編を策定済みの団体は、1,117団体・62.5%（令和6年度941団体・52.6%）。
- 過去に一度も策定したことのない“未策定団体”の割合は、671団体・37.5%と令和6年度調査より減少している（令和6年度847団体・47.4%）。未策定団体においても、今後の計画策定に向けた具体的な動きが進んでいるものと想定される。

令和7年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況【経年比較】



令和7年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況【団体区分別】



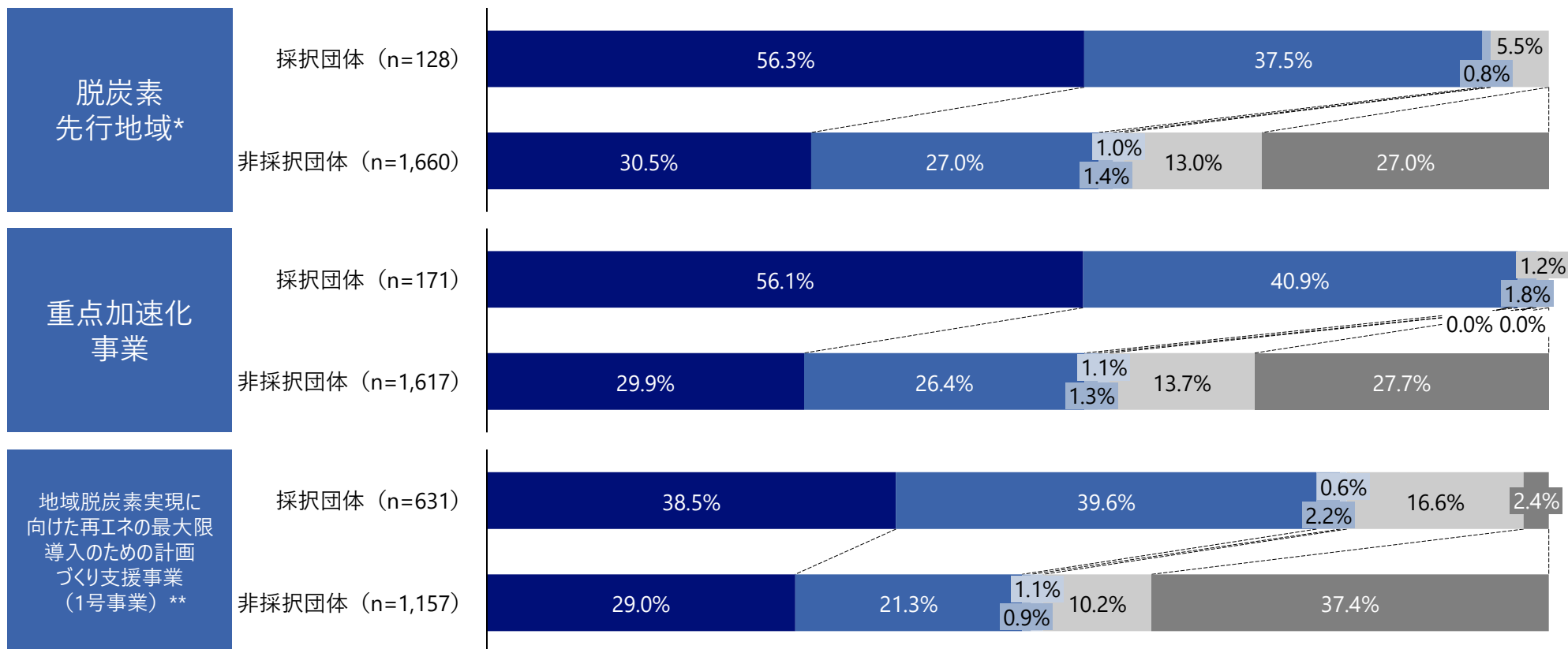
\*令和7年度調査において未回答の団体については、令和6年度調査の回答内容を反映、令和6年度調査において未回答の団体については、令和5年度調査の回答内容を反映

(1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況 ①令和7年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況

実行計画（区域施策編）の策定・改定状況 【Q2-1(1)】

- 環境省の補助事業別に見ると、いずれの補助事業についても、事業に採択されている団体の方が、区域施策編の策定率が高いことがうかがえる。

令和7年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況（環境省補助事業別）



■ 現在、計画期間中であり、2025年10月1日以降に改定する予定がある
 ■ 既に計画期間を経過しているが、2025年10月1日以降に改定する予定はない
 ■ 過去に一度も策定したことがないが、2025年10月1日以降に策定する予定がある
 ■ 過去に一度も策定したことがなく、2025年10月1日以降も策定する予定はない

\*脱炭素先行地域事業は第1回～第4回の採択団体を「採択団体」としてカウント

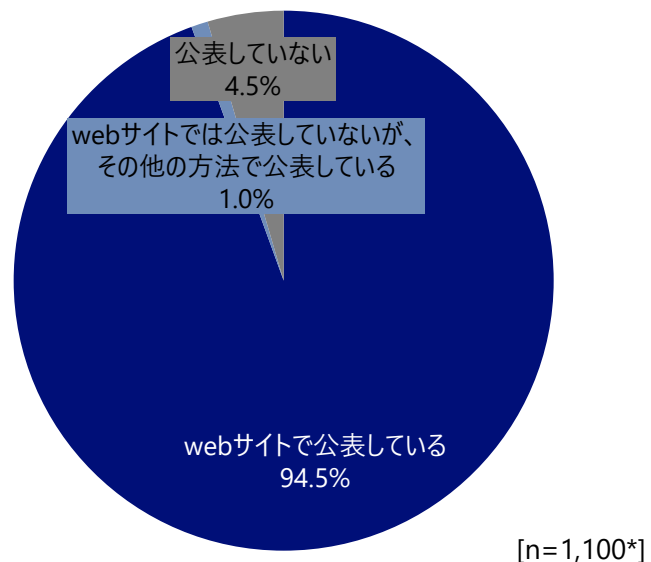
\*\*計画づくり支援事業における1号事業：再エネ導入目標における採択団体を「採択団体」としてカウント

(1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況 ②区域施策編の公表状況

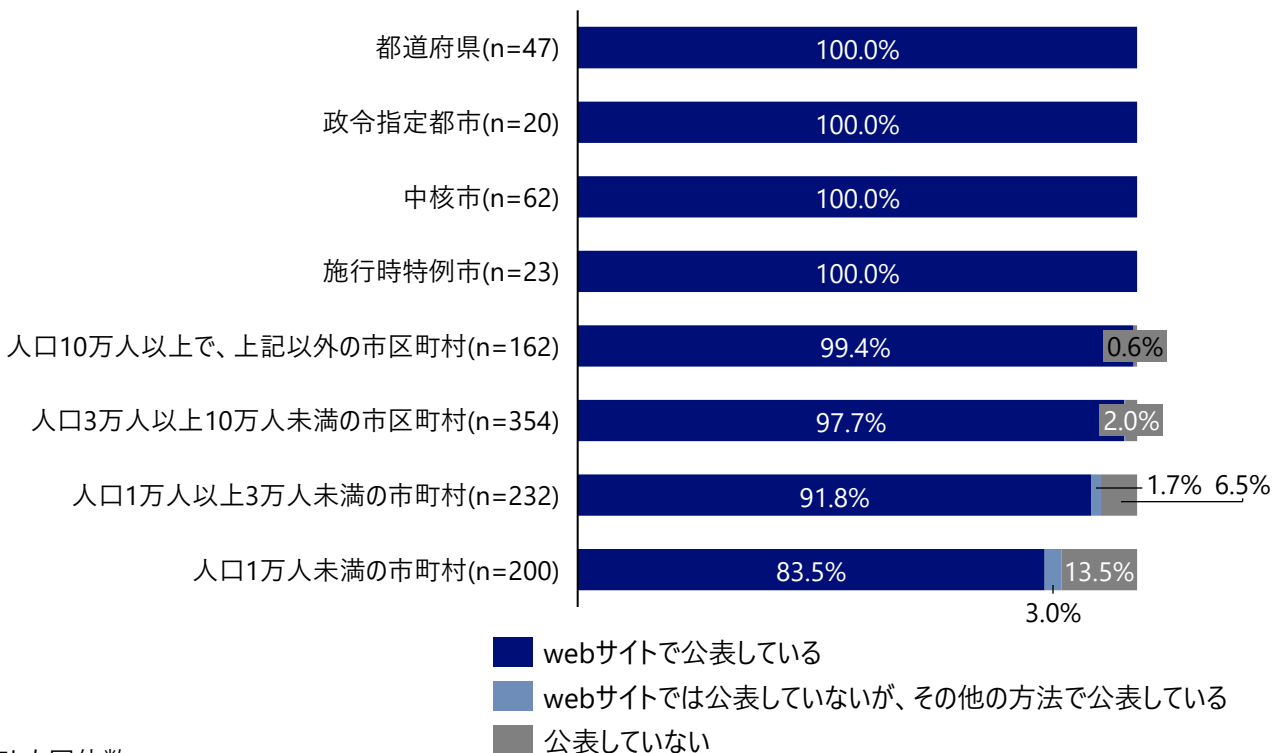
区域施策編の公表状況 【Q2-1(2)】

- 都道府県・市区町村において、区域施策編を策定済みの団体のうち、当該計画をwebサイトで公表している団体は94.5%、webサイト以外にて公表している団体は1.0%で、4.5%の団体は公表に至っていない。
- 施行時特例市以上の団体は公表率100%。

策定した実行計画（区域施策編）の公表状況



策定した実行計画（区域施策編）の公表状況【団体区分別】



\*今年度調査に回答済みの団体のうち、区域施策編を「策定済」と回答した団体数。

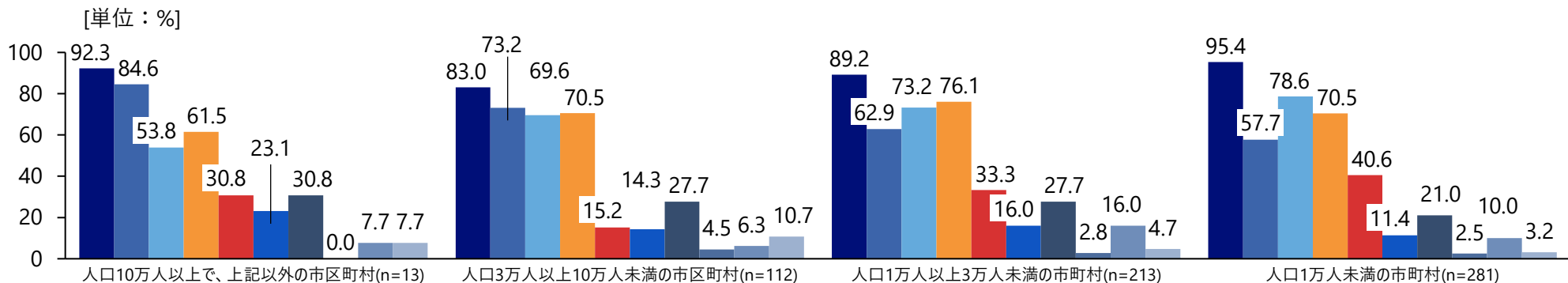
P57にて示す区域施策編の策定済団体数は、今年度調査に未回答の団体は過年度調査の回答内容を反映しているため、上記の数値と必ずしも一致しない。

(1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況 ③区域施策編の策定・改定の障壁・課題

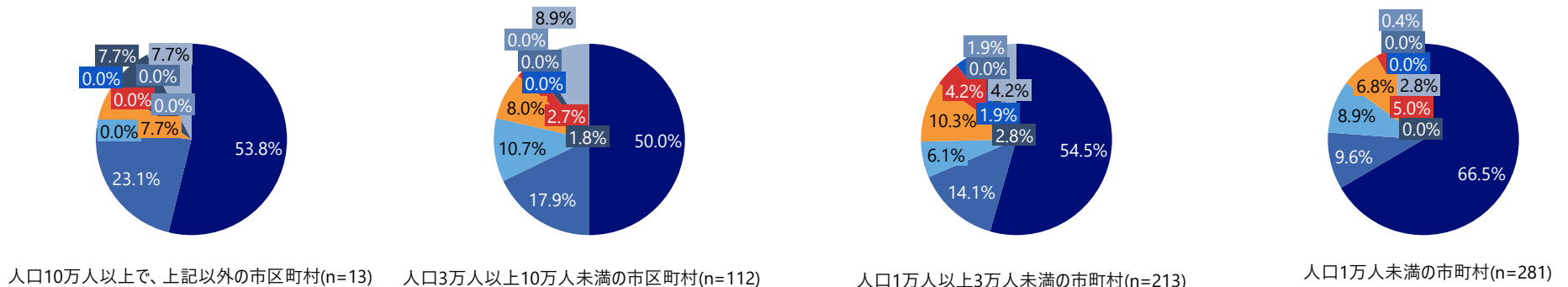
区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由 【Q2-1(3)】

■ 地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「計画を策定・改定するための人員・体制が不足しているため」が最も多い。

区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未策定・未改定の理由【団体区分別】（複数選択可）



区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未策定・未改定の理由理由のうち最も大きな理由【団体区分別】



- 計画を策定・改定するための人員・体制が不足しているため
- 計画に盛り込む対策・施策の予算等の確保が難しいため
- 地球温暖化対策に関する専門知識が不足しているため
- 対策・施策の実行におけるノウハウが不足しているため
- 他の業務と比較して優先度が低いため
- 他の部局・課室の協力が得られないため
- 地域の事業者と協力体制を作れていないため（地域の連携協定・循環型経済の構築・利害関係の調整等）
- 地域住民の反対が予想され（既に起きており）、地域の合意形成ができない
- 周辺の団体も未策定であるため
- その他

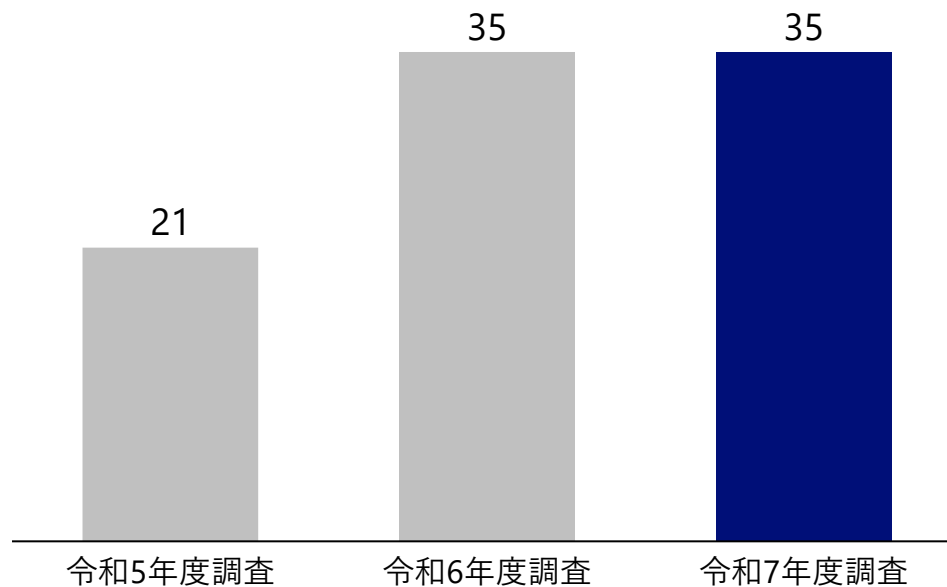
(1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況 ③区域施策編の策定・改定の障壁・課題

## 実行計画（区域施策編）の共同策定の策定状況 【Q2-1(4)】

- 実行計画（区域施策編）を共同で策定済の団体は35団体で、令和6年度調査結果の35団体と比較して増加なし。

### 区域施策編の共同策定団体数（累積値）

[単位：団体]

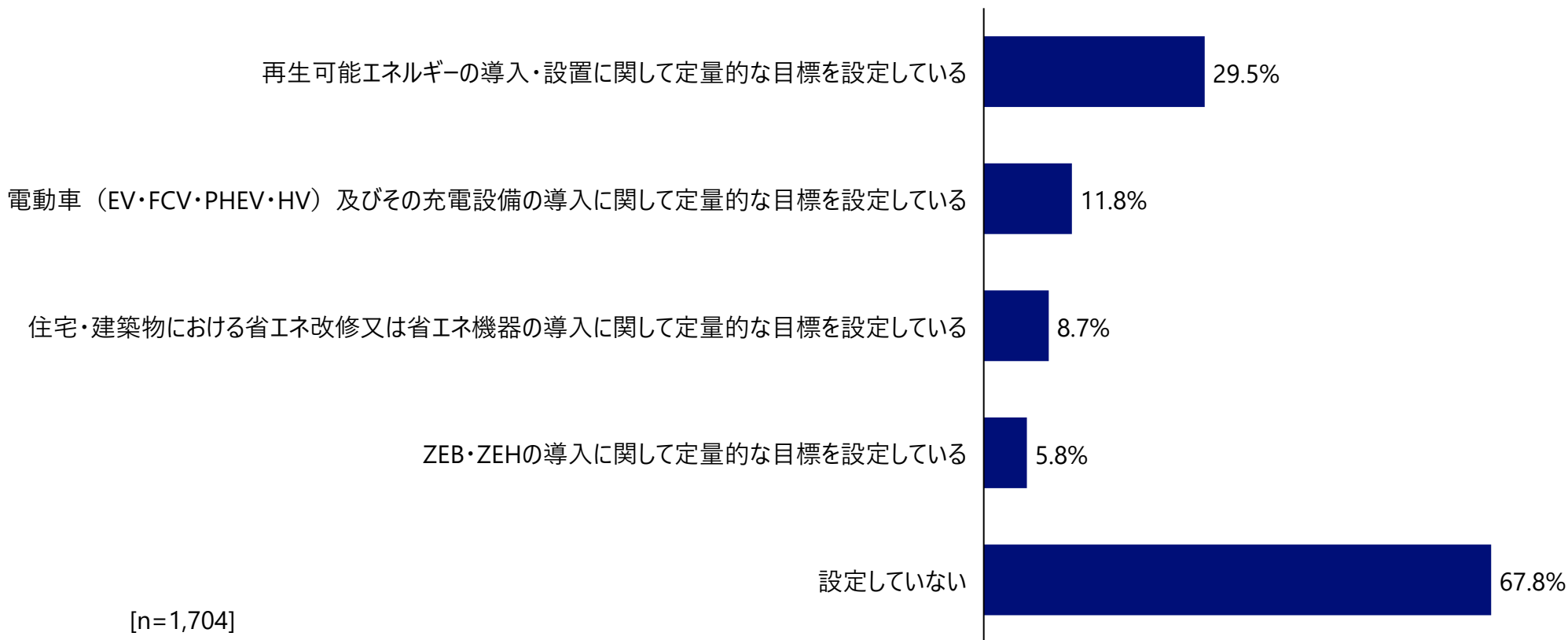


(2) 目標設定と対象

実行計画（区域施策編）や別の計画における定量的な目標設定と対象 【Q2-2(1)①】

- 「設定していない」と回答した団体が67.8%と最も多かった。
- 設定している団体の回答としては、「再生可能エネルギーの導入・設置に関して定量的な目標を設定している」(29.5%)が最も高く、次いで「電動車（EV・FCV・PHEV・HV）及びその充電設備の導入に関して定量的な目標を設定している」(11.8%)、「住宅・建築物における省エネ改修又は省エネ機器の導入に関して定量的な目標を設定している」(8.7%)と続く。

実行計画（区域施策編）や別の計画における定量的な目標設定と対象（複数選択可）

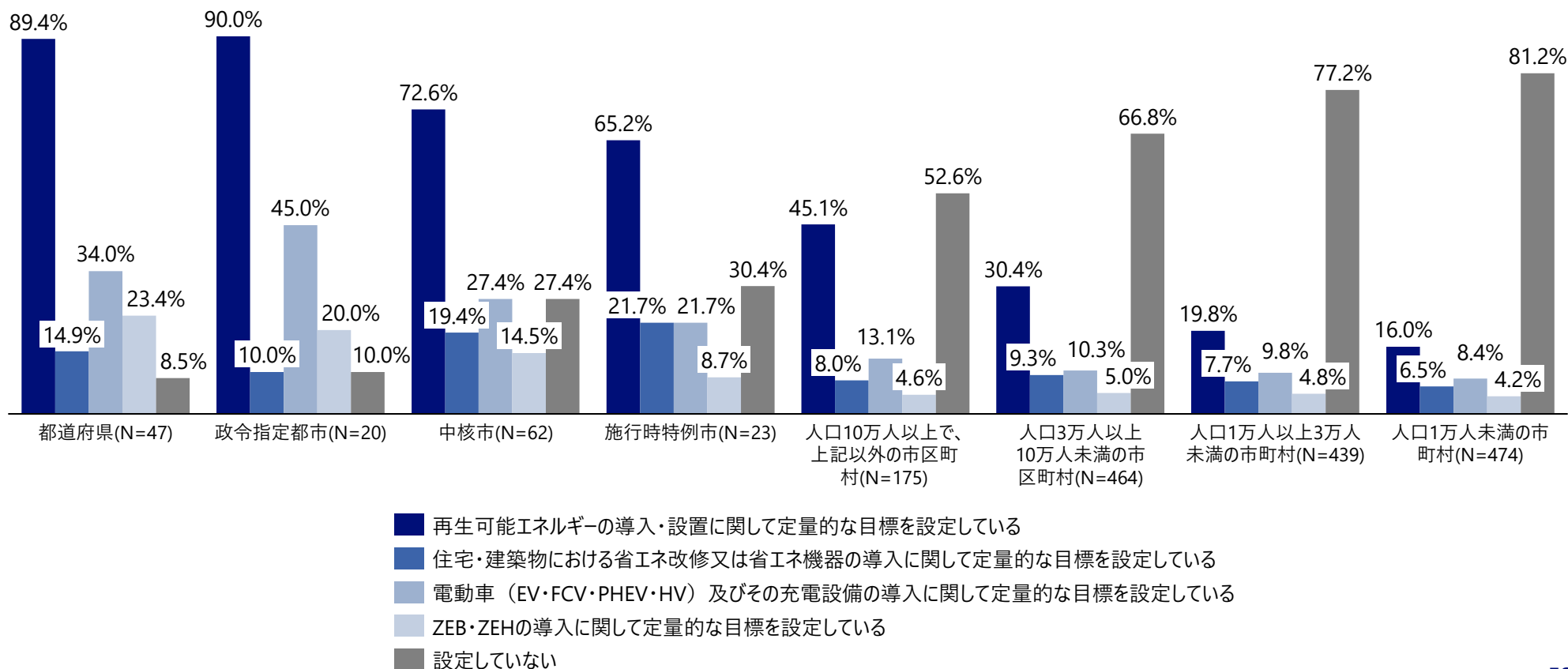


(2) 目標設定と対象

実行計画（区域施策編）や別の計画における定量的な目標設定と対象【Q2-2(1)①】

- 団体区分別に見ると、施行時特例市以上では「設定していない」を選択した割合が他の選択肢に比して多くない一方、人口規模が小さくなるにつれて、「設定していない」を選択した割合が大きくなる傾向にある。

実行計画（区域施策編）や別の計画における定量的な目標設定と対象（複数選択可）【団体区分別】



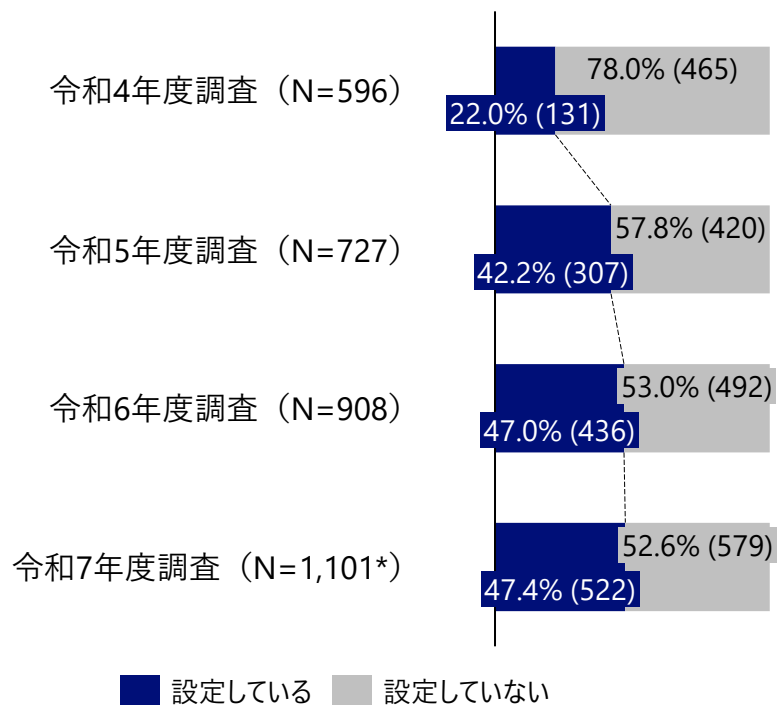
## (2) 目標設定と対象

# 実行計画（区域施策編）や別の計画における再生可能エネルギー導入量目標【Q2-2(1)①×Q2-1(1)①】

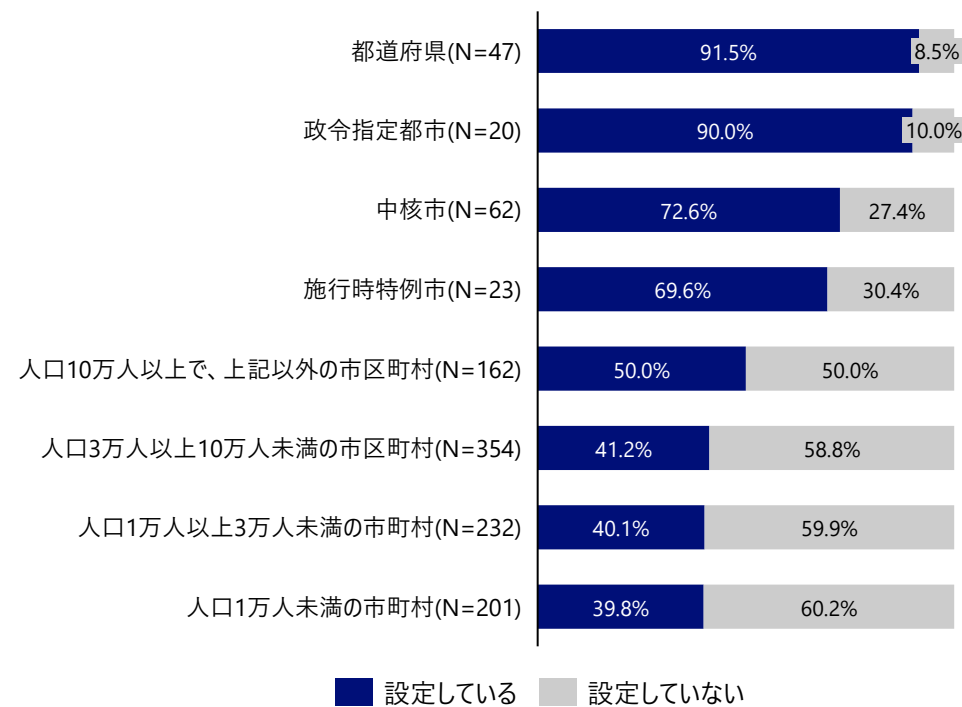
■ 実行計画（区域施策編）を策定済の団体のうち、区域施策編や別の計画において、再エネ導入量に係る目標を設定している団体は47.4%で、令和6年度調査における47.0%より0.4ポイント増加。

- 区分別にみると、都道府県で91.5%、政令指定都市で90.0%、中核市で72.6%、施行時特例市で69.6%。

### 区域における再エネ導入量目標設定状況



### 区域における再エネ導入量目標設定状況【団体区分別】



\*令和7年度調査に「提出済」の団体のうち、Q2-1(1)①で区域施策編を「策定済」としている団体について、Q2-2(1)①における「設定していない」への回答有無より算出

### (3) 施策の取組状況

## 区域の再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組実施状況 【Q2-3(1)①】

- 区域の再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに向けて実施している取組としては、再生可能エネルギー設備設置のための自治体独自の補助制度や、住宅・建築物における省エネ改修や省エネ機器等の導入のための自治体独自の補助制度等が確認される。

### 区域の再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組実施状況（複数選択可）

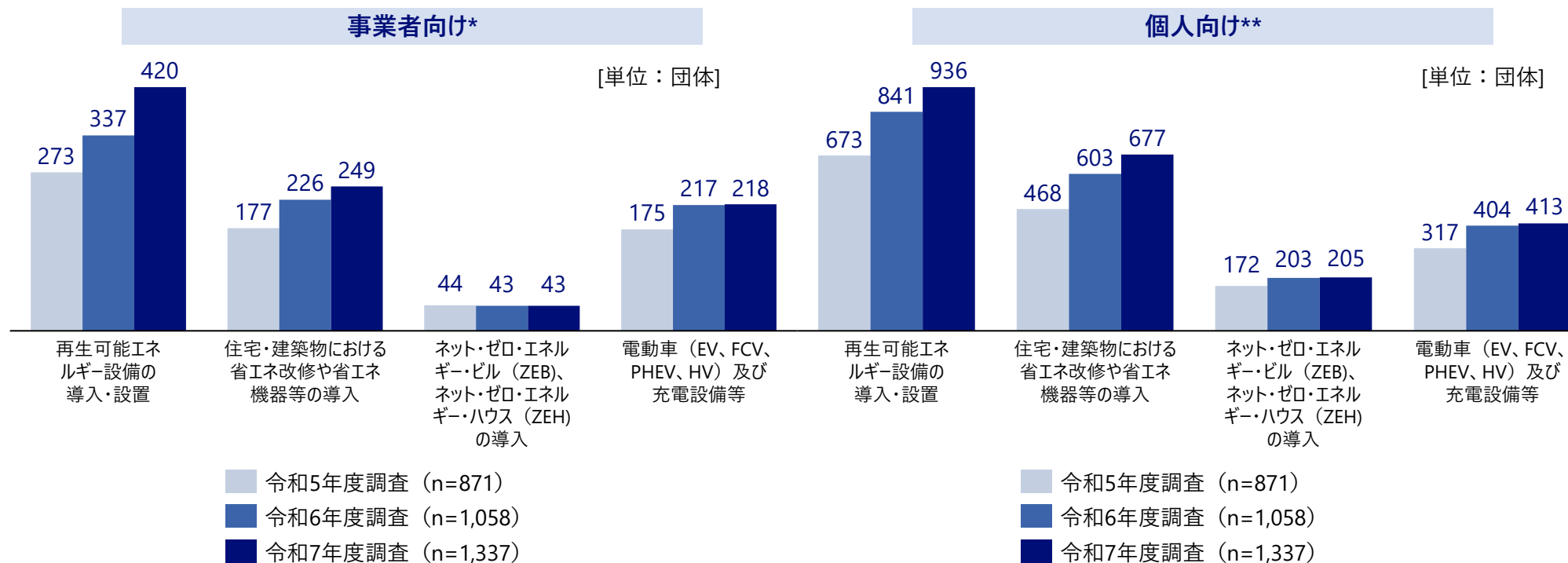


### (3) 施策の取組状況

## 区域の再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組実施状況 【Q2-3(1)①】

- 再エネ導入・設置のための自治体独自の補助金制度の導入状況についてみると、事業者向けでは420団体（令和6年度調査では337団体）、個人向けでは936団体（同841団体）と導入団体が大きく増加している。
- 同様に、住宅・建築物における省エネ改修や省エネ機器等の導入に係る自治体独自の補助金制度を導入する団体も増加傾向にある。

### 再エネ導入・設置のための自治体独自の補助金制度に係る取組実施状況（複数選択可・累積値）



\*n数は、Q2-3(1)①において、事業者向けの取組いずれかに「有」と回答した団体

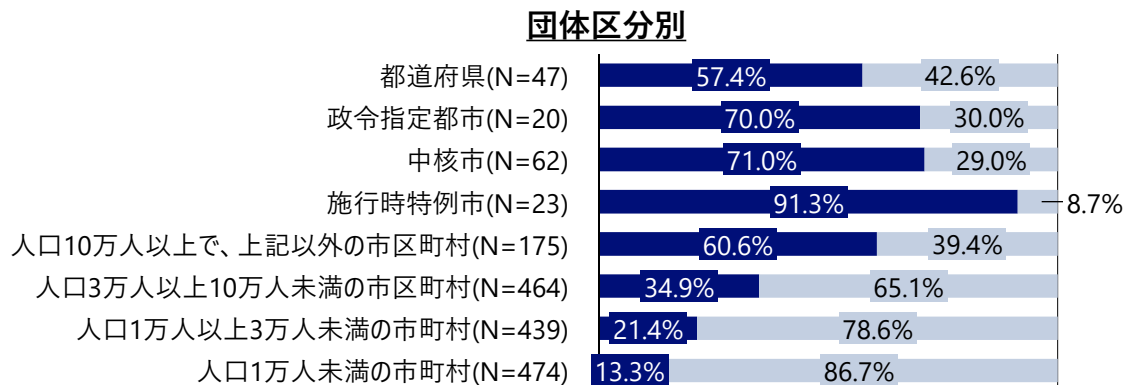
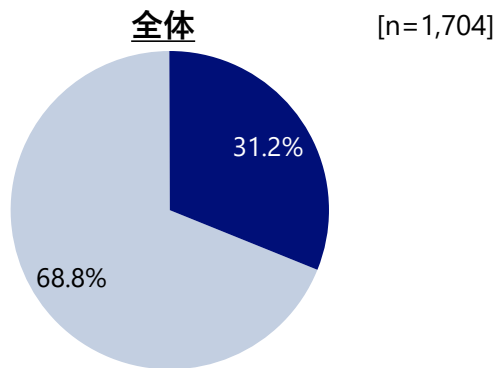
\*\*n数は、Q2-3(1)①において、個人向けの取組いずれかに「有」と回答した団体

### (3) 施策の取組状況

## 脱炭素に向けた民間事業者との連携協定等の締結状況、締結数、締結相手【Q2-3(1)④】

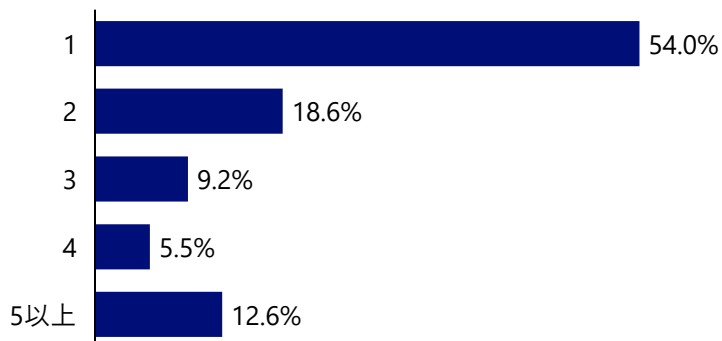
■ 脱炭素に向けた民間事業者との連携協定等について、回答団体のうち、31.2%（531団体）が「締結している」と回答した。

### 脱炭素に向けた民間事業者との連携協定等の締結状況



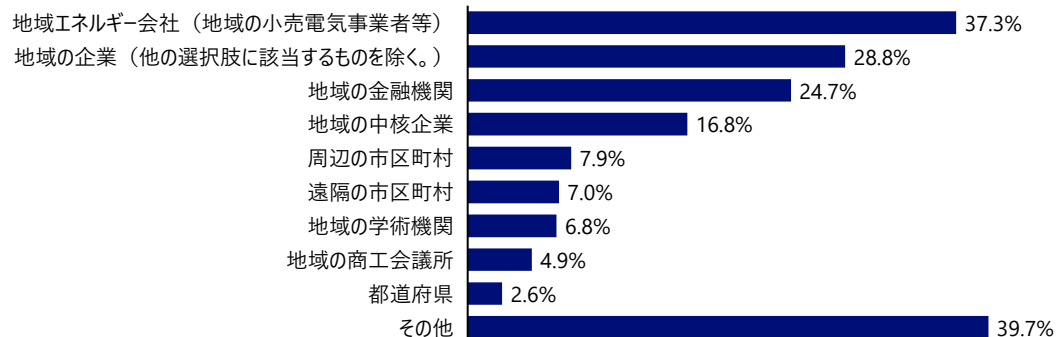
■ 連携協定等を締結している ■ 連携協定等を締結していない

### 脱炭素に向けた民間事業者との連携協定等の締結数



[n=531]

### 脱炭素に向けた民間事業者との連携協定等の締結相手（複数選択可）



[n=531]

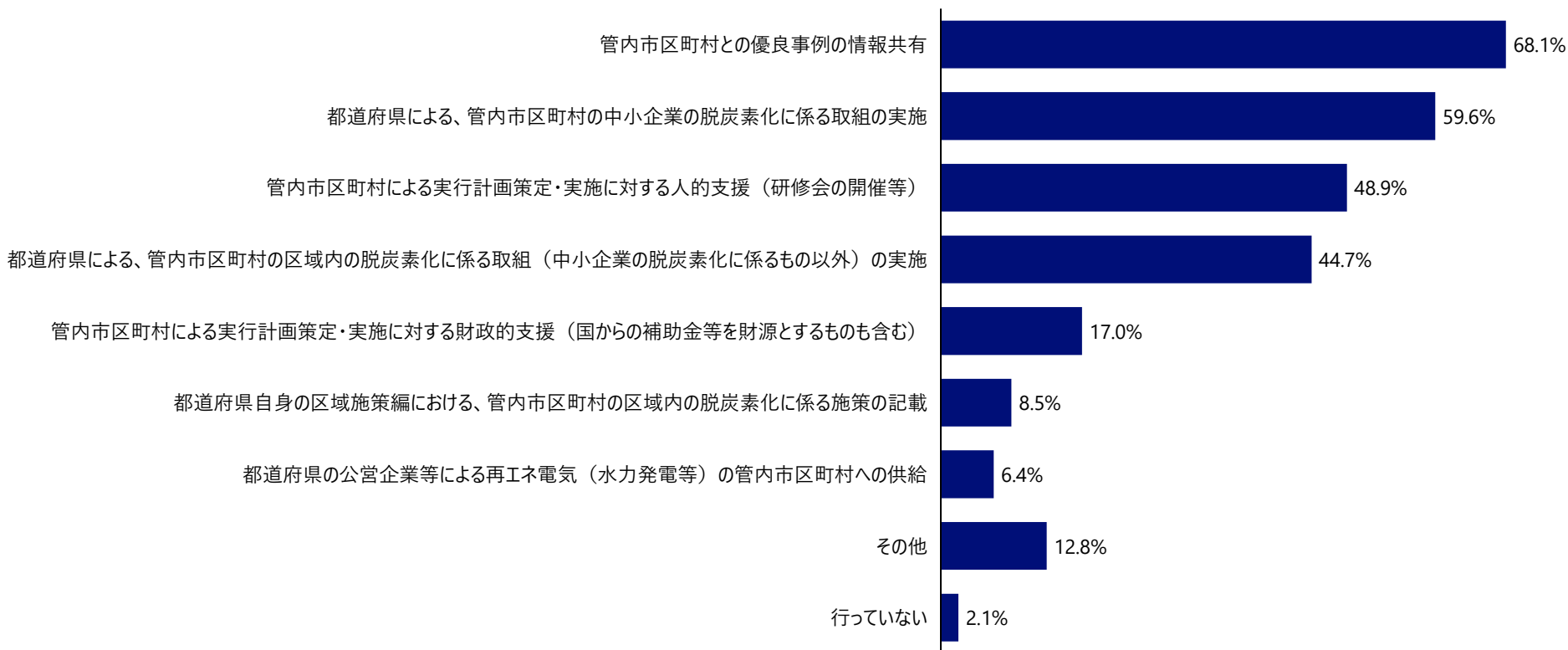
### (3) 施策の取組状況

## 管内市区町村への支援・連携の取組 【Q2-3(1)⑤】

※調査対象：都道府県

- 都道府県における、管内市区町村への支援・連携の取組内容について、「管内市区町村との優良事例の情報共有」が68.1%と最多となった。

### 管内市区町村への支援・連携の取組（複数選択可）



[n=47]

### (3) 施策の取組状況

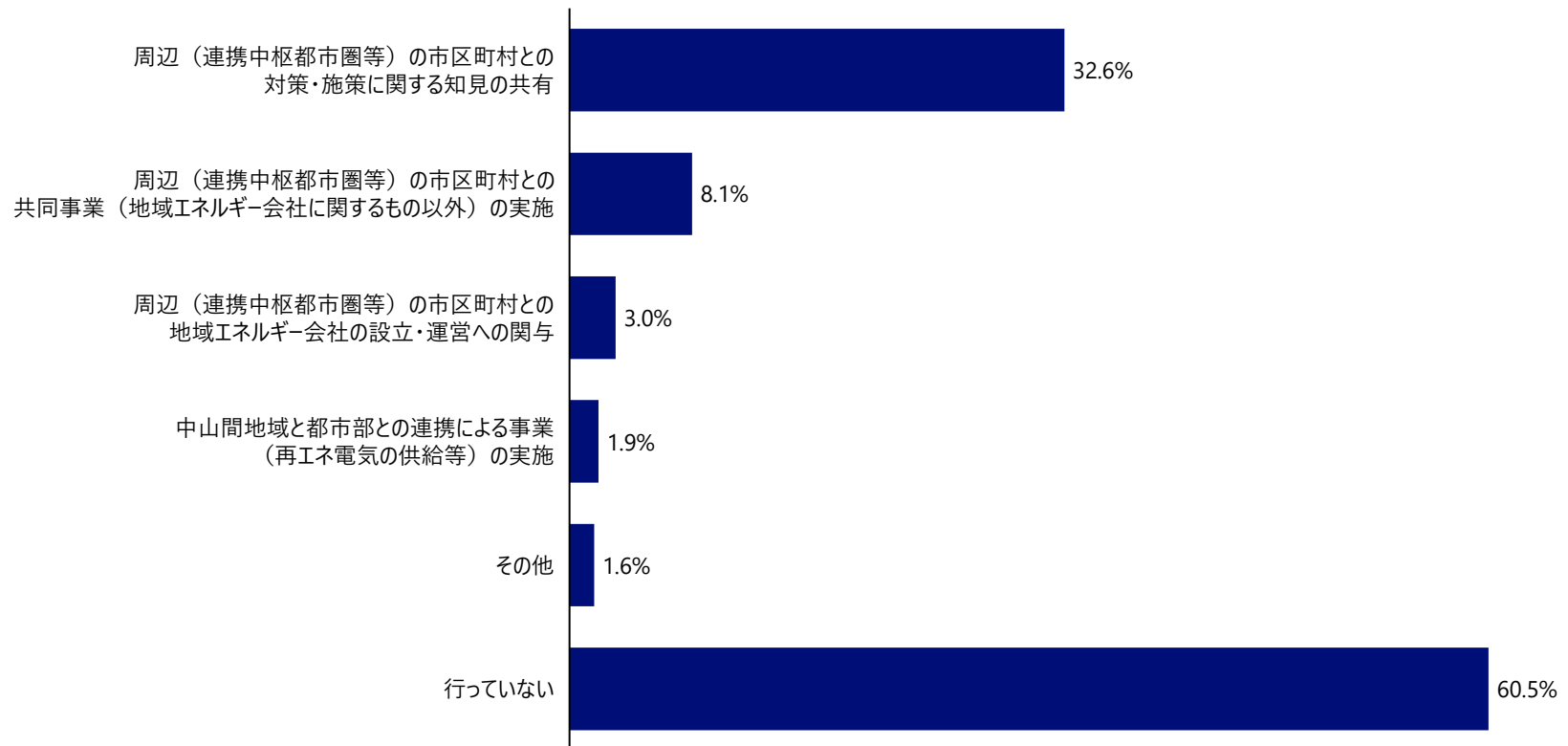
## 脱炭素に係る他市区町村との連携内容 【Q2-3(1)⑥】

※調査対象：市区町村

- 市区町村における、脱炭素に係る他市区町村との連携内容について、「行っていない」が60.5%と最多となった。
- 行っている団体の回答としては、「周辺（連携中枢都市圏等）の市区町村との対策・施策に関する知見の共有」が32.6%と最多となった。

### 脱炭素に係る他市区町村との連携内容（複数選択可）

[n=1,053]



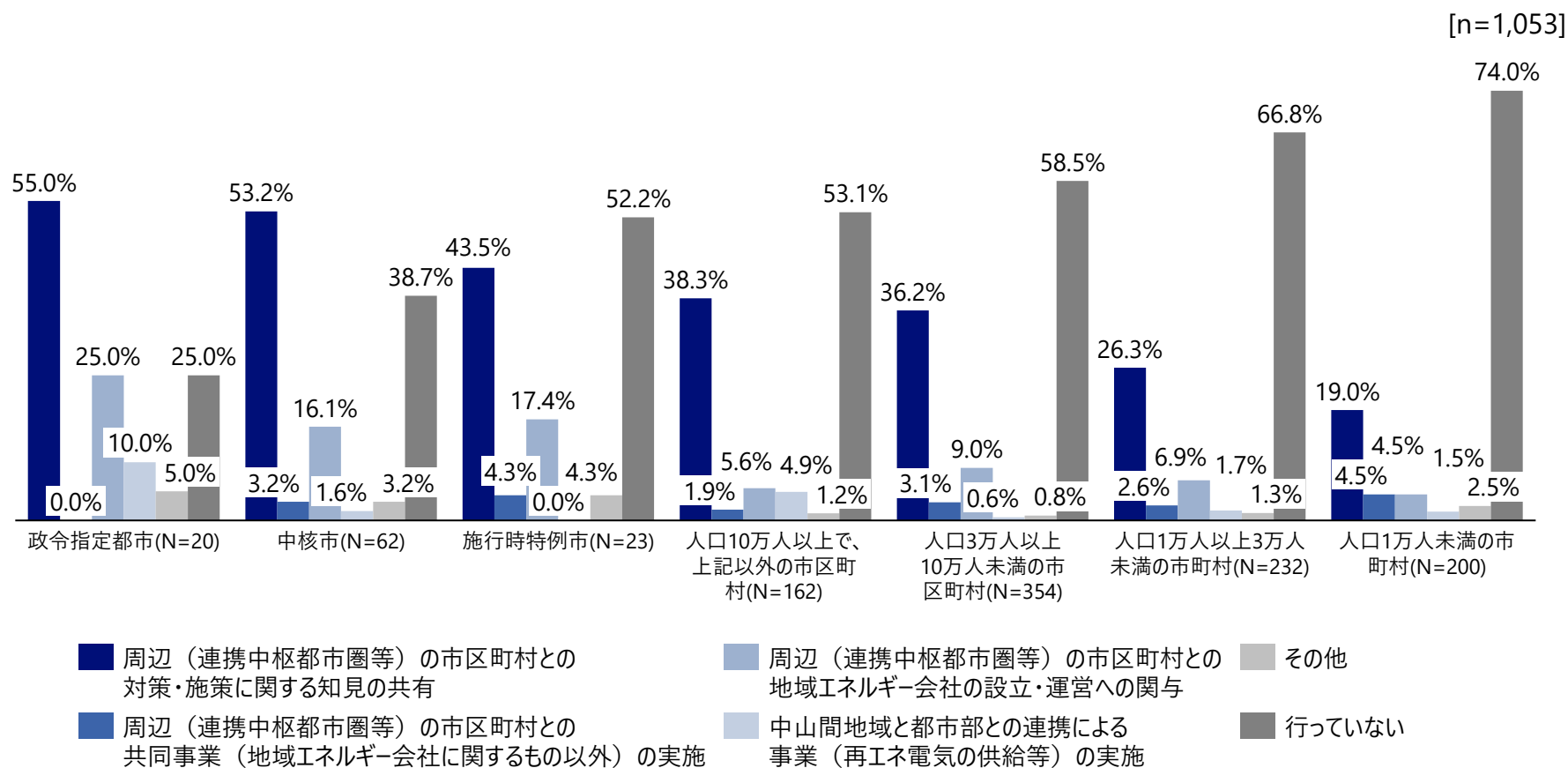
### (3) 施策の取組状況

## 脱炭素に係る他市区町村との連携内容 【Q2-3(1)⑥】

※調査対象：市区町村

- 市区町村における、脱炭素に係る他市区町村との連携内容について、団体規模が小さくなるにつれて「行っていない」の回答率が高い傾向にある。

### 脱炭素に係る他市区町村との連携内容（複数選択可）【団体区分別】

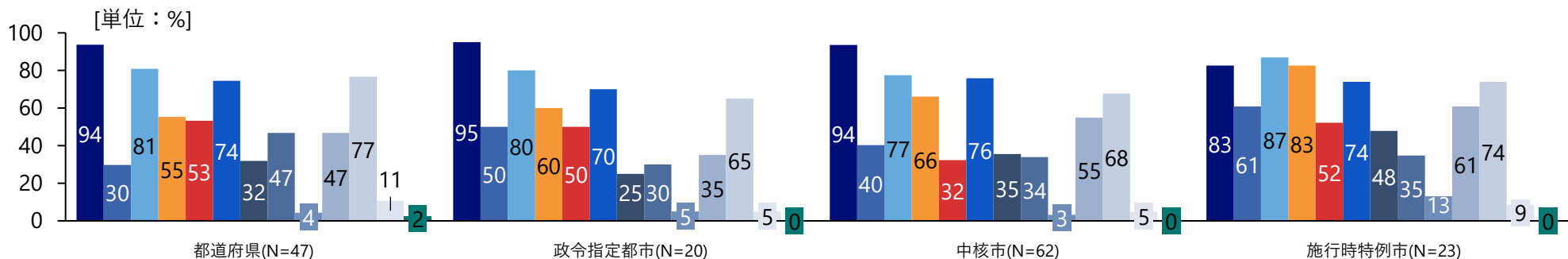


(4) 推進にあたっての課題

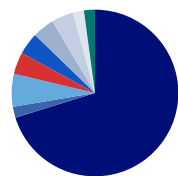
実行計画（区域施策編）の推進過程における課題【Q2-4】

- 実行計画（区域施策編）の推進過程における課題を地方公共団体の団体区分別に見ると、中核市以上の団体では、割合、最も大きな課題共に、「財源が不足している」と回答した団体が多い。
- 施行時特例市については、割合、最も大きな課題共に「人員が不足している」の回答が多かった。

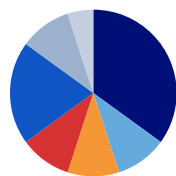
実行計画（区域施策編）の推進過程における課題【団体区分別】（複数選択可）



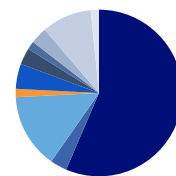
実行計画（区域施策編）の推進過程における課題のうち最も大きなもの【団体区分別】



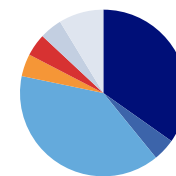
都道府県(n=47)



政令指定都市  
(n=20)



中核市(n=62)



施行時特例市  
(n=23)

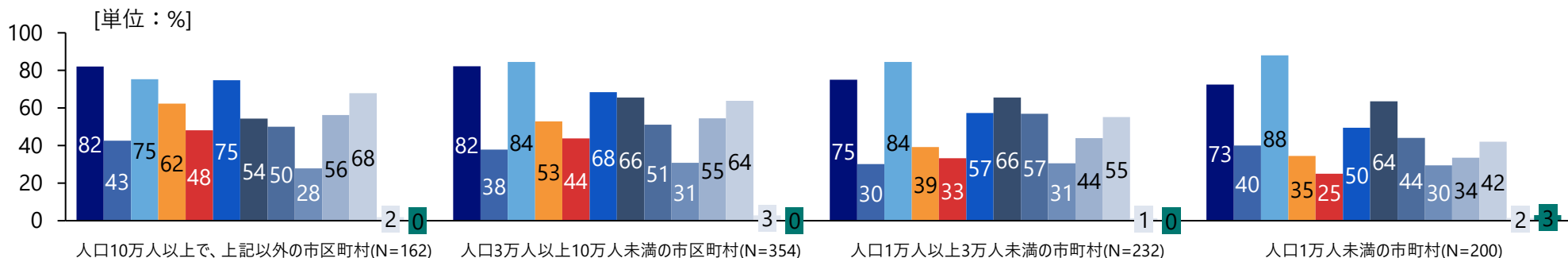
- 財源が不足している
- 事業者の理解や協力が得られにくい
- 温室効果ガス排出量の算定方法が分からない（実績値が分からない）
- 特に困っていることはない
- 対策・施策の費用対効果が低い
- 住民に対する普及啓発が難しい
- 有望な対策・施策が見つからない
- 地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している
- 対策・施策の効果を計れない（難しい）
- 最新の技術情報や知見が不足している
- その他
- 他の部局・課室の協力が得られにくい

## (4) 推進にあたっての課題

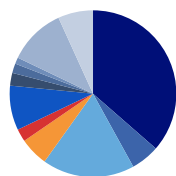
### 実行計画（区域施策編）の推進過程における課題【Q2-4】

- 実行計画（区域施策編）の推進過程における課題を地方公共団体の区分別に見ると、人口が少ない団体区分ほど、「財源が不足している」よりも、「人員が不足している」と回答した団体が多い。
- 最も大きな課題については、人口1万人以上3万人未満の市区町村は「人員が不足している」となっている一方、それ以外の市区町村では「財源が不足している」となっている。

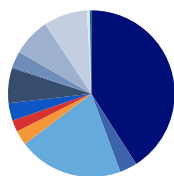
#### 実行計画（区域施策編）の推進過程における課題【団体区分別】（複数選択可）



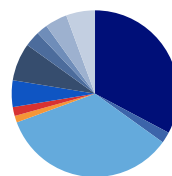
#### 実行計画（区域施策編）の推進過程における課題のうち最も大きなもの【団体区分別】



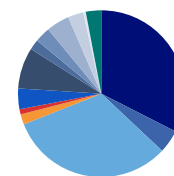
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(n=162)



人口3万人以上10万人未満の市区町村(n=354)



人口1万人以上3万人未満の市町村(n=232)



人口1万人未満の市町村(n=200)

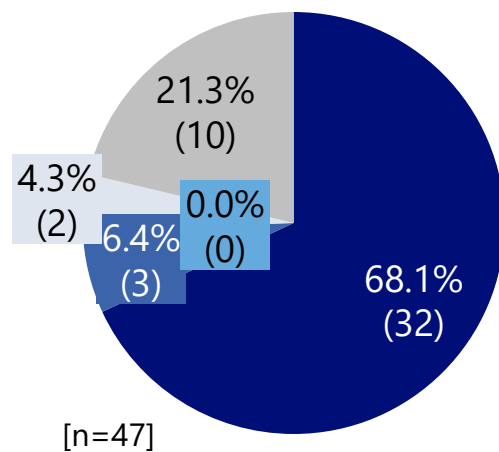
- 財源が不足している
- 事業者の理解や協力が得られにくい
- 温室効果ガス排出量の算定方法が分からない（実績値が分からない）
- 特に困っていることはない
- 対策・施策の費用対効果が低い
- 住民に対する普及啓発が難しい
- 有望な対策・施策が見つからない
- 地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している
- 最新の技術情報や知見が不足している
- 人員が不足している
- 地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している
- 対策・施策の効果を計れない（難しい）
- その他
- 他の部局・課室の協力が得られにくい
- 最新の技術情報や知見が不足している

(5) 地域脱炭素化促進事業制度の検討状況 ①都道府県基準の策定状況

都道府県基準の策定状況 【Q2-5(2)①】

- 都道府県基準の策定が完了しているのは32団体。
- 策定に向けた検討を進めている都道府県は5団体で、うち策定予定時期が決まっている都道府県は3団体。

都道府県基準の策定状況



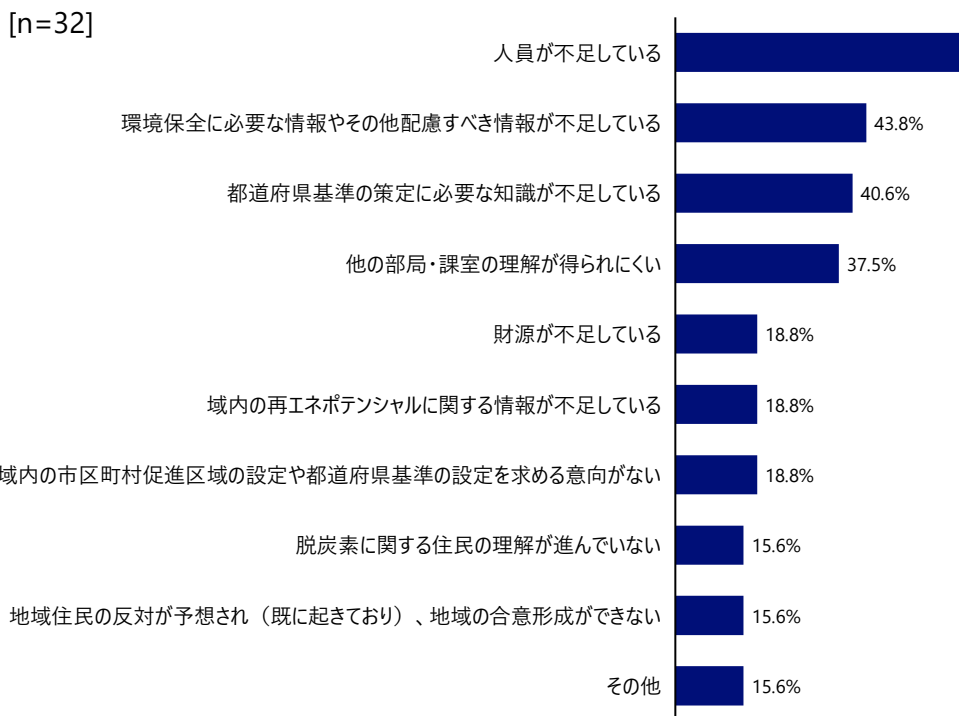
- 策定が完了している
- 策定に向けた検討を進めており、策定予定時期が決まっている
- 策定に向けた検討を開始しているが、時期は未定である
- 策定予定だが、まだ検討を開始していない
- 今後も策定する予定はない

(5) 地域脱炭素化促進事業制度の検討状況 ②都道府県基準の策定に係る障壁・課題

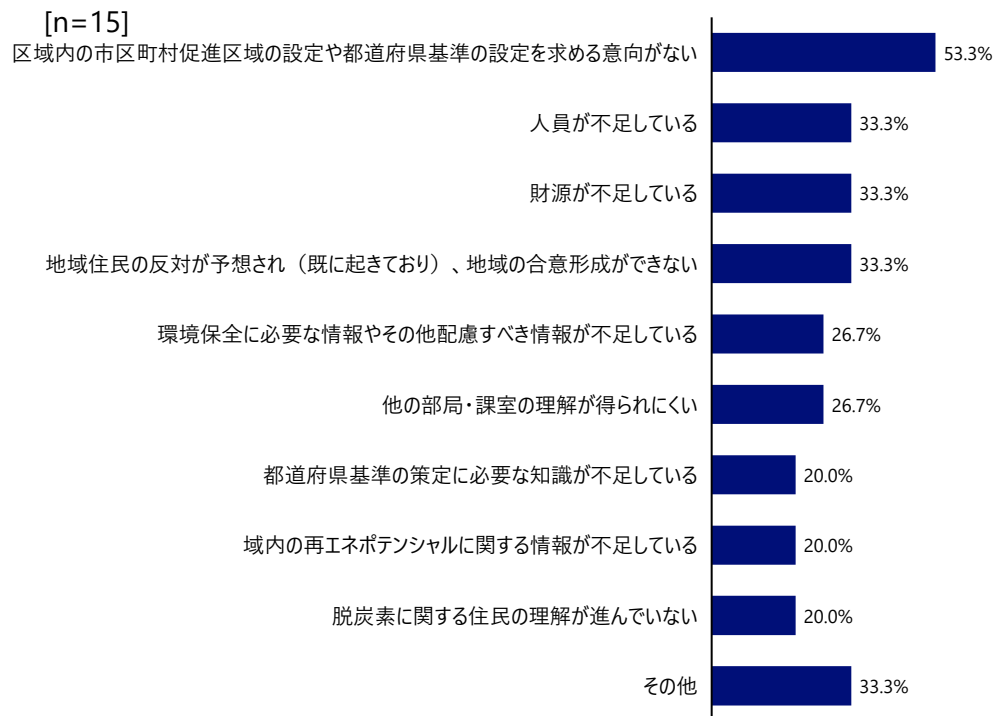
都道府県基準の策定に係る障壁・課題 【Q2-5(2)②】

- 都道府県基準を策定済みの団体においては、「人員が不足している」が最も多く、「環境保全に必要な情報やその他配慮すべき情報が不足している」、「都道府県基準の策定に必要な知識が不足している」と続く。
- 都道府県基準を未策定の団体においては、「区域内の市区町村促進区域の設定や都道府県基準の設定を求める意向がない」が最も多く、「人員が不足している」、「財源が不足している」「地域住民の反対が予想され（既に起きており）、地域の合意形成ができない」と続く。

都道府県基準の策定に関して課題であったこと（複数選択可）  
（都道府県基準を策定済：Q2-5(2)①で「1」を選択）



都道府県基準の策定に関して課題であること（複数選択可）  
（都道府県基準を未策定：Q2-5(2)①で「2～5」を選択）



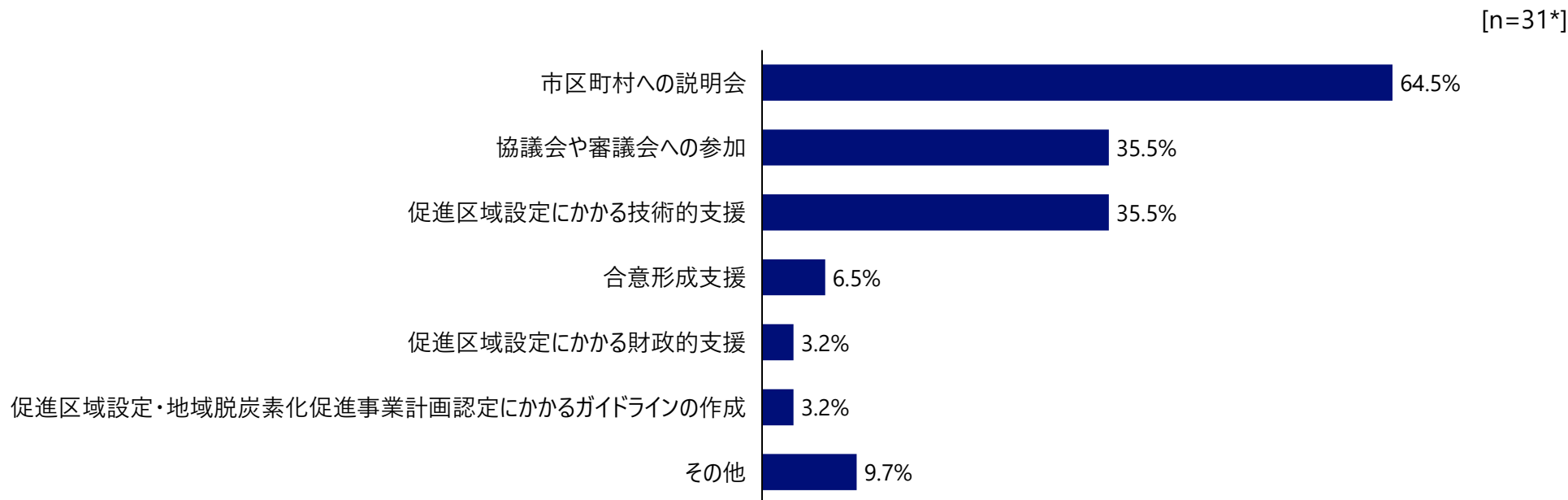
(5) 地域脱炭素化促進事業制度の検討状況 ③市区町村が促進区域を設定するための取組支援

都道府県基準策定後に市区町村が促進区域を設定するための取組支援 【Q2-5(2)③】

- 都道府県基準を策定している、または検討を進めている団体において、実施している、または実施を検討している市区町村が促進区域を設定するための取組支援として、多い順に「市町村への説明会」「協議会や審議会への参加」「促進区域設定にかかる技術的支援」となった。

都道府県基準策定後に市区町村が促進区域を設定するための取組支援（複数選択可）

※都道府県基準を策定している、または策定に向けた検討を進めている都道府県のみ



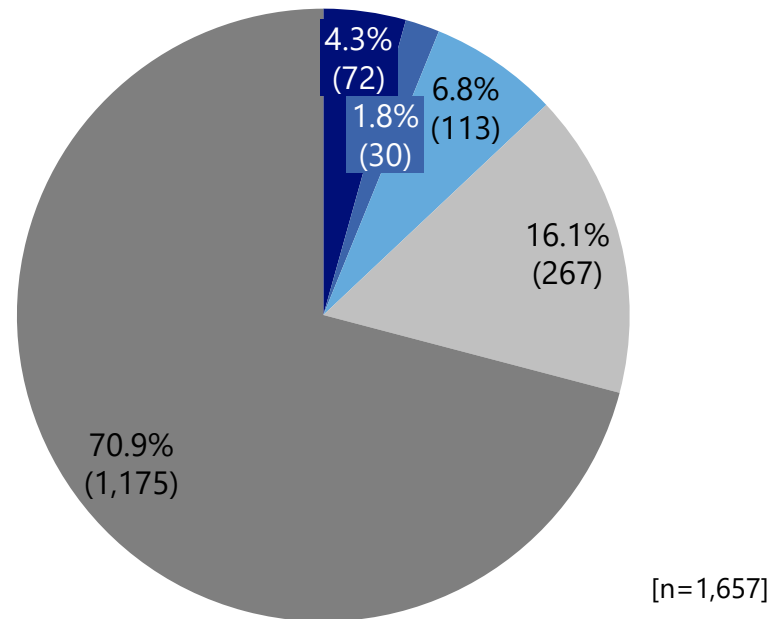
\*任意回答の設問のため、Q2-5(2)①において「1～3」を回答した団体数と必ずしも一致しない

(5) 地域脱炭素化促進事業制度の検討状況 ④市区町村における検討状況

地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討状況 【Q2-5(1)①③】

- 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を設定、または設定に向けた検討を実施している団体は13.0% (216/1,657団体) に留まる。一方、設定の予定がない市区町村は70.9% (1,175/1,657団体) を占める。

区域施策編における地域脱炭素化促進事業に関する事項の検討状況



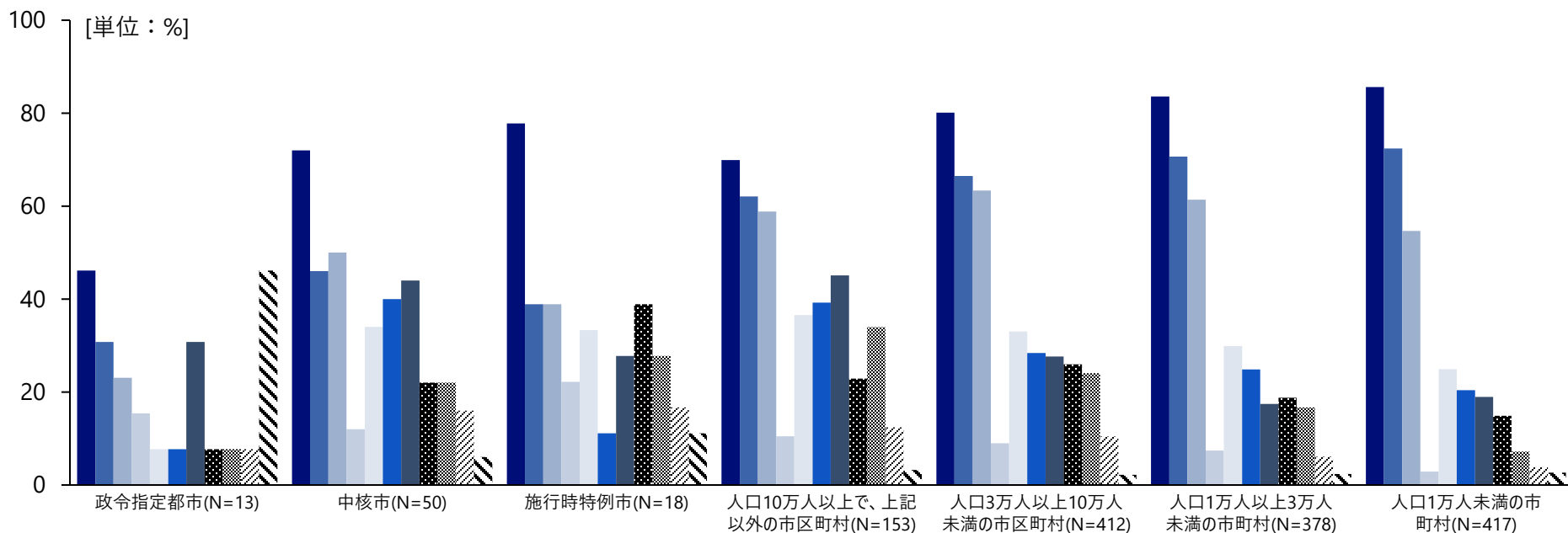
- 設定が完了している
- 設定に向けた検討を進めており、設定予定時期が決まっている
- 設定に向けた検討を開始しているが、時期は未定である
- 設定予定だが、まだ検討を開始していない
- 設定する予定はない

(5) 地域脱炭素化促進事業制度の検討状況 ⑤設定に係る障壁・課題

# 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討を開始していない理由 【Q2-5(1)②】

- 全市区町村において、人材不足を障壁とする割合が高い。小規模団体においては、制度に関する知識・財源不足を課題とする割合が高い。

## 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討を開始していない理由【団体区分別】（複数選択可）



- 人員が不足している
- 制度の知識が不足している
- 財源が不足している
- 都道府県の都道府県基準設定後に検討を予定している
- 環境保全に必要な情報やその他配慮すべき情報が不足している
- 域内の再エネポテンシャルに関する情報が不足している
- 促進区域の候補となるエリアがない
- 脱炭素に関する住民の理解が進んでいない
- 他の部局・課室の理解が得られにくい
- 地域住民の反対が予想され（既に起きており）、地域の合意形成ができない
- その他

1. 事務事業に関する事項

2. 区域施策に関する事項

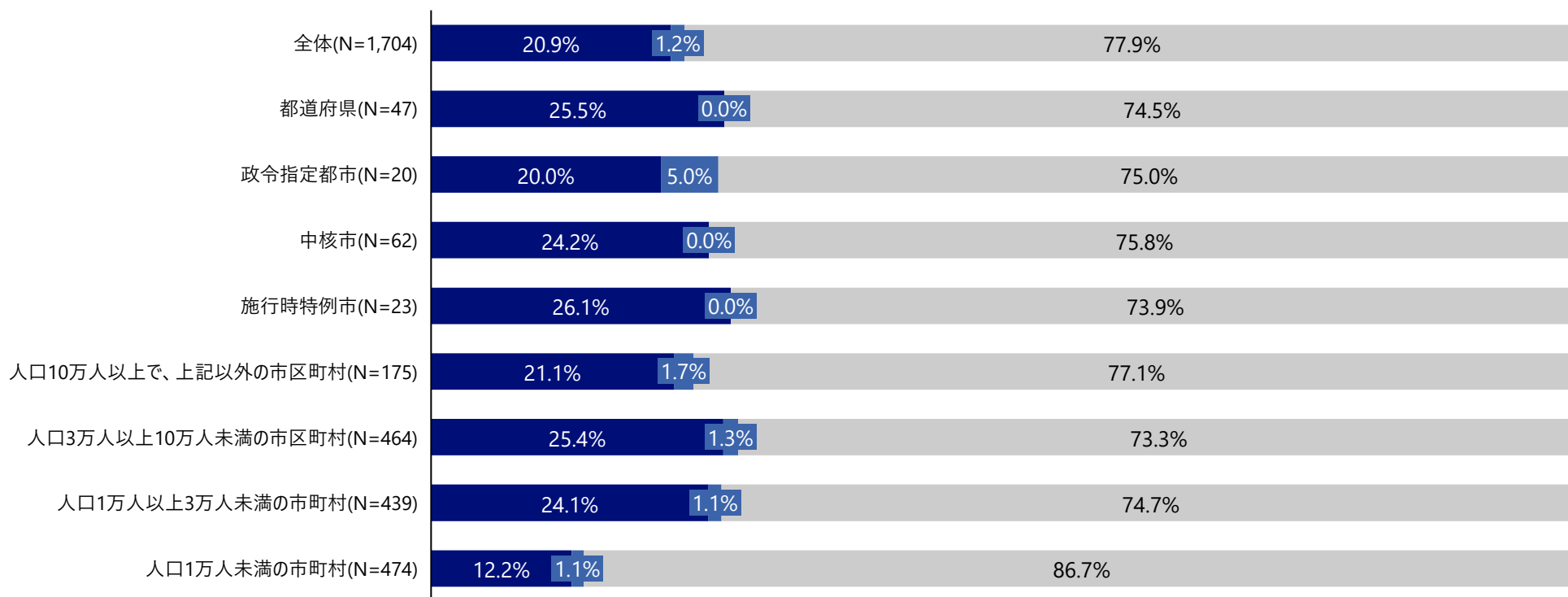
3. その他地球温暖化対策に関する事項

(1) 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況

再生可能エネルギー規制を目的とする条例の制定状況 【Q3-1(1)①】

- 再生可能エネルギー規制条例を制定している団体は、全体で20.9%となっており、団体区分別に見ると、人口1万人未満の市町村以外ではいずれも20%以上であった。

再生可能エネルギー規制条例の制定状況



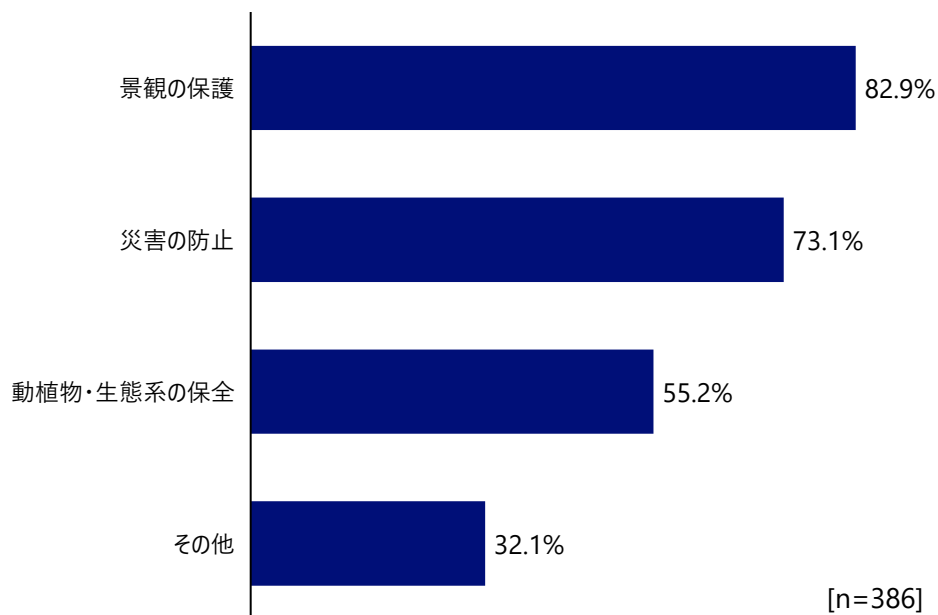
■ 制定している ■ 制定作業中である（審議会での検討段階にある等、制定に向けた動きが公になっている） ■ 制定していない

(1) 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況

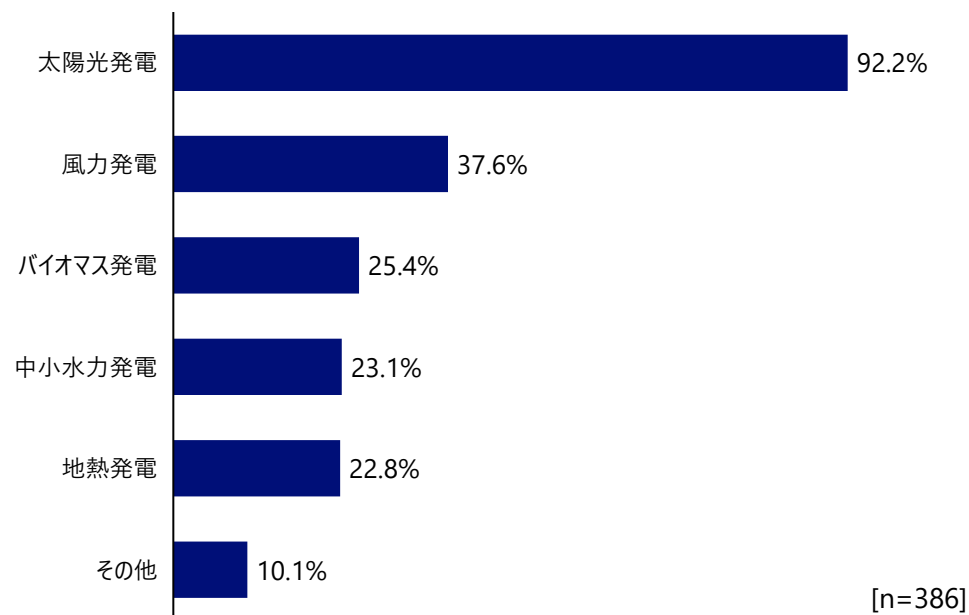
再生可能エネルギー規制を目的とする条例の規制目的/再生可能エネルギー規制を目的とする条例の対象再生可能エネルギー 【Q3-1(1)②】

- 再生可能エネルギー規制条例の規制目的は、「景観の保護」が82.9%と最も多い。
- 対象再生可能エネルギーは、「太陽光発電」が92.2%と最も多い。

再生可能エネルギー規制条例の規制目的（複数選択可）



再生可能エネルギー規制条例の対象再生可能エネルギー（複数選択可）

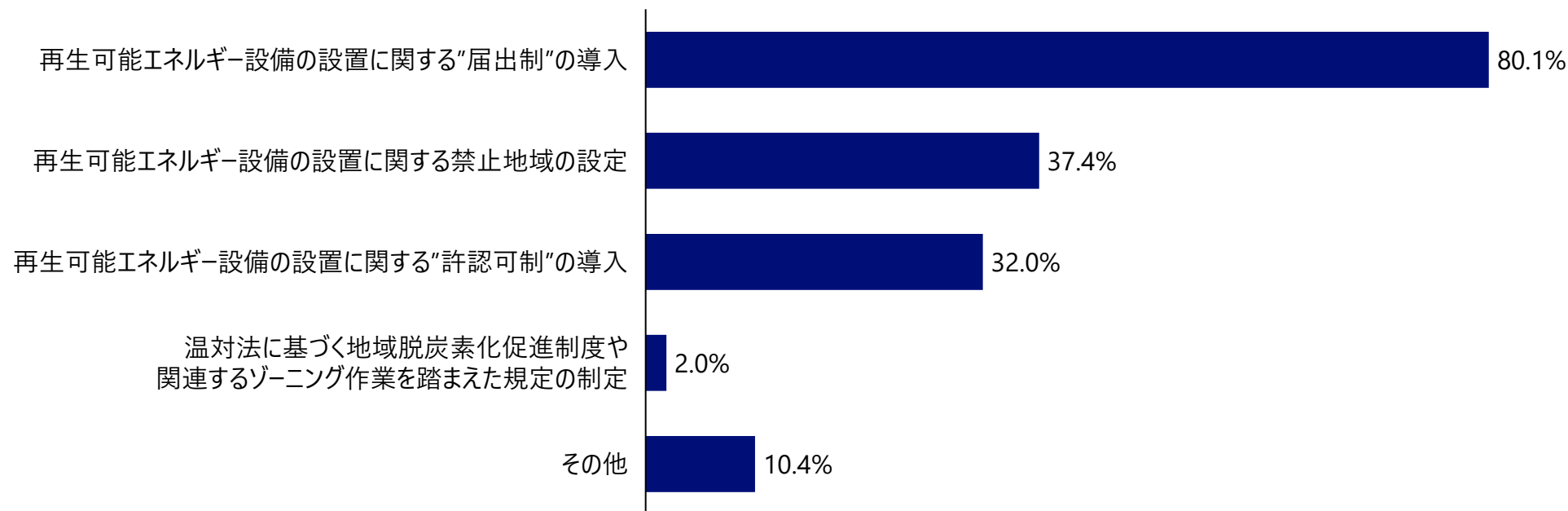


(1) 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況

「再生可能エネルギー利用規制」目的の条例制定内容 【Q3-1(2)】

- 「再エネ利用規制」目的の条例の内容としては、「再エネ設備の設置に関する“届出制”の導入」が80.1%で最も多かった。

「再エネ利用規制」目的の条例制定内容（複数選択可）



[n=356]

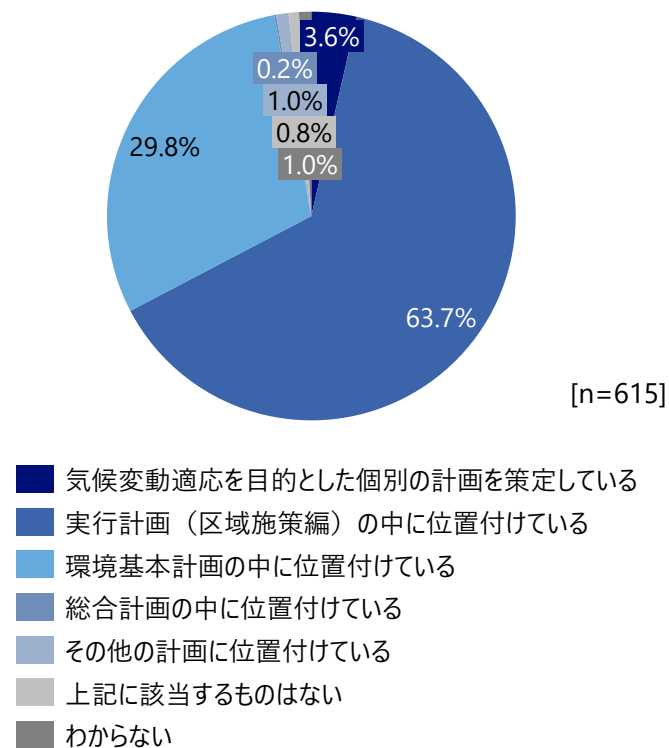
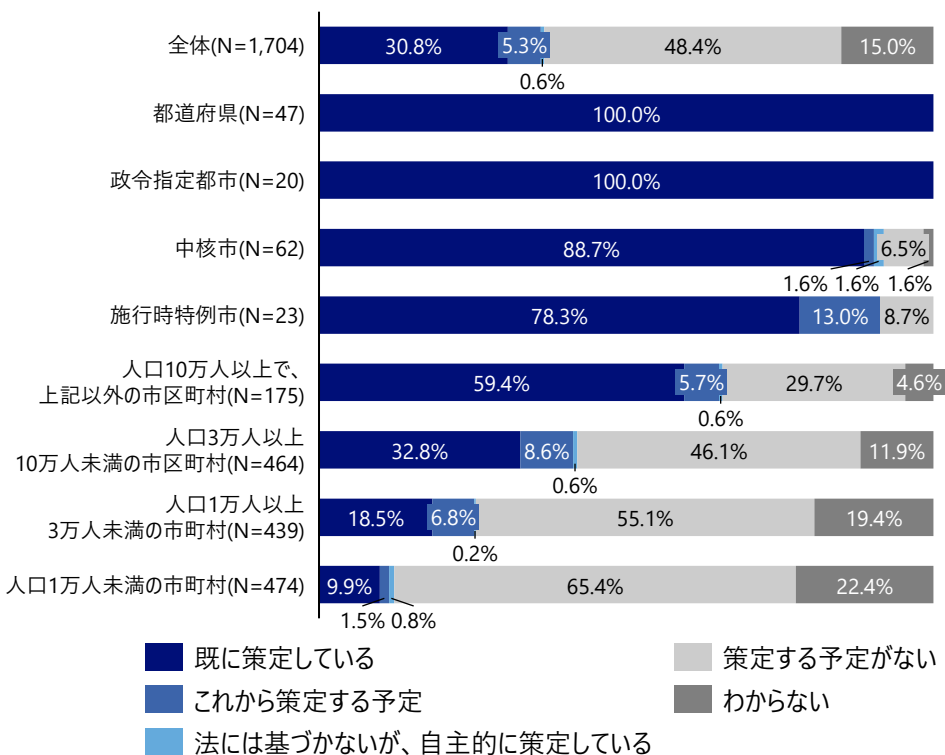
## (2) 気候変動適応に関する取組状況

### 地域気候変動適応計画策定状況 【Q3-2(2)①, Q3-2(2)④】

- 地域気候変動適応計画策定状況を地方公共団体の区分別に見ると、都道府県・政令指定都市においては100%の団体が「既に策定している」と回答している。一方、人口10万人未満の市区町村では、「策定する予定がない」と回答した団体が5割程度を占める。
- 地域気候変動適応計画を策定済または策定予定のある団体における計画の位置づけは、「実行計画（区域施策編）の中に位置付けている」が63.7%（392/615団体）と最多である。「環境基本計画の中に位置付けている」団体も29.8%（183/615団体）存在する。

#### 地域気候変動適応計画策定状況

#### 地域気候変動適応計画の位置付け

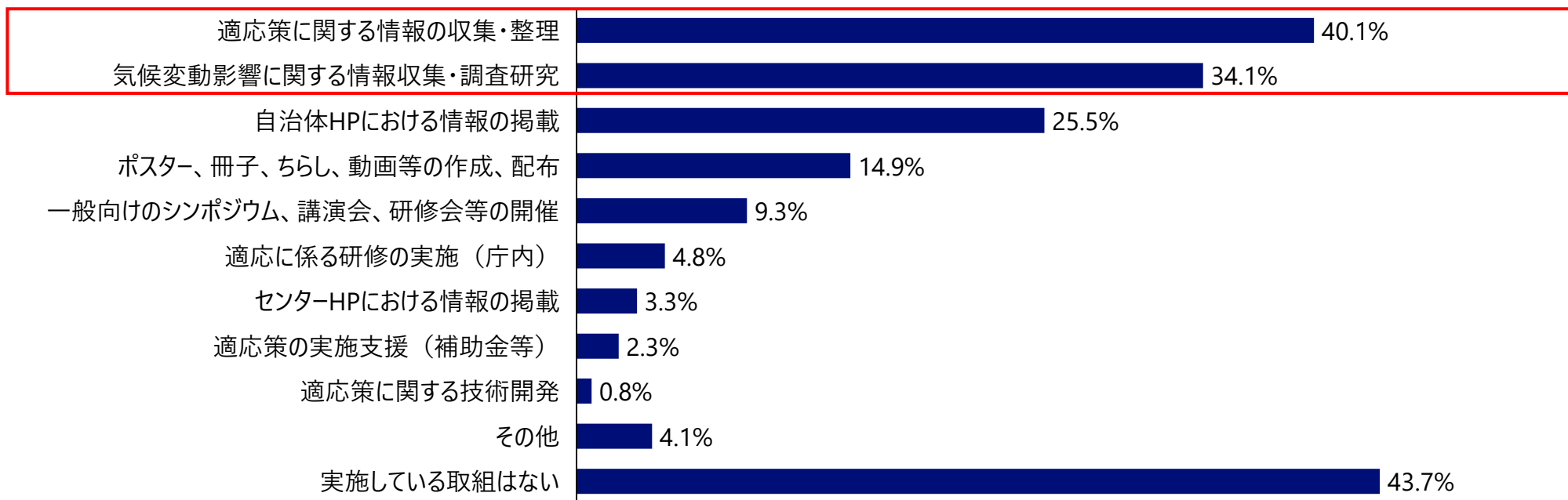


## (2) 気候変動適応に関する取組状況

## 気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容 【Q3-2(4)】

- 都道府県・市区町村における気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容について、「適応策に関する情報の収集・整理」が40.1%（684/1,704団体）と最も多く、「気候変動影響に関する情報収集・調査研究」が34.1%（581/1,704団体）と続く。「実施している取組はない」団体は43.7%（745/1,704団体）となっている。

## 気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容（複数選択可）



[n=1,704]

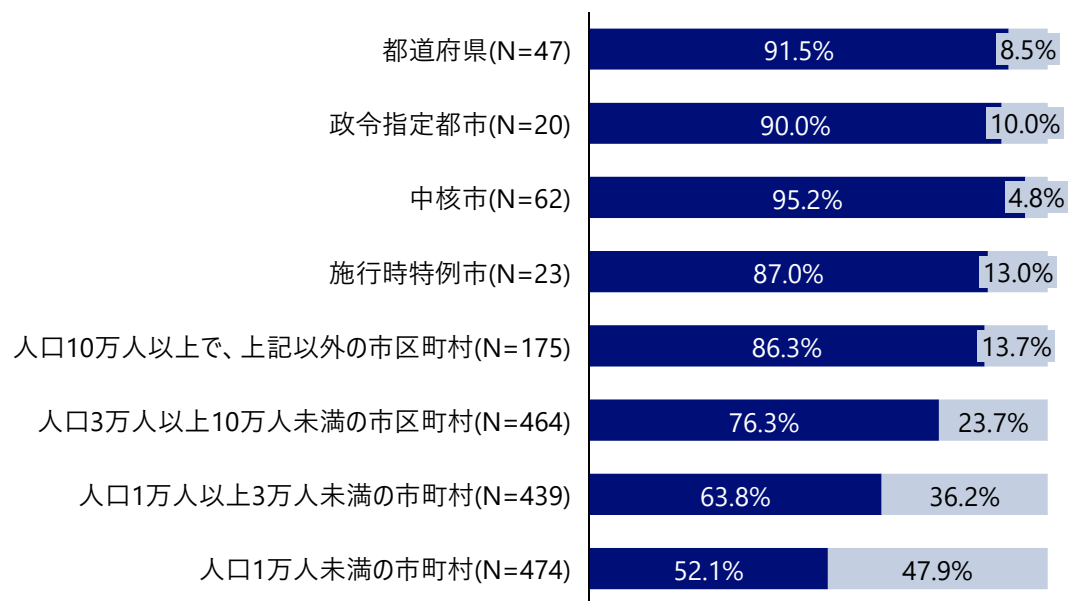
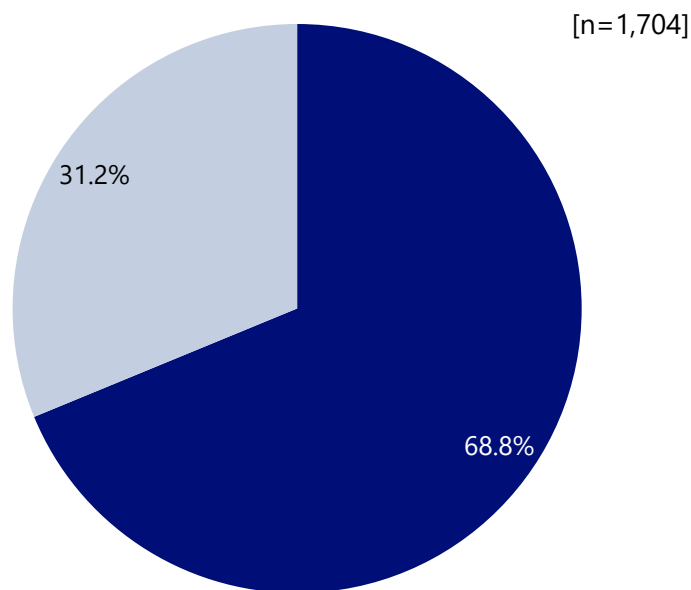
(2) 気候変動適応に関する取組状況

現在の熱中症対策の対応状況 【Q3-2(7)①】

令和6年度と比較した、現在の熱中症対策の対応状況

全体

団体区分別

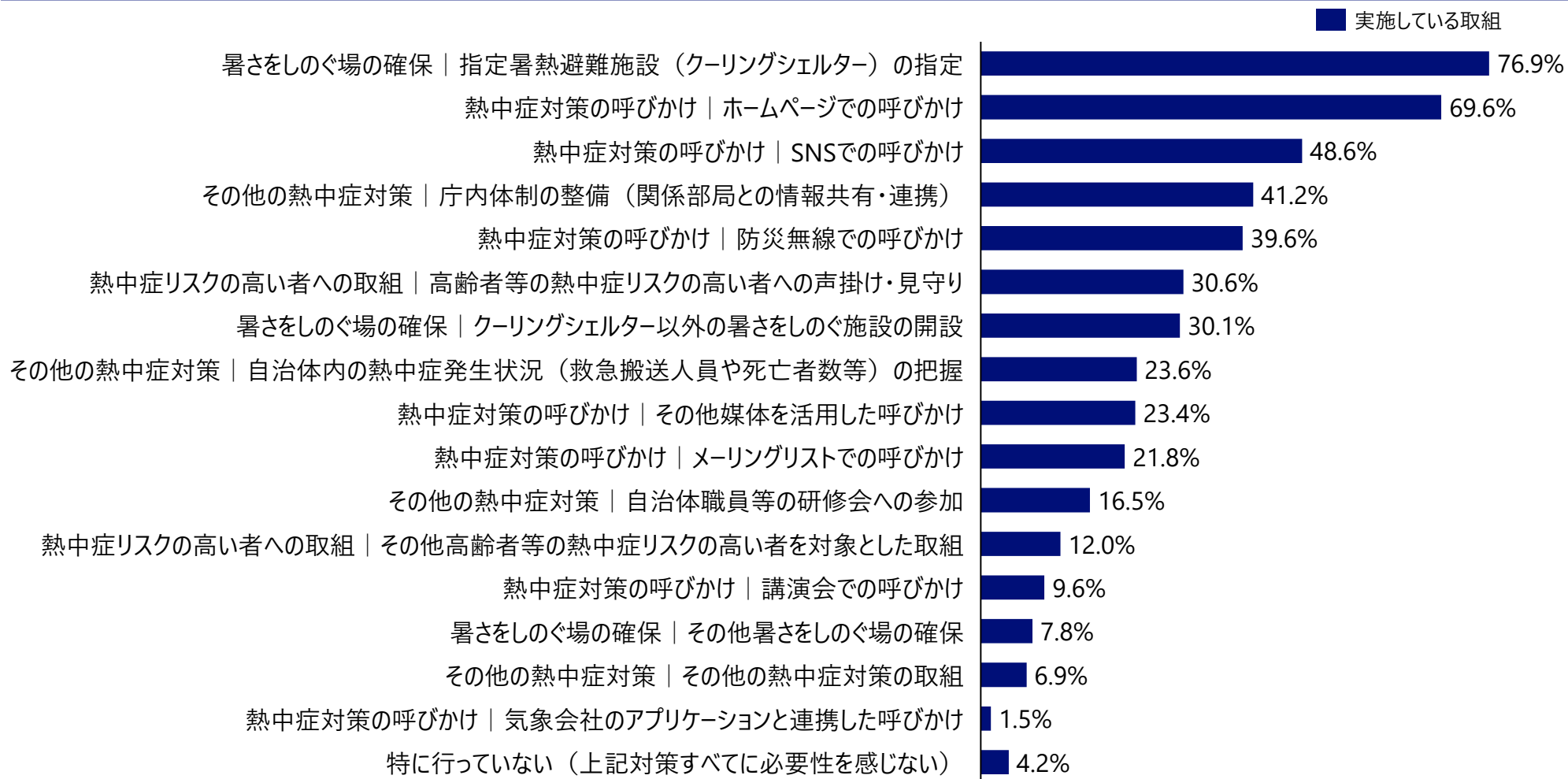


■ はい (熱中症対策をより一層行っている) ■ いいえ (熱中症対策をより一層行っていない)

(2) 気候変動適応に関する取組状況

熱中症対策として行っている取組 【Q3-2(7)②】

実施している熱中症対策の取組（複数選択可）



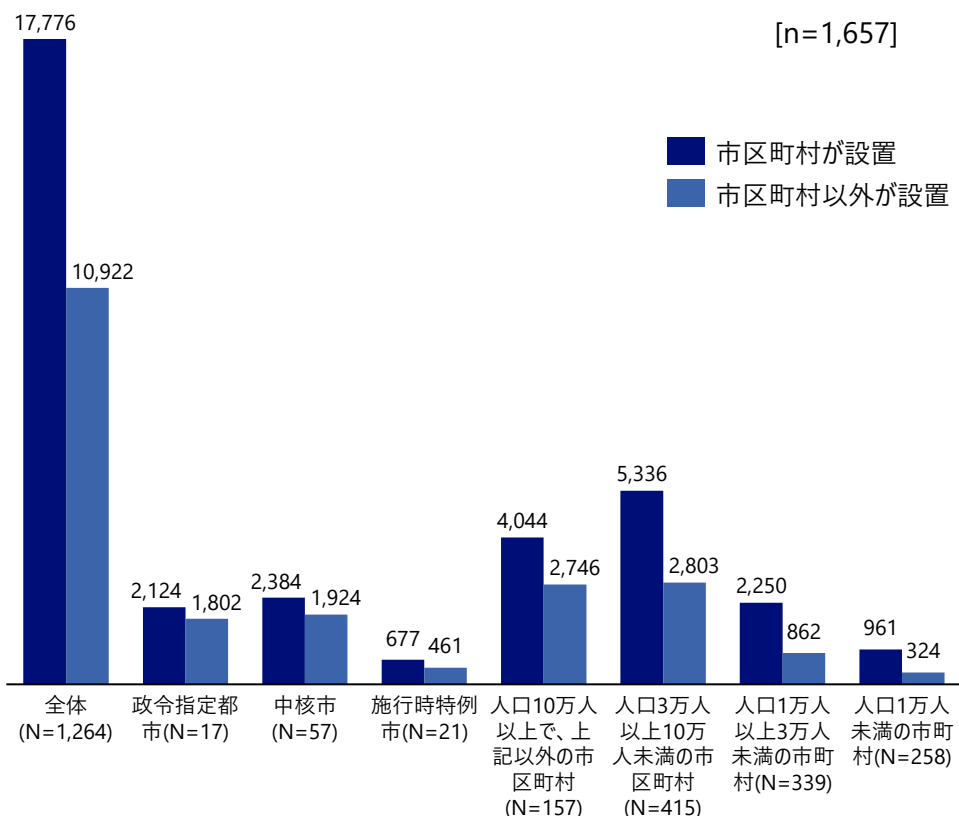
[N=1,704]

## (2) 気候変動適応に関する取組状況

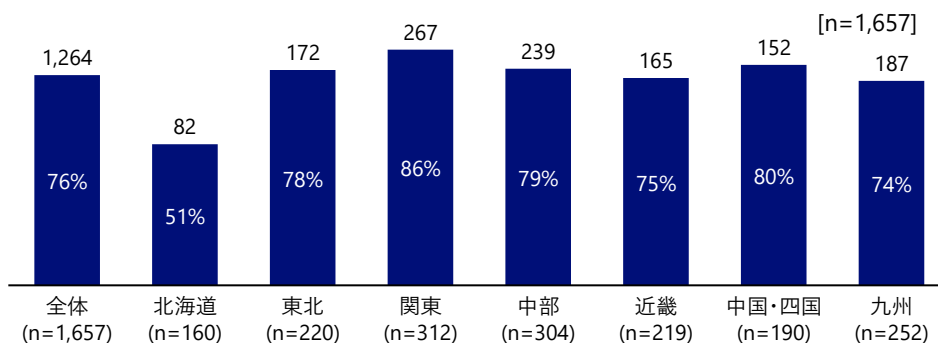
### 指定暑熱避難施設の指定施設数 【Q3-2(7)③】 熱中症対策普及団体の指定団体数 【Q3-2(7)④】

- 指定暑熱避難施設の指定施設を設置していると回答した市区町村は1,264団体であった。
- 市区町村が設置した指定暑熱避難施設は17,776施設、市区町村以外が設置した指定暑熱避難施設は10,922施設であった。
- 熱中症対策普及団体を指定している市区町村は9団体であり、指定団体数は24団体であった。

指定暑熱避難施設の指定施設数 (グラフ内N数は指定暑熱避難施設指定済の団体数)



指定暑熱避難施設指定済の地域別市区町村数



指定暑熱避難施設の地域別指定施設数

